

和歌山県福祉のまちづくり条例

設計マニュアル

和歌山県福祉のまちづくり条例

前文

私たち一人一人が自立し、生きがいをもち、住み慣れた地域で安心して生活を営むことができる真に豊かな福祉社会の実現は、私たちすべての願いである。

このような社会を実現するためには、一人一人が個人として尊重され、社会からのサービスを平等に享受でき、個性と可能性に応じたあらゆる分野での社会参加の機会が平等にもたらされなければならない。

このためには、障害者や高齢者等の行動や社会参加の機会を阻んでいる様々な障壁を取り除き、すべての人が自らの意思で自由に行動し、主体的に社会参加ができ、共に地域社会で快適に暮らせる福祉のまちづくりを推進していくことが必要である。

ここに、私たち県民は、福祉のまちづくりを推進するために、共に力を合わせ、不断の努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

はじめに

障害者、高齢者等の行動や社会参加を阻んでいる障害（バリア）を取り除き、誰もが地域社会で快適に暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、平成8年10月に「和歌山県福祉のまちづくり条例」を制定し、福祉のまちづくり条例設計マニュアルを平成9年3月に作成いたしました。

この設計マニュアルは、条例の目的や考え方に基づき、施行規則に規定する整備基準や、その他望ましい基準となる誘導基準等について図解を含めて具体的に解説するとともに、施設を設計する際の配慮事項や参考事例等も記載したものです。

施設の新築や増改築、改修等の際に、事業者や設計者をはじめ多くの方に有効に活用され、福祉のまちづくりが一層進められますことをご期待いたします。

設計マニュアルの作成にあたっては、和歌山県福祉のまちづくり推進検討委員会委員の皆様方をはじめ、多くの関係者の方々に貴重なご意見やご提案をいただき、共に作り上げてまいりました。ここに作成に携わっていただいた皆様方に深く感謝申し上げます。

最後に、福祉のまちづくりの推進のため、これまでと同様、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

目 次

■ 和歌山県福祉のまちづくり条例の概要

1 条例の概要	2
2 対象とする施設	5
3 手続きフロー図	7

■ 公共的施設における整備基準と解説

マニュアルの見方	9
----------	---

I 建築物

1 出入口	13
2 廊下等（廊下その他これに類するもの）	17
3 階段（その踊場を含む）	27
4 エレベーター	31
5 便所	39
6 駐車場	51
7 敷地内の通路	55
8 観覧席及び客席	59
9 浴室（寝室又は客室内部に設置するものを除く）	63
10 客室	67
11 更衣室及びシャワー室	71
12 休憩場所	73
13 授乳場所	73
14 カウンター及び記載台等	75
15 公衆電話台	77
16 水飲み場	79
17 レジ通路	81
18 案内板等	83
19 避難設備	85
20 エスカレーター	87
21 小規模施設に係る整備基準の特例	89

II 公共交通機関の施設

1 1以上の経路	92
2 通路	97
3 傾斜路	97
4 階段	98

5 便所	99
------	----

III 道路

1 歩道等（歩道、地下道その他の歩行者用通路）	102
2 立体横断施設（地下横断歩道及び横断歩道橋）	108

IV 公園

1 出入口	111
2 園路	113
3 階段	117
4 便所	119
5 案内板等	119
6 水飲み場	121
7 ベンチ	123
8 駐車場	125

V 建築物以外の駐車場

1 駐車場	127
-------	-----

■ 関連資料

1 和歌山県福祉のまちづくり条例	129
2 和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則	136
3 車椅子使用者の基本寸法等	200
4 障害者のための国際シンボルマーク	203
5 標準案内用図記号	205
6 床仕上げ材料の滑り抵抗一覧	207

■ 和歌山県福祉の まちづくり条例の概要

1. 条例の概要

第1章 総則

第1条：条例の目的

- ・福祉のまちづくりについて、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的に実施し、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できる施設等の整備を促進すること

第2条：用語の定義

- ・障害者、高齢者等：障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた人等
- ・公共的施設：多くの人が利用する建築物、公共交通機関の施設、道路、公園等（規則で定める）
- ・公共車両等：鉄道車両、自動車、船舶（規則で定める）
- ・公共的工作物：多くの人が利用する工作物（規則で定める）

第3条：県の責務

- ・福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定、実施

第4条（削除）

第5条：事業者の責務

- ・積極的に福祉のまちづくりに取り組むよう努めるとともに、県の施策に協力

第6条：県民の責務

- ・福祉のまちづくりに関する理解を深め、自ら進んで福祉のまちづくりに取り組むよう努めるとともに、県の施策に協力

第2章 福祉のまちづくりに関する施策

第7条：施策の基本方針

- (1) 福祉のまちづくりについて理解を深め、参画するよう県民意識の高揚
- (2) 自由に行動し、安全かつ円滑に利用できる施設等の整備促進

第8条：啓発活動

- ・事業者及び県民の理解を深めるための広報活動、教育活動その他の啓発活動

第9条：情報の提供等

- ・事業者及び県民に対し、情報の提供、技術的指導及び助言

第10条：推進体制の整備

- ・福祉のまちづくりを推進する体制の整備

第11条：財政上の措置

- ・必要な財政上の措置を講ずるよう努力

第3章 公共的施設等の整備

第1節 公共的施設の整備

第12条：整備基準

- ・公共的施設のうち、不特定かつ多数の者が利用する部分に適用する整備基準（規則で定める）

第13条：公共的施設の整備

- ・公共的施設の新築、新設、用途変更、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替をしようとする者の整備努力

第14条：適合状況の報告及び調査等

- ・公共的施設の整備基準への適合状況についての報告（新築、既存施設）
- ・必要な場合、公共的施設又は工事現場に立入調査（新築、既存施設）

第15条：要請

- ・公共的施設の整備基準への適合その他必要な措置を要請（新築、既存施設）

第16条：機能の維持

- ・公共的施設の整備基準に適合している部分の機能維持努力

第17条：利用の妨げとなる行為の禁止

- ・自転車等の放置等、公共的施設の利用の妨げとなる行為の禁止

第18条：福祉のまちづくり施設認定証の交付

- ・公共的施設を安全かつ円滑に利用できるように配慮された施設であることを証する認定証の交付（新築、既存施設）
- ・認定証の台帳の整備及び閲覧

第2節 特定施設の整備

第19条：特定施設の整備基準への適合

- ・特定施設：公共的施設のうち、一定規模以上の施設（規則で定める）
- ・特定施設の新築、新設、用途変更、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替をしようとする者の整備基準適合義務
- ・地形又は敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない状況の場合、知事と協議し、整備基準を定めることができる

第20条：届出及び勧告

- ・特定施設の新築等をしようとするときは、届出義務
- ・届出義務を怠ったときは、勧告
- ・届出内容の変更のときは、変更内容の届出

第 21 条：指導及び助言並びに勧告

- ・ 第 20 条の届出の際、整備基準に適合しない場合は、指導及び助言
- ・ 正当な理由なく指導及び助言に従わない場合は、勧告

第 22 条：工事の完了の届出

- ・ 特定施設の新築等の工事完了の届出

第 23 条：適合検査

- ・ 工事完了の届出があったときは、適合状況検査

第 24 条：整備基準に適合していない場合の勧告

- ・ 特定施設の新築等の工事完了内容が整備基準に適合していない場合は、勧告

第 25 条：公表

- ・ 第 20 条第 2 項の届出義務を怠ったときの勧告に従わないときは、公表

第 3 節 公共的施設以外の施設等の整備

第 26 条：公共車両等の整備

- ・ 公共車両等の整備努力

第 27 条：公共的工作物の整備

- ・ 公共的工作物の整備努力

第 28 条：住宅の整備

- ・ 県民は、安心して快適に暮らすことのできる住宅の環境づくりを心がける
- ・ 住宅を供給する事業者は、整備された住宅の供給に努める

第 4 章 雑則

第 29 条：国等の特例

- ・ 国等は第 3 章第 2 節の規定は適用除外

第 30 条：規則への委任

附 則

- ・ 公布の日から施行
- ・ ただし、第 3 章及び第 29 条の規定は、平成 9 年 10 月 1 日から施行

2. 対象とする施設

(1) 公共的施設

公共的施設とは、社会福祉施設、病院、官公庁舎、百貨店、飲食店、ホテル、公共交通機関の施設、道路、公園、その他多くの人が利用する施設であって、新築等（新設又は増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替を含む）をする場合には、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための整備基準に適合させるよう努力義務を規定しているものである。

（表の中欄に掲げる施設）

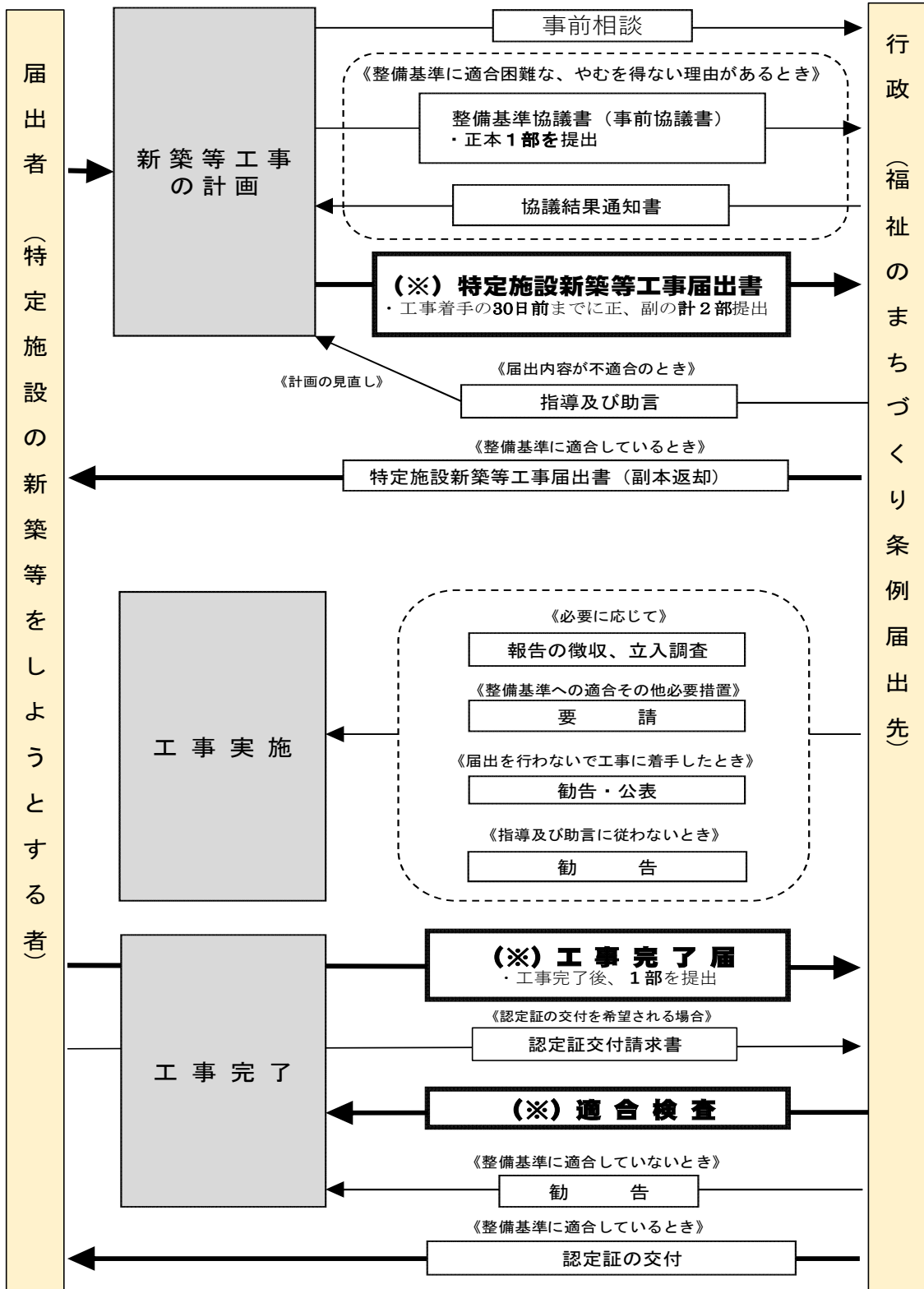
(2) 特定施設

特定施設とは、公共的施設のうち一定規模以上の施設であって、新築等をする場合には、事前の内容の届出義務を規定しているものである。（表の中欄に掲げる施設のうち、その規模が右欄に該当する施設）

区分	公共的施設	特定施設
建築物	1 次に掲げる社会福祉施設その他これらに類する施設 (1) 身体障害者社会参加支援施設等 (身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、児童福祉施設のうち助産施設、障害児入所施設及び児童発達支援センター、保護施設（授産施設を除く）、老人福祉施設及び有料老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院） (2) その他の社会福祉施設 (児童福祉施設のうち(1)以外の施設、授産施設及び隣保館、婦人保護施設、母子福祉施設)	すべてのもの
	2 病院、診療所、助産所及び柔道整復師が業務を行う施術所	すべてのもの
	3 次に掲げる教育文化施設 (1) 学校、専修学校、各種学校その他これらに類する施設 (2) 図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設	すべてのもの
	4 次に掲げる公益施設 (1) 官公庁舎 (2) 国又は地方公共団体等が設置する事務所及び事業所 (3) 郵便局 (4) 一般電気事業を営む店舗 (5) 電気通信事業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）を営む店舗 (6) 一般ガス事業を営む店舗 (7) その他これらに類する施設	すべてのもの
	5 銀行、農業協同組合その他の金融機関の店舗	すべてのもの
	6 神社、仏閣その他これらに類する施設のうち公衆の観覧の用に供する施設	すべてのもの
	7 公衆便所	すべてのもの
	8 集会場その他これに類する施設	すべてのもの
	9 火葬場	すべてのもの
	10 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (1) コンビニエンスストア及び薬局 (2) (1)以外の施設	すべてのもの ----- 用途面積が 200 m ² 以上のもの

区分	公共的施設	特定施設
建築物	11 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類する施設	用途面積が 200 m ² 以上のもの
	12 クリーニング取次店、貸衣装屋、質屋、旅行代理店、美容所、理容所その他のサービス業を営む店舗	用途面積が 200 m ² 以上のもの
	13 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	用途面積が 200 m ² 以上のもの
	14 一般公共の用に供される自動車車庫	用途面積が 500 m ² 以上のもの
	15 ホテル、旅館その他これらに類する施設	用途面積が 500 m ² 以上のもの
	16 冠婚葬祭施設	すべてのもの
	17 展示場その他これに類する施設	すべてのもの
	18 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設	すべてのもの
	19 遊技場、カラオケボックス、ダンスホールその他これらに類する施設	用途面積が 500 m ² 以上のもの
	20 体育館、水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツ練習場その他これらに類する施設	すべてのもの
	21 公衆浴場	用途面積が 500 m ² 以上のもの
	22 床面積が 3,000 m ² 以上の専ら事務所、営業所及び工場の用に供する建築物	すべてのもの
	23 2 及び 10 から 21 までに規定する公共的施設が 2 以上存在する建築物の共用部分	すべてのもの（建築物に存在する公共的施設の欄の 2 及び 10 から 21 までに規定する公共的施設のそれぞれの用途面積を合計したものが 1,000 m ² 以上である場合に限る。）
24 用途面積が 2,000 m ² 以上又は 1 棟当たりの戸数が 51 戸以上の共同住宅	すべてのもの	
25 公共交通機関の施設 (鉄道の旅客駅、バスターミナル、港湾旅客施設、空港旅客施設)	すべてのもの	
建築物以外の公共交通機関の施設	公共交通機関の施設 (鉄道の旅客駅、バスターミナル、港湾旅客施設、空港旅客施設)	すべてのもの
道路	道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法による道路	すべてのもの（都市計画法に係る開発区域、土地区画整理法に係る施行地区の面積がそれぞれ 10,000 m ² 以上であるときに限る。）
公園	都市公園、港湾環境整備施設、動物園、植物園及び遊園地、その他これらに類する公園	すべてのもの
建築物以外の駐車場	一般公共の用に供される駐車場(機械式駐車場を除く)	すべてのもの（自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m ² 以上である場合に限る。）

3. 手続きフロー図（※）は、届出者が必ず行うこととなる手続きです。



※和歌山市内の建築物に関する事務は、和歌山市が行います。
 ※工事着手前には、建築確認申請など関係法令の手続きが必要です。
 ※工事完了届に、認定証が必要な旨を記入した場合、交付請求書の提出は不要です。

■ 公共的施設における 整備基準と解説

マニュアルの見方

ここでは、障害者、高齢者等をはじめとするだれもが住みよいまちづくりを実現するために、条例の整備基準について解説するとともに、公共的施設の設計や建設する際に参考となる配慮事項や個々の具体例などを紹介するものです。

(1) 条例の整備基準の解説

「条例による整備基準」は、施行規則第5条に定められている整備基準であり、条例により整備が求められている事項です。

「誘導基準」は、「条例による整備基準」に加えて、さらに整備を図ることが望ましい事項です。

各項目のうち、特に重要な項目について図などを用いて解説しています。各事項は、記号により次のように分類しています。

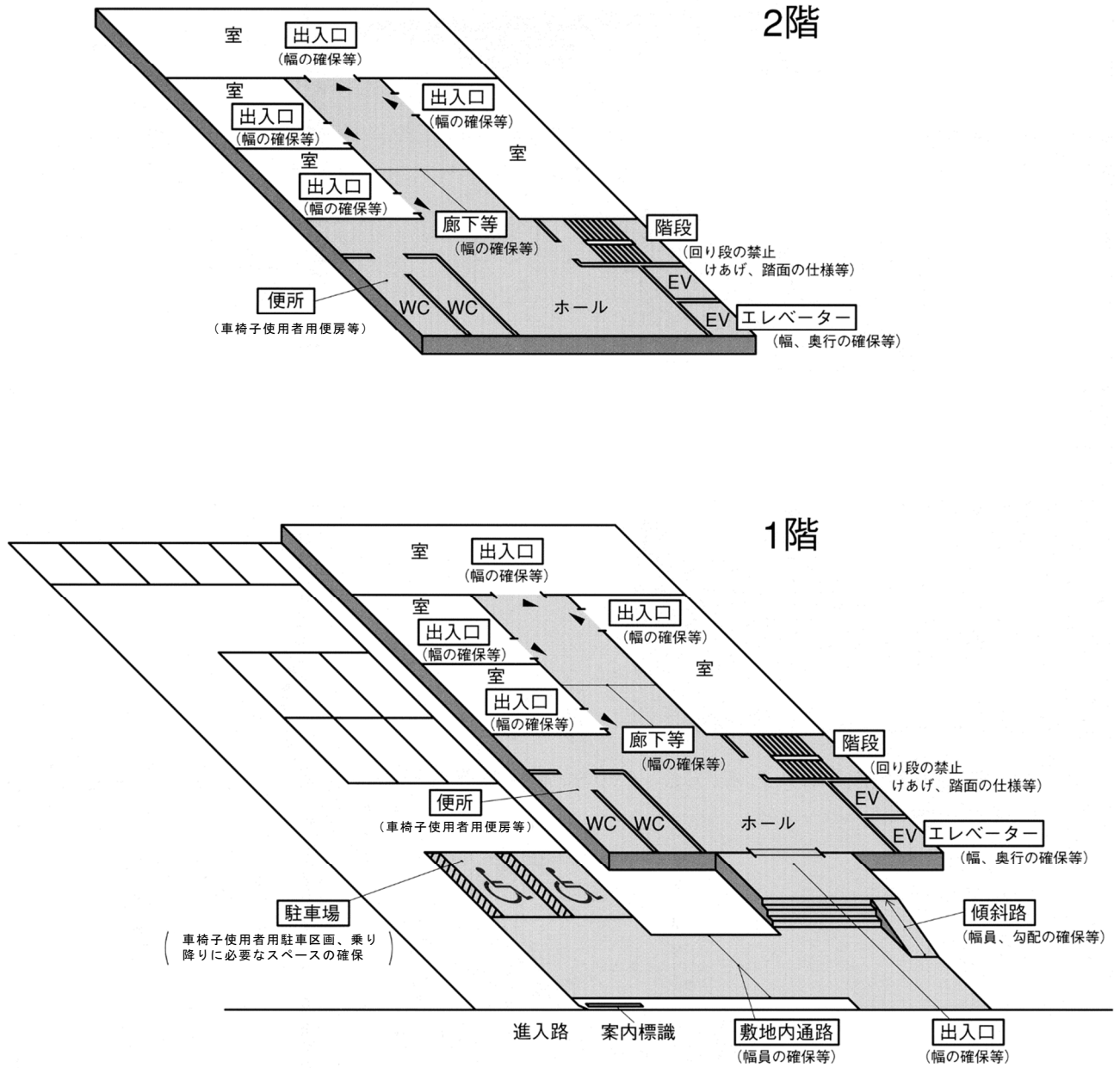
- 条例による整備基準
- 誘導基準（さらに望ましい基準）
- ※ その他の配慮事項

(2) 公共的施設の整備基準の適用範囲

整備基準が適用されるのは、公共的施設のうち不特定、多数の者が利用する部分に限られています。

したがって、例えばスーパーマーケットにおける倉庫に至る荷物用エレベーターや従業員専用の階段、便所など従業員のみが使用する公共的施設、機械式の自動車車庫の内部部分など、そもそも不特定、多数の者が利用しない部分、階段のうち屋外避難階段など通常の一般公衆の通行の用に供される見込みのない避難階段など、普段は不特定、多数の者が利用しない部分については、本基準は適用されません。

公共的施設の整備基準の適用範囲イメージ図



■ 公共的施設の整備基準の適用範囲

I 建築物

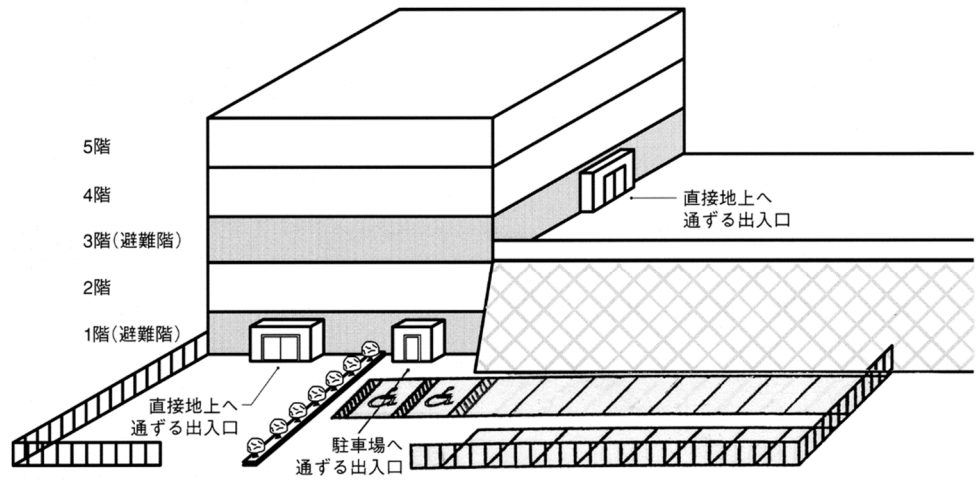
1. 出入口

出入口の基本的な考え方

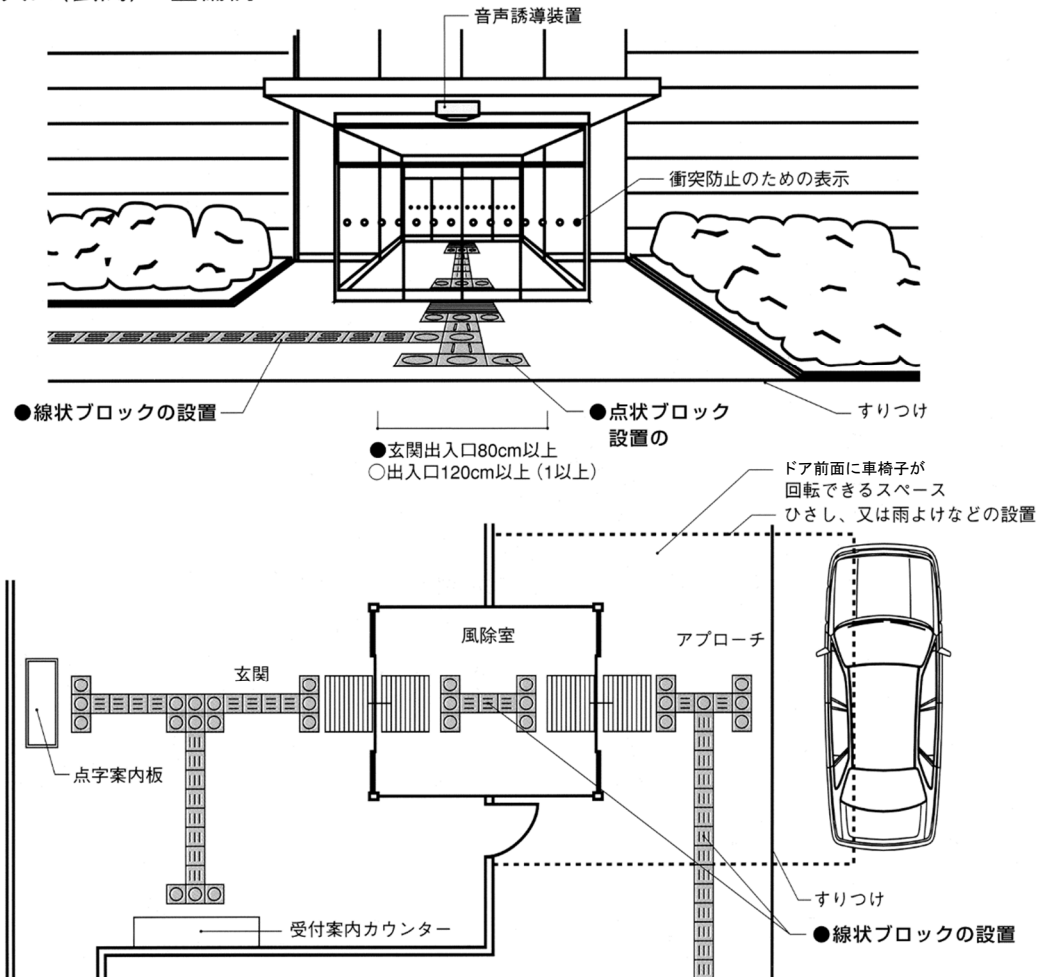
直接地上へ通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口、建築物の各室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、障害者、高齢者等すべての人が安全に利用できるように必要な幅、開閉方法等に配慮した出入口を設置する。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)出入口の構造	<p>● 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室（用途面積が2,000㎡未満の公共的施設の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。ただし、エレベーター等の設置により車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が利用できる階に設けられるものは、この限りでない。2「廊下等」において同じ。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直接地上へ通ずる出入口とは、避難階に位置し、地上へ出ることのできる出入口のことをいう。 ・駐車場へ通ずる出入口とは、公共的施設に設けられる駐車場からその施設へ通ずる出入口のことであり、建築物の出入口には該当しないものを指している。 ・各室の出入口では、用途面積が2,000㎡未満の公共的施設で、4「エレベーター」を設置していない場合、避難階以外の階にある各室の出入口まで、出入口の構造の基準を設けていない。ただし、エレベーター設置により、避難階以外の階を車椅子使用者等が利用できる構造であれば、避難階以外の階であっても出入口は基準どおりにすることを求めている。
ア 幅の確保	<p>● 幅は、内法を80cm以上とすること。</p> <p>【玄関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出入口の幅は、内法を90cm、1箇所以上は120cm以上とする。 <p>【主要な室の出入口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出入口の幅は、内法90cm以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幅80cmとは、車椅子が通過できる寸法である。 ・幅90cmとは、車椅子が通過しやすい寸法である。 ・玄関は通行が多いのでスムーズに通行できる幅120cmとすることが望ましい。
イ 戸の仕様	<p>● 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>【玄関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 玄関扉は、自動式引き戸が望ましい。幅は、内法を120cmとした出入口のうち1以上は自動ドアとする。 ○ 自動ドアの開閉速度は、車椅子使用者などの通行を配慮した速度とする。 ○ ドアの前後には180cm以上のスペース（水平面）を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者、視覚障害者等が通過しにくい回転扉等は使わないようにする。

直接地上へ通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口

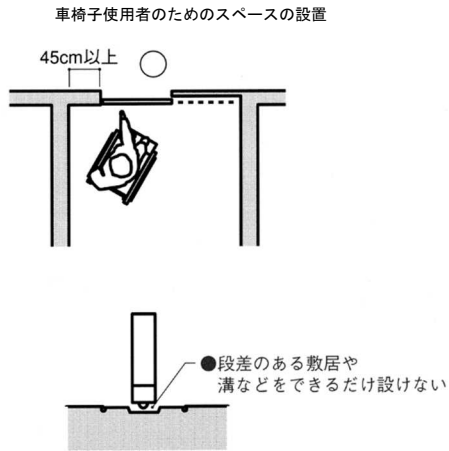


外部出入口(玄関)の整備例

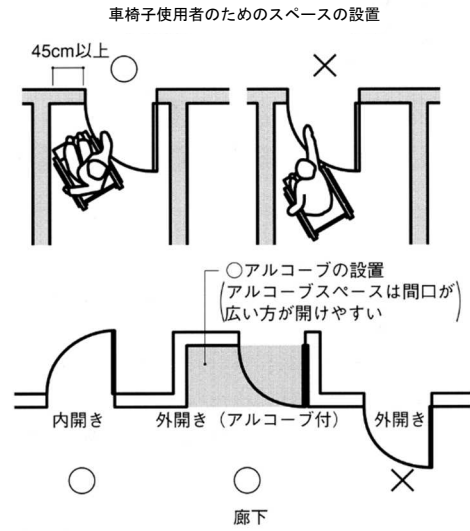


項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
ウ 出入口の段差 解消	<p>○ ガラス戸を使用する場合は、床面 35cm 以下にはガラスを使用しないこと。(自動式引き戸の場合はこの限りではない。)</p> <p>【主要な室の出入口】</p> <p>○ 主要な室の出入口でも自動式引き戸が最も望ましい。これに引き戸、内開き戸の順とする。</p> <p>○ 車椅子使用者が戸の開閉・進入を行うために必要なスペースを確保する。</p> <p>○ 開き戸の場合、開閉により戸の一部が壁面線を越えないように、アルコーブ等を設ける。また、危険防止のため、戸の反対側の動きがわかるように、ガラス窓を設けることが望ましい。</p> <p>○ 戸には、床上 15～35cm 程度まで、「車椅子フットレスト当り」を取り付けることが望ましい。</p> <p>○ ドアハンドルは使いやすい形状のものとする。 ・床面より 85cm 程度の高さに設けることが望ましい。</p> <hr/> <p>● 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>【玄関】</p> <p>○ 玄関マットを使用する場合は、埋込式とし、ハケ状のものは使用しない。</p> <p>【主要な室の出入口】</p> <p>○ 引き戸は開閉が円滑にできるものとし、段差のある敷居や溝は設けないこと。 ・上吊戸方式とすることが望ましい。</p>	<p>・「車椅子使用者が通過する際に支障となる段」とは、例えば高低差が 1cm 程度で、丸みを持ち、又はすりつけを行った段以外の段をいう。</p>
エ その他	<p>【主要な室の出入口】</p> <p>○ ドアハンドルの側の側面の高さ 140cm 程度の位置に室名などを点字で標示するのが望ましい。</p>	

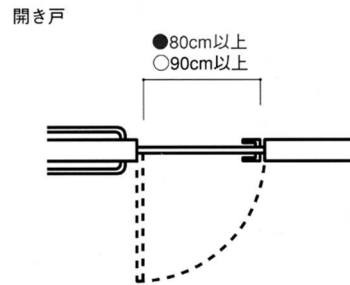
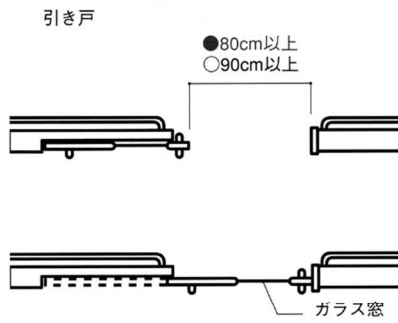
引き戸の形式



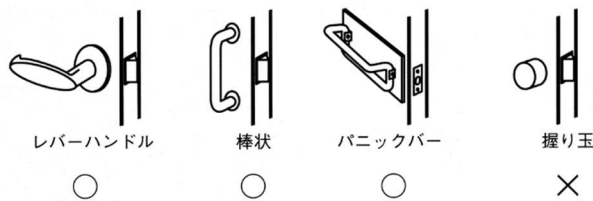
開き戸の形式



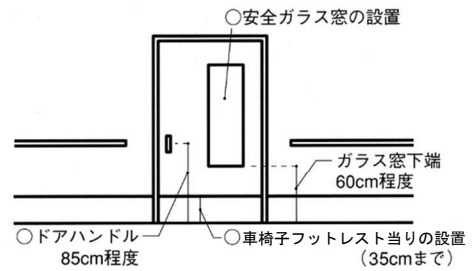
各部屋の出入口の形式



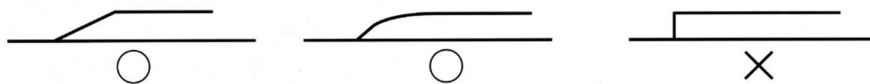
取っ手の形式 (使い易い形状の例示)



車椅子フットレスト当り・ドアハンドル・安全ガラス窓



すりつけの例



2. 廊下等（廊下その他これに類するもの）

廊下等の基本的な考え方

廊下等は、障害者、高齢者等すべての人が安全に通行できるように、車椅子や松葉杖使用者の利用に支障のない幅を確保するとともに、高低差が生じる場合は傾斜路等によって段差を解消するように配慮する。主要な出入口から受付等までの廊下等には、視覚障害者等に配慮した案内や誘導等を適切に行う。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)表面仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ● 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ○ スロープの床面はノンスリップ加工を施した仕上げが望ましい。 	
(2)段の構造	<ul style="list-style-type: none"> ● 段を設ける場合においては、当該段は、3「階段」に定める構造に準じたものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3「階段」に規定するように、手すりの設置、回り段の禁止、識別しやすくつまずきにくい段、階段の上端付近の点状ブロック等の敷設などの配慮を行う。
(3)車椅子利用者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 直接地上へ通ずる1「出入口」に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1「出入口」に定める構造の各出入口から各室の1「出入口」に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4「エレベーター」の(2)アからエまでに定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「直接地上へ通ずる各出入口」、「駐車場へ通ずる各出入口」、「各室の出入口」とは、1「出入口」に定める構造のものをいう。
ア 幅の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 幅は、内法を120cm以上とすること。 ○ 廊下の幅は、内法を180cm以上（廊下等の末端付近及び区間50m以内ごとに2人の車椅子がすれ違うことができる構造の部分の設ける場合は、140cm以上）（手すりを除く）とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅120cmとは、通路を車椅子が通過しやすく、人が横向きになれば車椅子とすれ違える寸法である。 ・ 幅180cmとは2人の車椅子使用者がすれ違うことができる寸法である。
イ 車椅子転回スペース	<ul style="list-style-type: none"> ● 廊下等の末端の付近の構造は車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間50m以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分の設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子使用者が廊下を移動中に目的の部屋を通り過ぎてしまったときなど、廊下幅が狭いとバックせざるを得ないため、これに配慮した規定である。 ・ 車椅子使用者が回転可能な構造とは140cm角以上である。

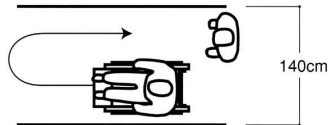
廊下の幅



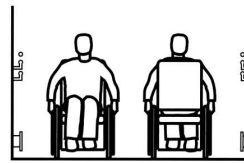
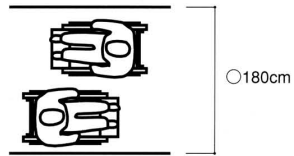
- ・車椅子が通行しやすい寸法
- ・人が横向きになれば車椅子とすれ違える寸法

(参考)

幅140cm:車椅子が転回(180°方向転換)できる寸法



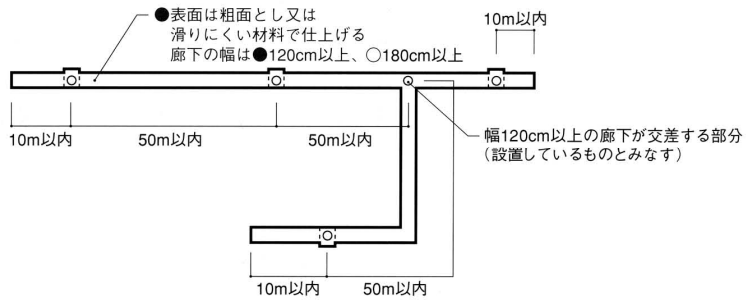
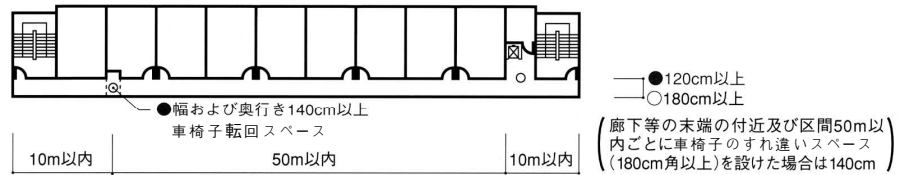
幅180cm:車椅子同士が行き違いやすい寸法



○180cm以上

(廊下等の末端の付近及び区間50m以内ごとに車椅子のすれ違いスペース(180cm角以上)を設けた場合は140cm)

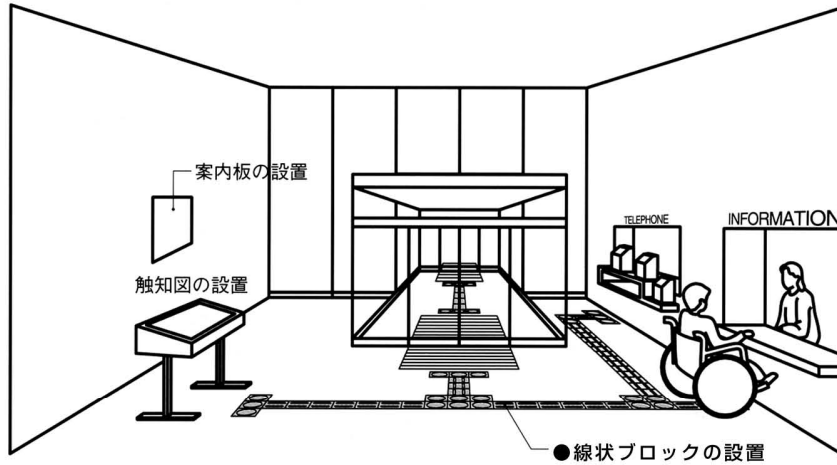
車椅子転回スペースの設置例



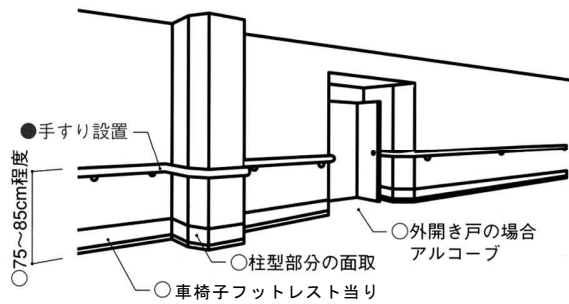
項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
ウ 傾斜路の設置	<p>● 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機(建築基準法第 68 条の 26 により国土交通大臣の認定を取得した昇降機、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 129 条の 3 第 1 項第 1 号の国土交通大臣が定める基準に適合する昇降機又は同法施行令第 129 条の 3 第 2 項第 1 号の国土交通大臣が定める基準に適合する昇降機で専ら車椅子使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。</p>	<p>・ 廊下に高低差がある場合で階段で処理するときは、車椅子使用者が通行できる傾斜路を併設することが必要である。</p>
エ 水平性	<p>● 1 「出入口」に定める構造の出入口、4 「エレベーター」(1)及び(2)に定める構造のエレベーター並びに車椅子使用者用昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p>	
オ 手すり	<p>● 病院等及び身体障害者社会参加支援施設等にあつては、必要に応じて手すりを設けること。</p> <p>○ 手すりは両側に連続して設けることが望ましい。</p> <p>※ その他の施設についても、手すりを設けることが望ましい。</p> <p>※ 手すりは、できる限り廊下等の両側に連続して設ける。</p>	

<p>(4)視覚障害者への対応</p>	<p>● 直接地上へ通ずる1「出入口」に定める構造の出入口のうち、1以上の出入口から人又は18「案内板等」の(1)に定める案内板等により、視覚障害者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等には、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること（共同住宅及び自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。）。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により、視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口から受付等まで視覚障害者を誘導する措置が必要であるため、これに配慮した規定である。 ・ 「受付等」にはインターホン（入口付近であれば建物の内部、外部を問わない。）の設置や点字の平面図による案内板等も含む。 ・ 「視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物」とは、自動車教習所や運転免許センター等が該当する。 ・ 「誘導上支障がない場合」とは、 <ol style="list-style-type: none"> ①入口で常時勤務している人により、誘導が可能な場合 ②受付が入口の正面にある場合 ③自動車車庫などで運転手等の視覚障害者以外のものが必ず同行する用途の場合 ④建築物外部の出入口付近にインターホンを設けた場合 ⑤整備基準「敷地内の通路への線状ブロック及び点状ブロック敷設」に対して、21「小規模施設に係る特例」を適用した場合 等が考えられる。 ・ 線状ブロック等とは、視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。 ・ 点状ブロック等とは、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。
---------------------	---	--

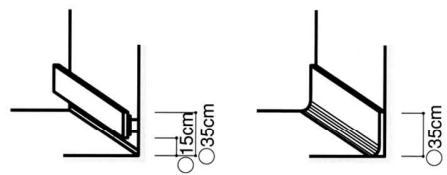
出入口から受付等までの廊下の整備例



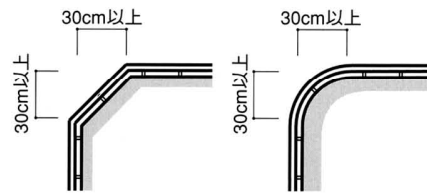
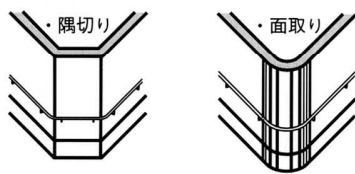
廊下の整備例



車椅子フットレスト当りの設置例

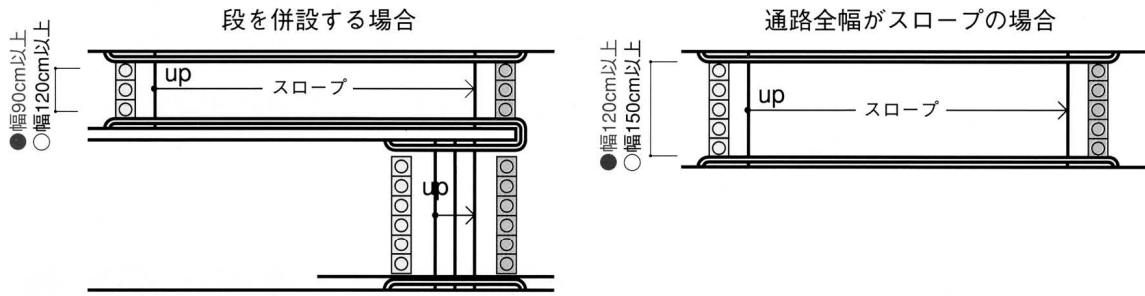


曲がり角・柱型の例

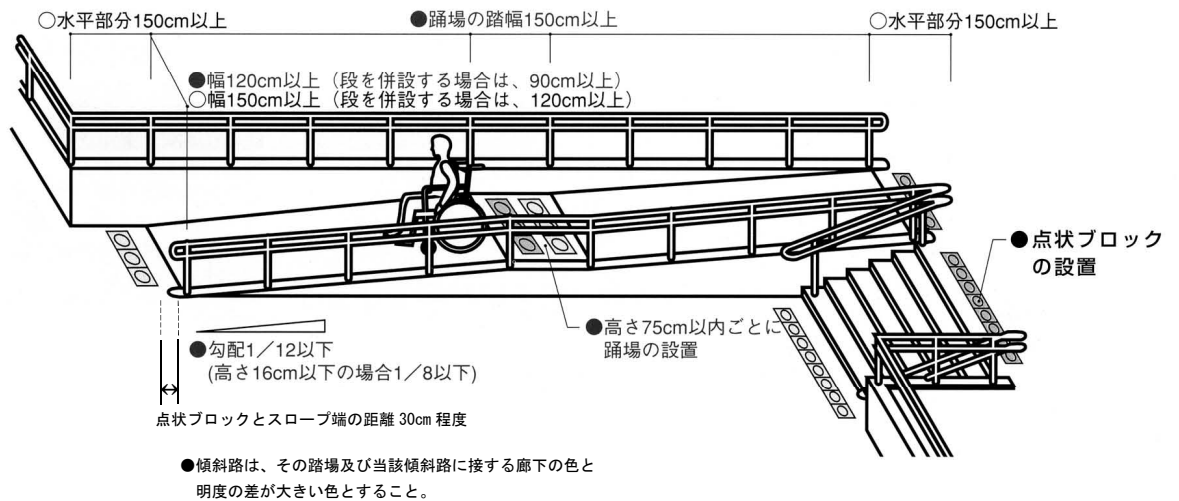


項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(5)傾斜路の構造 ア 幅	<p>● 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>● 幅は、内法を 120cm（段を併設する場合にあっては、90cm）以上とすること。</p> <p>○ 幅は、内法を 150 c m（段を併設する場合にあっては、120 c m）以上とすること。</p>	<p>・ 幅 120cm とは、人が横向きになれば車椅子とすれ違える寸法である。</p> <p>・ 幅 90cm とは、通路を車椅子が通行できる寸法である。</p> <p>・ 幅 150cm とは、人と車椅子がすれ違える寸法である。</p>
イ 勾配	<p>● 勾配は、12 分の 1（傾斜路の高さが 16cm 以下の場合にあっては、8 分の 1）を超えないこと。</p>	<p>・ 車椅子使用者が昇降しやすい勾配である。</p>
ウ 踊場	<p>● 高さが 75cm を超える傾斜路にあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場を設けること。</p>	<p>・ 傾斜路が長く（勾配 1/12 で 9 m）なる場合、途中で車椅子使用者が休憩又は減速できるような平坦な部分を設ける。</p>
エ 手すり	<p>● 傾斜路には、手すりを設けること。</p> <p>○ 手すりは、原則として両側に連続して設ける。</p> <p>○ 傾斜路の側面が壁面に接しない場合は、5 cm 以上の立ち上がりを設ける。</p>	<p>・ 片側まひの方による利用も考えると、両側に設置するのが望ましい。</p> <p>・ 車椅子の脱輪防止及び松葉杖等で危険を予知させるための配慮である。</p>
オ 表面仕上げ	<p>● 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>	
カ 踊場及び通路との識別	<p>● 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p>	<p>・ 弱視者などの視覚障害者に配慮した対応である。</p>
キ 点状ブロック等	<p>● 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること（学校等、共同住宅、自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。）。</p> <p>○ 傾斜路の端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設する。</p> <p>○ 傾斜路の始点及び終点には 150cm 以上の水平部分を設ける。</p> <p>○ 傾斜路の始点及び終点の手すり端部には、現在位置を点字で標示することが望ましい。</p>	<p>・ 「視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物」については、P.21 基準の解説と同様とする。</p>

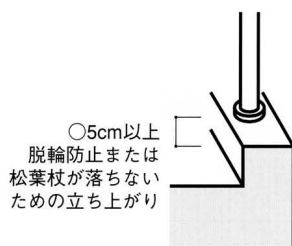
傾斜路の幅員



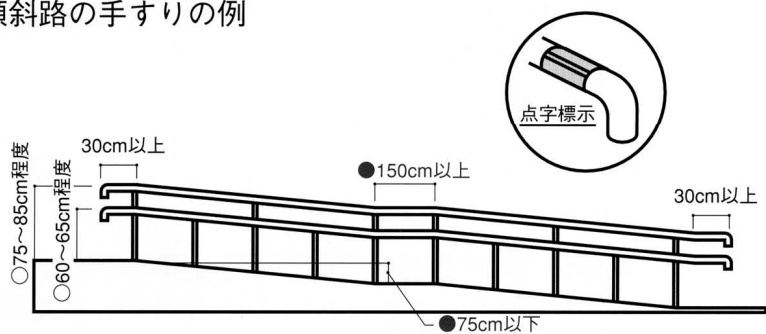
傾斜路の整備例



縁部の立ち上がり

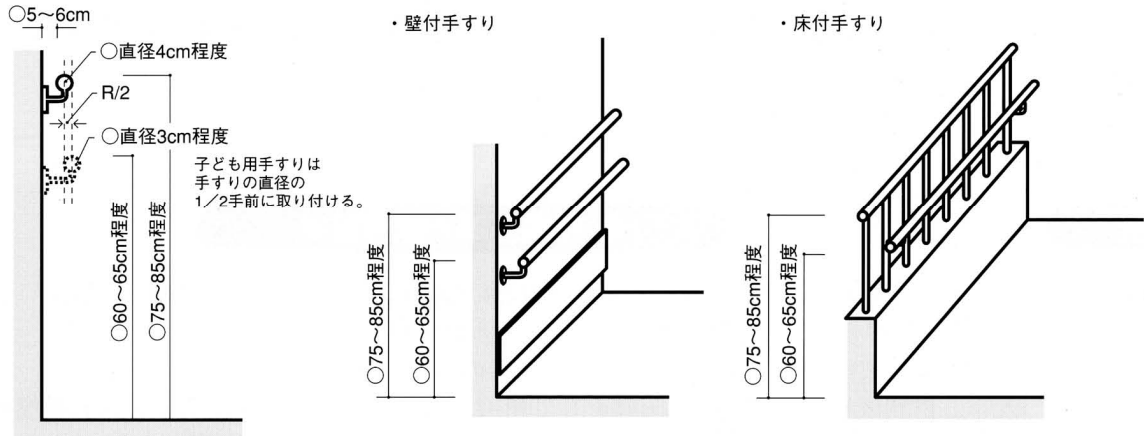


傾斜路の手すりの例

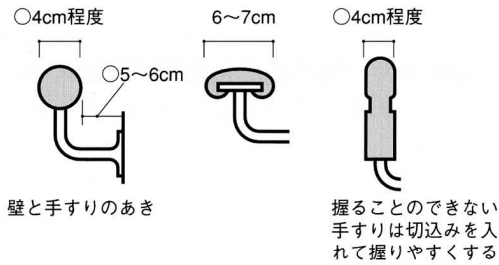


項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(6)その他 ア 手すりの構造	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手すりの取付けの高さは、75～85cm 程度、2段の場合は子供用を 60～65cm 程度とし、連続して設けるのが望ましい。 ○ 形状は、外形4 cm（小児用にあっては3 cm）程度の握りやすいものとする。 ○ 手すりと壁との間隔は5～6 cm 程度とし、手すりの下側で支持する構造とする。 ○ 手すりの端部は、危険防止のため、下又は壁面方向に曲げる。 ○ 端部、曲がり角及び階段の始点、終点などの要所には、現在位置などを点字で標示する。 	
イ その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 曲がり角、柱型は、「隅切り」又は「面とり」などにより、危険防止の配慮をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・消火栓、配電盤等、通行の支障となる突出物を設けないようにする。 ○ 車椅子のフットレストが当たりやすい床上15～35cm 程度まで「車椅子フットレスト当り」を取りつける。 ○ 廊下等に向かって開く戸を設ける場合は、開閉により障害者、高齢者等の通行の安全上支障がないよう、アルコーブを設けるなど必要な措置を講じること。 ○ 障害者、高齢者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設ける。 <p>※ 照明は、通行に支障がない明るさが確保できるよう配慮する。</p>	

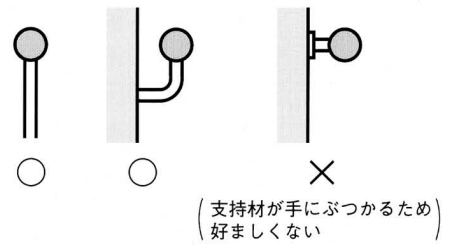
手すりの設置例



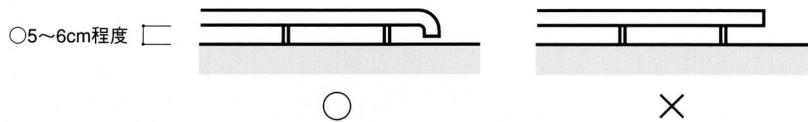
手すりの形状



壁への取り付け



端部の形状



3. 階段（その踊場を含む）

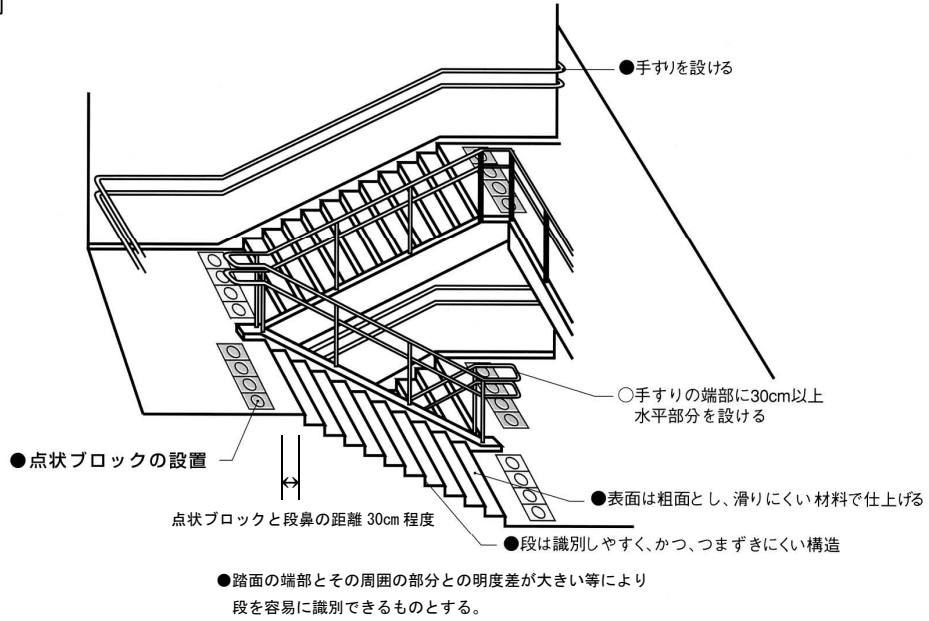
階段の基本的な考え方

階段は、高齢者や杖使用者等さまざまな人が安全に利用できるように、回り階段は避け、滑りにくく、かつ、つまずきにくい形状とし、連続して手すりを設けるように配慮する。

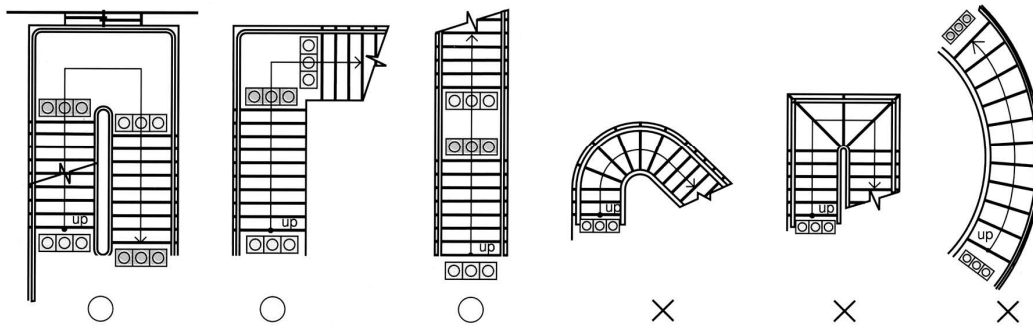
転落などの事故の危険性が高いことから、視覚障害者のために点状ブロック等を敷設し、段を識別しやすいような配慮をする。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1) 階段の構造 ア 手すり	<ul style="list-style-type: none"> ● 階段は、次に定める構造とすること。 ● 手すりを設けること。 ○ 階段の両側に、連続して手すりを設けること。 ○ 手すりの端部、踊り場等の水平部分となる手すりは、30cm以上の水平部分を設け、廊下などの手すりと連続させる。 ○ 手すりの起点及び終点には、点字で階数等を表示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段の昇降を安全に行うための措置である。 ・ 片側まひの方による利用も考えると、両側に設置するのが望ましい。
イ 回り段の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ● 主たる階段には、回り段を設けないこと。 ○ 階段は、直接階段又は折れ曲がり階段を原則とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等にとって一つの踏面で内側と外側の寸法が異なる回り階段は非常に危険であるとともに、視覚障害者が方向感覚を失いやすい。
ウ 表面仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ● 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ○ 段鼻にはノンスリップ等の滑り止めを設け、材質は杖の滑りにくいものとする。 	
エ けあげ、踏面の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ● 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。 ● 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくいものとする。 ○ けあげは16cm以下、踏面は30cm以上、け込みは2cm以下とする。 ・ 各階とも、けあげ及び踏面の寸法は同一とする。 ・ け込み板は必ず設け、け込み板から踏面が著しく突き出さないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弱視者など視覚障害者を配慮した対応である。 ・ 足などひっかけやすい構造は避ける。
オ 点状ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> ● 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること（学校等、共同住宅、自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。）。 ○ 階段の端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物」については、P.21 基準の解説と同様とする。

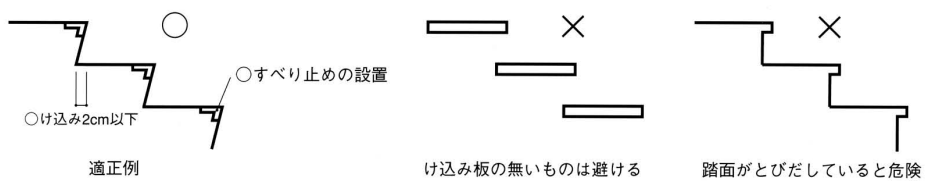
階段の整備例



階段の形式

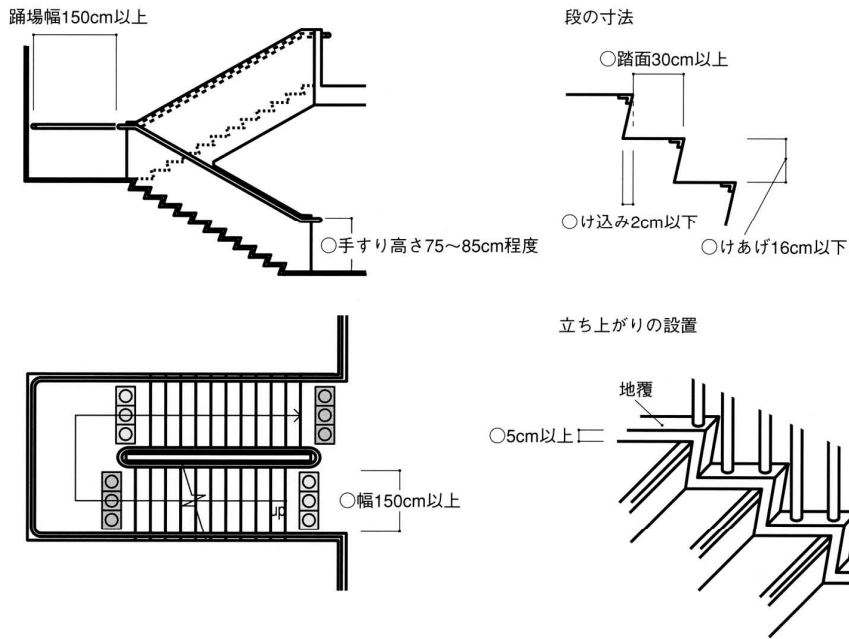


けあげ、踏面の形状（つまずきにくい構造の例）

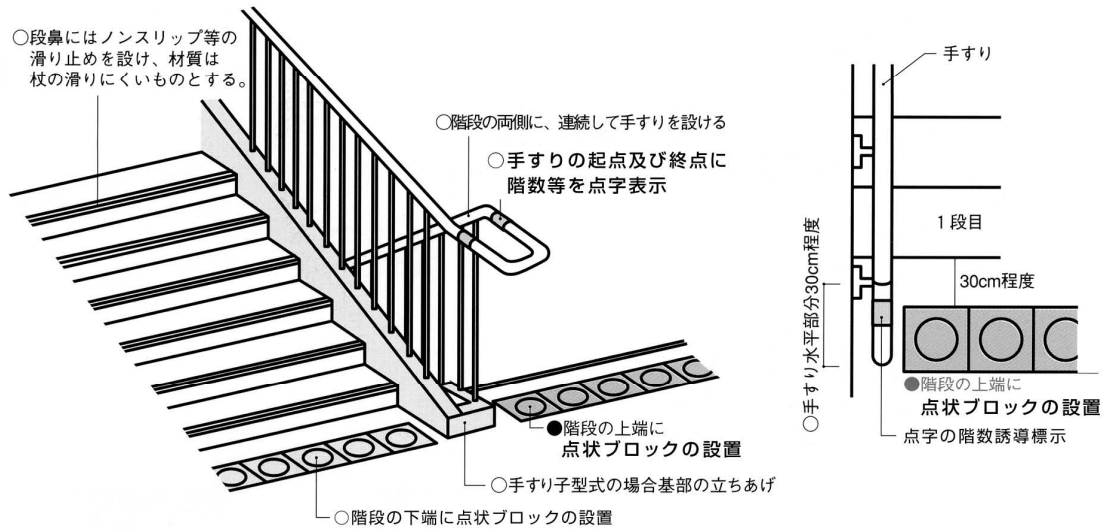


項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
カ その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幅は、内法を 150cm 以上とする。 ○ 階段の側面が壁でない場合（手すり子型式）は、基部を 5 cm 以上立ち上げる。 ○ 階段を設ける場合、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（2以上の階にわたるときには、4.「エレベーター」に定める構造のものに限る。）を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幅 150cm とは、松葉杖利用者が階段を円滑に昇降できる寸法である。 ・杖などが落下しないようにするための措置である。 ・「階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」とは建築物内に設ける傾斜路のことである。 ・階段が、車椅子利用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合は除く。

望ましい階段の寸法



視覚障害者等に配慮した整備例



- 踏面の端部とその周囲の部分との明度差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。



・階段手すりに設けられた点字表示

4. エレベーター

エレベーターの基本的な考え方

エレベーターは、障害者、高齢者等すべての人にとって、最も便利で安全な垂直移動手段である。

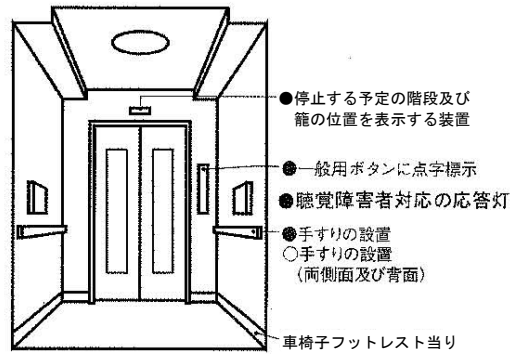
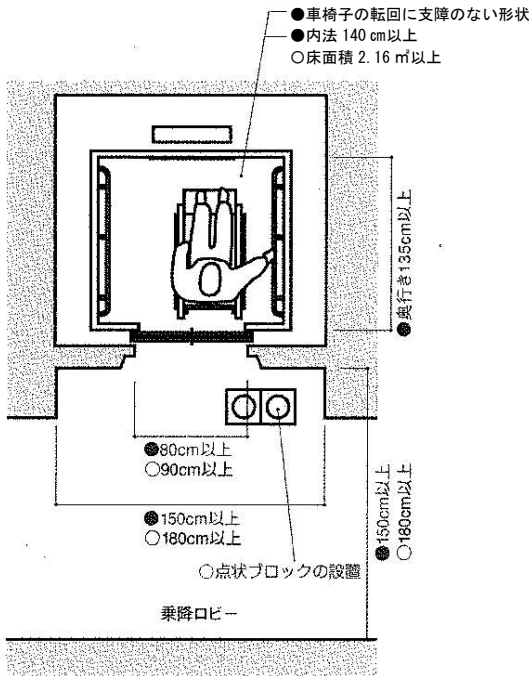
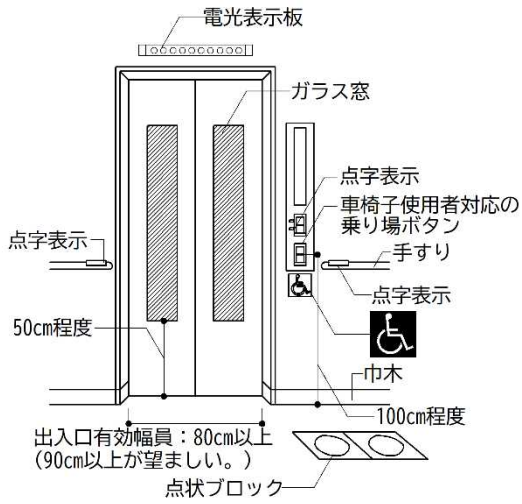
そのため、一定規模以上の建築物についてはエレベーターを設置し、1以上のエレベーターは、車椅子使用者、視覚障害者に配慮した籠の大きさ、構造・設備とする。

また、それ以外の建築物についてもエレベーターを設置する場合、障害者、高齢者等に配慮したものとする。

公共的施設の利用面積	整備基準の概要
2,000㎡以上 (共同住宅を除く。)	以下の(1)のエレベーターを設置(次のような基準に適合) ・間口140cm以上、奥行135cm以上、その他
2,000㎡未満及び共同住宅	以下の(2)のエレベーターを設置(次のような基準に適合) ・間口85cm以上、奥行135cm以上、その他

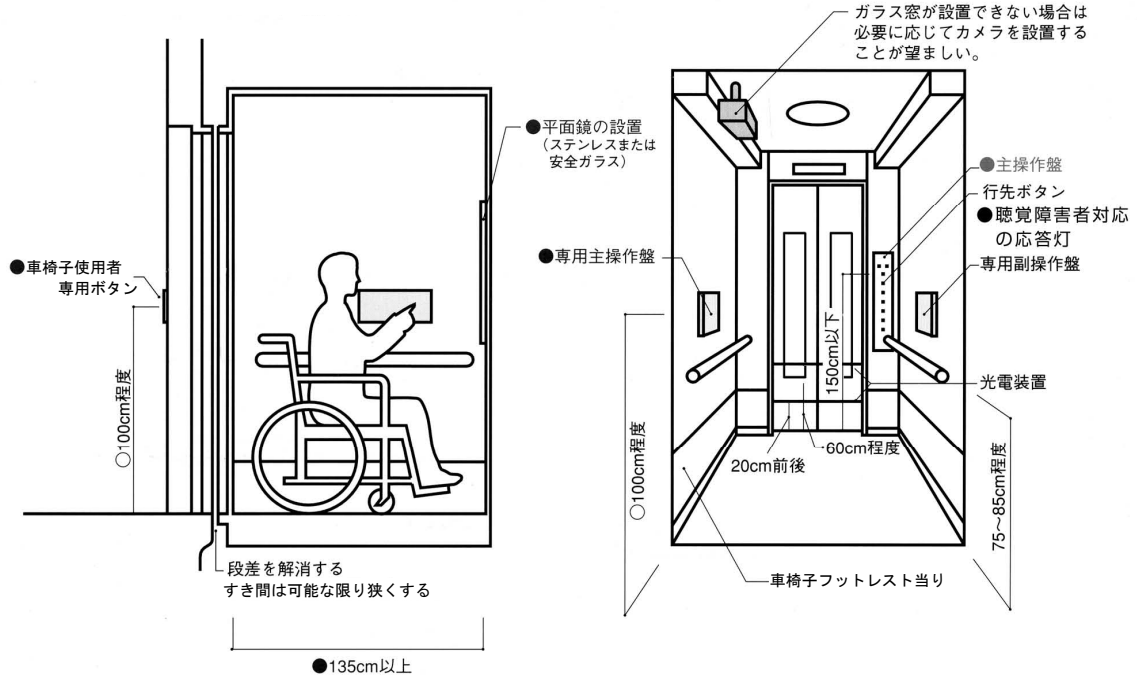
項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1) エレベーターの設置	<p>● 直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設で用途面積が2,000㎡以上のもの(共同住宅を除く。)には、籠が当該階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車椅子使用者が円滑に利用できる部分(以下「車椅子使用者用駐車区画」という。)が設けられている階に限る。)に停止する次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を障害者、高齢者等が享受又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。</p> <p>○ エレベーターは、車椅子使用者が乗り込み、転回できる規格とし、1基以上は車椅子使用者、視覚障害者対応とする。</p> <p>○ 多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は車椅子使用者用浴室等がある階及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止するエレベーターを当該階ごとに1以上設けること。</p>	<p>・「用途面積」とは、公共的施設の利用に供する部分の床面積の合計をいう。</p> <p>・「車椅子使用者駐車区画」は、6「駐車場」を参照。</p> <p>・ただし書については、 ①2階で行っている業務内容を、適宜1階で行える体制を整えている場合 ②車椅子用階段昇降機等により、車椅子使用者等を2階に上げることができる場合等が含まれる。</p>
ア 籠の床面積	<p>● 籠の間口は、内法を140cm以上とすること。</p> <p>○ 籠の大きさは、2.16㎡以上とする。</p>	<p>・JISの11人乗りエレベーターの床面積は、1.89㎡(幅1.4m×奥行1.35m)</p> <p>・JISの13人乗りエレベーターの床面積は、2.16㎡(幅1.6m×奥行1.35m)</p>

エレベーターの形式

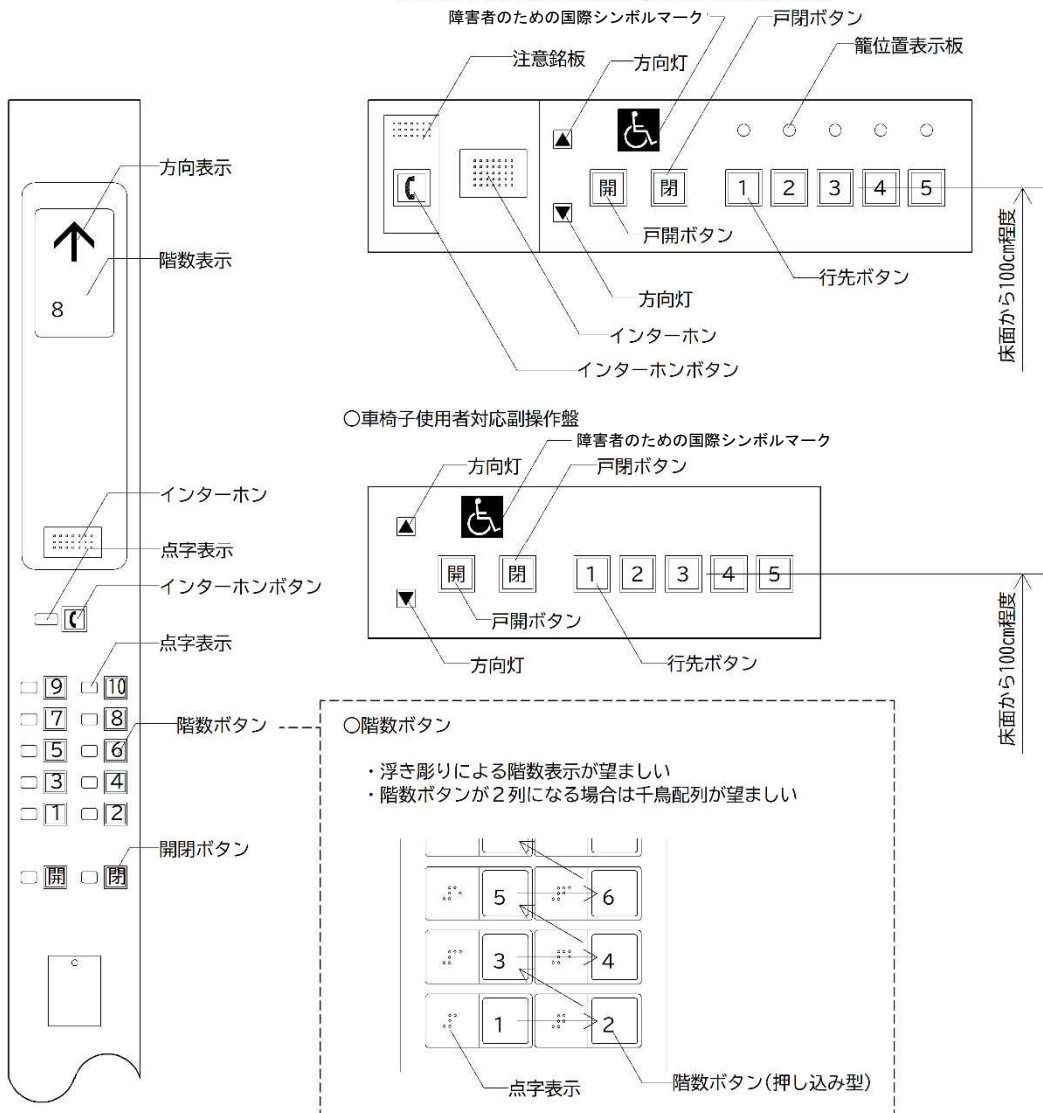


項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
イ 籠の寸法	● 籠の奥行きは、内法を 135cm 以上とすること。	・奥行き 135cm とは、電動車椅子も収まる寸法である。
ウ 籠の平面形状	● 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。	
エ 籠内の表示装置	● 籠内には、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。	・聴覚障害者に配慮した対応である。
オ 籠内の音声措置	● 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 ○ 自動放送設備、予報ゴング等を設け、到着階数及び戸の開閉を知らせる設備を設ける。	・視覚障害者に配慮した対応である。
カ 籠内の平面鏡	● 籠内の背面には、車椅子使用者が戸の開閉状態及び籠内の広さを確認できる平面鏡を設けること。	・ガラス製（合わせガラス等）又は、金属製平面鏡を基本とする。
キ 手すり	● 籠内の側板には、手すりを設けること。 ○ 籠の両側面及び背面に手すり（床上 75～85cm 程度）を設ける。	・高齢者等に配慮した対応である。
ク 出入口の幅	● 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を 80cm 以上とすること。 ○ 出入口の幅は、内法を 90cm 以上とする。 ・扉は、防災対策上可能な場合、ガラス窓付のものとする。窓の高さは、50cm 程度とする。 ・籠床と、建物の床との間の高低差をなくし、すき間はできるだけ小さくする。	・幅 80cm とは、車椅子が通過できる寸法である。 ・幅 90cm とは、車椅子が通過しやすい寸法である。 ・車椅子のキャスター及び杖などが落ち込まないようにする。
ケ 車椅子使用者に対応した制御装置	● 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 ○ 籠内には、障害者のための国際シンボルマークを付した横型専用操作盤を両側壁面中央部の高さ 100cm 程度の位置に設置する。緊急呼出ボタンやインターホンは、車椅子使用者の手の届く位置に設置する。 ○ 乗降ロビーでは、障害者のための国際シンボルマークを付した乗り場ボタンを高さ 100cm 程度の高さに設置する。当該ボタンが押されたときは、扉の開放時間は 10 秒程度とする。	

エレベーターの籠の整備例

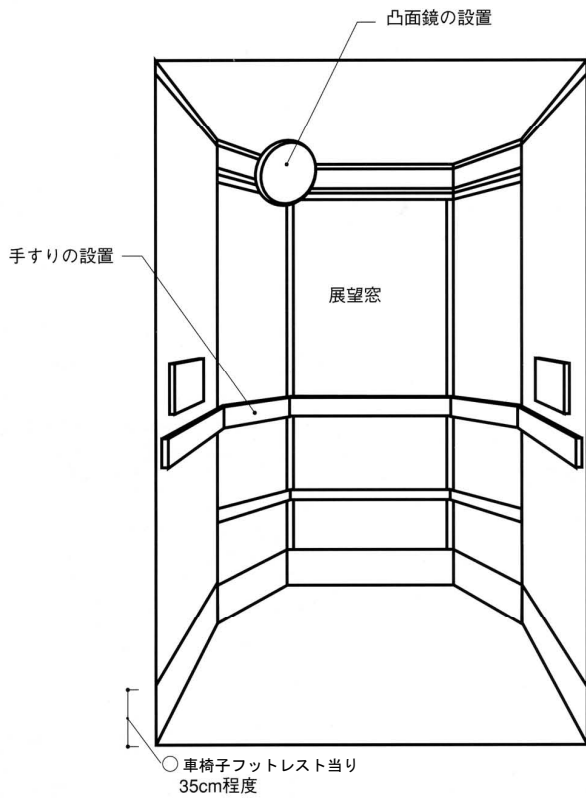


○縦型操作盤

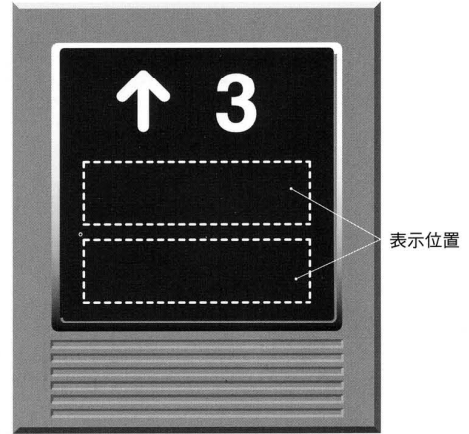


項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
コ 視覚障害者に対応した制御装置	<p>● 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(ケに規定する制御装置を除く。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 籠内の一般用操作盤の近い位置に点字で、「行先」「戸閉」「戸開」等の標示をする。 ・ 一般用乗り場ボタンの横に点字で昇降ボタン及び階数の標示をする。
サ 乗降ロビーの構造	<p>● 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、それぞれ内法を150cm以上とすること。</p> <p>○ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ180cm以上(車椅子が回転できるスペース)とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 150cmとは、車椅子が回転できる寸法である。 ・ 180cmとは、車椅子が回転しやすい寸法である。
シ 乗降ロビーの装置	<p>● 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声及び表示により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声及び表示により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>○ 乗降ロビーには触知図を設けることが望ましい。</p> <p>○ 乗降ロビーのエレベーターの乗口には、点状ブロック等を敷設(乗り場ボタン側に寄せる)する。</p> <p>○ エレベーターの前に視覚障害者用誘導チャイムを設ける。</p> <p>○ 籠の側面及び背面に15~35cm程度の高さにキックプレートを設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した対応である。 ・ 視覚障害者にエレベーターの位置を示す配慮である。
ス 緊急時対策	<p>● 籠内の一般用の操作盤には、停電等の非常の場合に外部の対応状況を聴覚障害者が認識できる表示装置を設けること。</p> <p>※ エレベーターに閉じこめられた場合に備え、籠内に非常時の連絡先(電話、メールアドレス)などを表示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障害者に配慮した対応である。
セ 案内表示	<p>● エレベーターその他の昇降機がある旨を次に定める方法により表示すること。</p> <p>ア 障害者、高齢者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)とすること。</p>	

(参考)
展望用エレベーター等、平面鏡が設置できない場合の例



停電時等に文字で情報が提供される例



表示例

救出運転中です
しばらくおまちください

地震を感知しました
エレベーターから降りてください

<エレベーターの表示例（出典：日本産業規格 JIS Z 8210）>



項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(2)エレベーターの設置	<p>● 直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設であって、用途面積が2,000㎡未満のもの（共同住宅を除く。）又は共同住宅にエレベーターを設ける場合においては、次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口のない階において提供されるサービス又は販売される物品を障害者、高齢者等が享受又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。</p>	
ア 籠の寸法	<p>● 籠の間口は85cm以上とし、籠の奥行きは135cm以上とすること。</p>	<p>・奥行き135cmとは、電動車椅子が収まる寸法である。</p>
イ 籠内の表示装置	<p>● 籠内には、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p>	<p>・聴覚障害者に配慮した対応である。</p>
ウ 出入口の幅	<p>● 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80cm以上とすること。</p>	<p>・幅80cmとは、車椅子が通過できる寸法である。</p>
エ 籠内の鏡	<p>● 籠内には、車椅子使用者が乗降時の安全を確認するための鏡を設けること。</p>	
(3)受付、インターホン	<p>● 直接地上へ通ずる出入口がない階を有し、避難階に常時勤務する者のいない公共的施設で用途面積が2,000㎡未満のもの（共同住宅を除く。）にエレベーター等を設けない場合には、次に定める基準に適合する人的対応を行うための受付、インターホン等を設けること。ただし、直接地上に通ずる出入口を有する階に他の階で提供されるサービス又は販売される物品を障害者、高齢者等が享受又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 7の項(3)及び(4)の構造の敷地内の通路から利用できること。</p> <p>イ インターホン等を設ける場合においては、車椅子使用者が容易に利用できる構造であること。</p>	

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(4) 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の構造	<p>○ 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア エレベーターにあつては、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(ア) 昇降行程が4 m以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、籠の定格速度が15m/分以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のもの。</p> <p>(イ) 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの。</p> <p>(ウ) 籠の幅は、70cm以上とし、かつ、奥行きは120cm以上とすること。</p> <p>(エ) 車椅子使用者が内で方向を変更する必要がある場合にあつては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。</p> <p>イ エスカレーターにあつては、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(ア) 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30m/分以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの。</p> <p>(イ) 平成12年建設省告示第1417号第1ただし書きに規定するものであること。</p>	<p>・特殊な構造・使用形態のエレベーターとは「機械室を有しないエレベーター」「昇降路の壁又は囲いの一部を有しないエレベーター」「籠の天井部に救出用の開口部を設けないエレベーター」などが該当する。</p> <p>・車椅子使用者が、車椅子に座ったまま使用できる構造等の段差解消機のこと。</p> <p>・車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる構造等のエスカレーターのこと。</p>

5. 便所

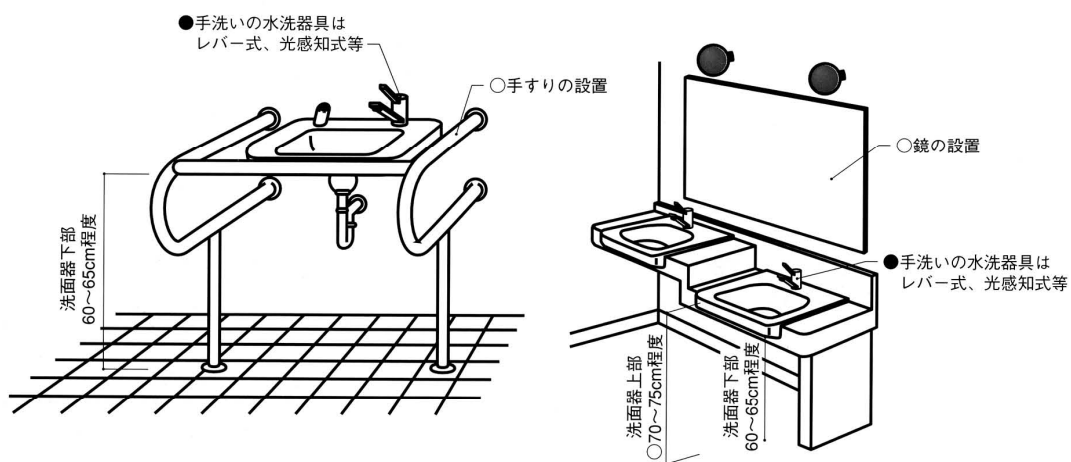
便所の基本的な考え方

障害者、高齢者等の外出や建築物の利用を促進する上で、障害者、高齢者等が利用しやすい便所が設けられていることが重要である。

便所を設ける場合は、1以上は車椅子使用者等が円滑に利用することができるようなスペース、設備とした便房を設け、その他の便所についても障害者、高齢者等の利用に配慮した構造にする。

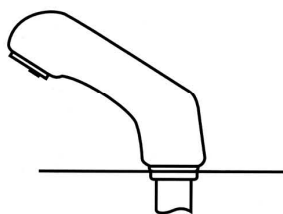
項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)便所の構造	<p>● 便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 床は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 手洗いの水洗器具は、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式のものとする。</p> <p>○ 手洗い器のうち1以上には、手すりを設けること。</p> <p>○ 洗面器の左右、手前に5cm離し、手洗器上面から2cm高い位置に手すりを設置する。</p> <p>○ 便房と手洗い器付近には、手荷物棚を設けることが望ましい。</p> <p>○ カウンター台のある洗面器が望ましい。カウンター台の無いものにあっては、障害者用洗面器を設置することが望ましい。</p> <p>※ 洗面器の脇には、杖や傘等を立てるくぼみ又はフックを設けることが望ましい。</p>	<p>・ 松葉杖使用者、高齢者等の利用に配慮する。</p>
(2)車椅子使用者用便所の設置	<p>● 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>○ 多数が利用する便所を設ける場合は、各階に1以上車椅子使用者用便房（男子用及び女子用の区別のある場合はそれぞれ1以上）を設ける。</p> <p>○ 一般便所に車椅子使用者用便房を各階ごとに、便房200以下の場合は2%以上、便房が200を超える場合は1%+2箇所以上設ける。車椅子使用者用便房がない便所は、車椅子使用者用便房のある便所に近接して設ける。</p>	<p>・ 男子用、女子用のどちらか一方に設けるのではなく、それぞれに設けることが望ましいが、男女兼用の車椅子使用者用便所を設けることも許容している。</p> <p>※ 複数の車椅子使用者用便房を設ける場合は、左利きと右利きの使い勝手に応じた設備の配置や、設備の異なる機能を分散したりする工夫を行う。</p> <p>※ 異性による介助を行う場合にも利用できるように配置に配慮する。</p>

洗面器・手すり・鏡の仕様

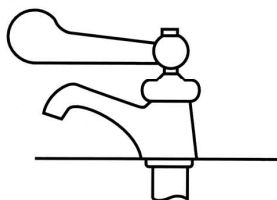


水洗器具

光感知式水洗



レバー式立水栓



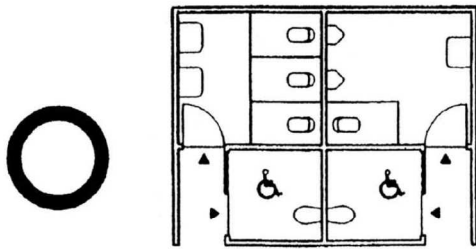
レバー式混合栓



※同一の建築物内では同一仕様の水洗器具とすることが望ましい。

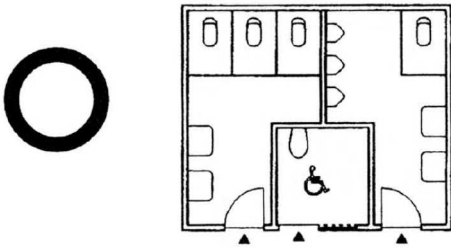
項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
ア 車椅子使用者 用便房の仕様	<p>● 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり、大便器の洗浄機（くつべら式、光感知式その他の操作が容易な方式のものに限る。）等が適切に配置されている便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）が設けられていること。</p> <p>※ 大型の電動車椅子使用者（座位変換型）等が回転できるように、便房内の内接円の大きさは、直径180cm以上を設けることが望ましい。</p>	<p>・ 便房の広さは、200×200cm程度を標準とし、車椅子の回転スペース（直径150cmの円が内接できる程度）を確保する。</p> <p>・ 洗浄機は、便座に腰を掛けたまま操作がしやすい装置の設置を求めている。くつべら式、光感知式の他に、足踏式（車椅子でも踏める）、押ボタン式などが考えられる。</p>
〔便器〕	<p>○ 便器は、洋風便器とし、前面のトラップ部分に車椅子のフットレストが当たりにくい型が望ましい。</p> <p>・ 便座の高さは、40～45cmとする。（ふたのない状態）</p> <p>・ 便器の位置は、正面からアプローチを確保できるもので、右または左からの側面移乗ができることが望ましい。</p> <p>○ 便器に前向きにまたがって利用する場合も考慮してその妨げになる器具等がないように配慮する。</p> <p>○ 便座の横に機器の操作部分が設けられたものは、車椅子使用者の移乗の支障となる場合があるため、壁面に配置する。</p>	<p>※ 身体状況や利き腕の違いにより、便座への移乗動作など、利用形態が様々であることに配慮する。</p> <p>※ 便器については、一般の卵型形状のものが汎用性があるが、便器に前向きにまたがって利用する場合等には、細長い形状のものが有効である。</p>
〔手すり〕	<p>○ 手すりは、便器の両側に垂直水平に設置し、垂直手すりは壁に固定する。</p> <p>・ 水平手すりの高さは、65～70cm程度とする。</p> <p>・ 水平手すりの片側は、車椅子使用者が移乗しやすいように可動式が望ましい。</p>	<p>・ 手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取り付けを堅固にする必要がある。可動式手すりの場合は、ぐらつきにくい構造を選択する必要がある。</p> <p>・ 手すりの長さは、前方壁から便器の先端までの長さを確保する。</p> <p>・ 便器の両側の手すりは、便器の中心を起点として左右対称（両手すりの間隔は70～75cm）に設置する。</p>
〔ペーパーホルダー〕	<p>○ ペーパーホルダーは、便器に腰掛けたままで利用できる位置に設ける。</p> <p>・ 左右両側に設置することが望ましい。</p>	
〔手洗い器〕	<p>○ 手洗い器は、便座に腰掛けたまま使用できるものとする。</p>	
〔汚物入れ〕	<p>○ 汚物入れは、一般のものより大きいものとする。</p>	

車椅子使用者用便房の配置例



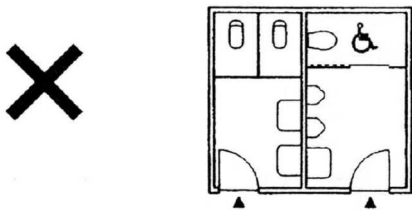
男女別に車椅子使用者便房を設けた例

男女とも一般便所の出入口に近接して出入口があるため、男子用と女子用の区分ができますとともに、異性の介助者の場合も利用できます。



男女兼用の車椅子使用者便房を設けた例

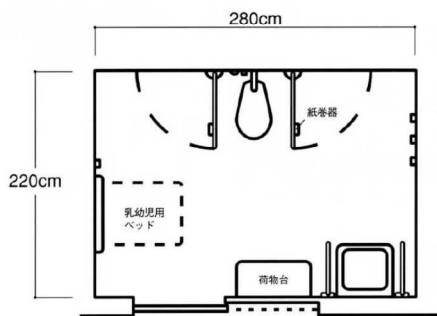
男女共用となり、異性の介助者の場合も利用できますが、男女の区分を求めたり、異性の人からノックされることが気になり、落ち着いて利用できないなどの意見もあります。



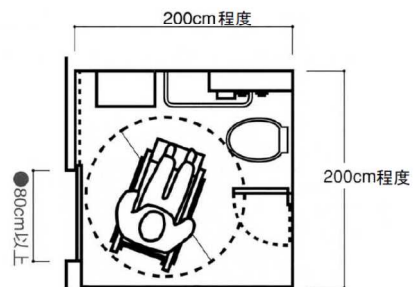
男子便所または女子便所のどちらか一方のみに車椅子使用者便房を設けた例

この場合は、女性が利用できないこととなり、整備基準にも適合していません。

左右どちら側からでもアプローチできるように配置した例

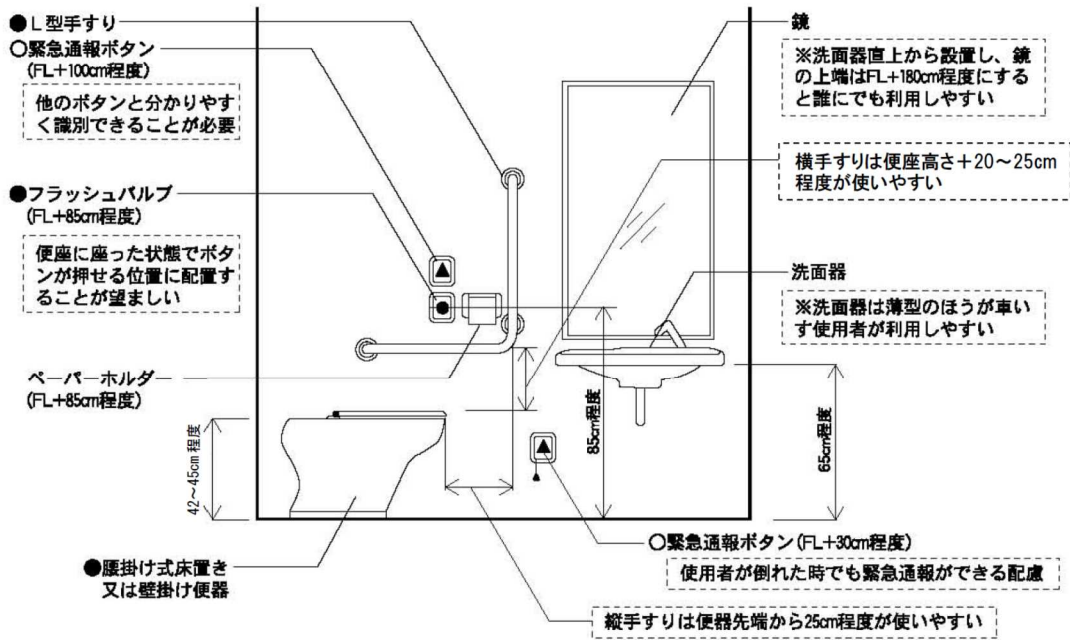
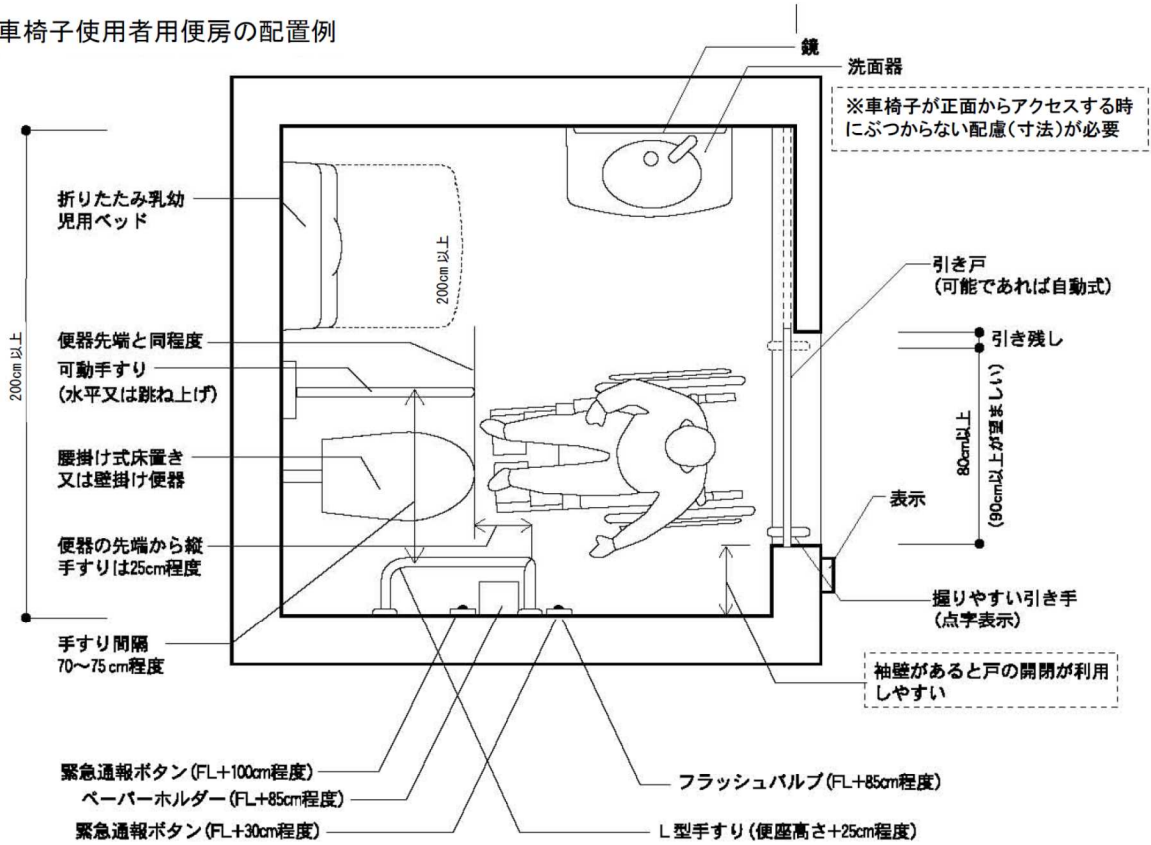


車椅子の回転を配慮した例

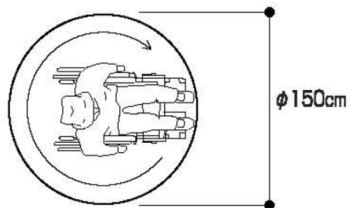


項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
〔非常呼出装置〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時の非常呼出装置は、便座に腰掛けた状態で手が届く位置に設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 便房には、確認ランプ付呼出装置、出入口の廊下に非常呼出ランプを、管理室等には警報盤を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床に転倒した際に手が届く位置に設ける配慮が必要である。
〔荷物置き等〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 便房には、荷物置き・衣装掛けを設けることが望ましい。 	
〔介護ベッド〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院等、図書館・博物館等、集会場等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等、展示場等、劇場・映画館等及び体育館等（10,000 m²未満のものを除く。）の建築物内の1以上（男子用及び女子用の区別のある場合はそれぞれ1以上）の便房には、長さ1.2m以上の大人のおむつの交換をすることができるベッドを設ける。 	
イ 出入口の幅	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者用便房及び便所の出入口の幅は、内法を80cm以上とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子が通過できる寸法である。車椅子がやや斜めに入る場合があるため、80cmよりも余裕をみる必要がある。
ウ 戸の構造	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者用便房及び便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸は、引き戸とし、構造上やむを得ない場合は外開きとする。 ・ 便房の戸を内開きとすることは、車椅子が入室した後のドア閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、救出しにくくなるので避ける。 ・ 戸は、容易に操作でき、また、外部から合鍵で開けられる構造とする。 ・ 戸の取っ手の高さは、85～90cmとし、棒状、もしくはレバー式とする。
エ 段差の解消	<ul style="list-style-type: none"> ● 床には、車椅子使用者が使用する際に支障となる段を設けないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「車椅子使用者が通過する際に支障となる段」とは、例えば高低差が1cm程度で、丸みを持ち、又はすりつけを行った段以外の段をいう。
オ 手洗い器の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ● 水栓器具を設けた手洗いのうち、1以上の手洗いの高さは、車椅子使用者の使用が容易なものとする。 ○ 洗面器の床面からの高さは、70～75cm程度とし、下部スペースは車椅子使用者のひざやアームレストが当たらないようにする。 	

車椅子使用者用便所の配置例



回転に必要な最小寸法



項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
カ 案内表示	<ul style="list-style-type: none"> ・トラップが利用の障害とならないように配慮する。 ○ 鏡は、床上 90cm 程度の高さから上方へ 65cm 以上のものとする。 ● 車椅子使用者用便房を設置した旨を便所の出入口付近に見やすい方法で表示すること。 ○ 便所出入口に、車椅子使用者が利用できることを表示する障害者のための国際シンボルマークを設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・広い便房空間を必要とする車椅子使用者は、車椅子使用者用便房しか使用できないので、健常者が車椅子使用者用便房を長時間使用することがないように、便房出入口に注意を喚起する表示を行うことが望ましい。 ○ 建物内の適所に車椅子使用者用便房の位置を案内表示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見やすい方法とは、利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等をいう。 ※ 視覚障害者にトイレの位置、男女の別などを知らせるために、音声案内が望ましい。

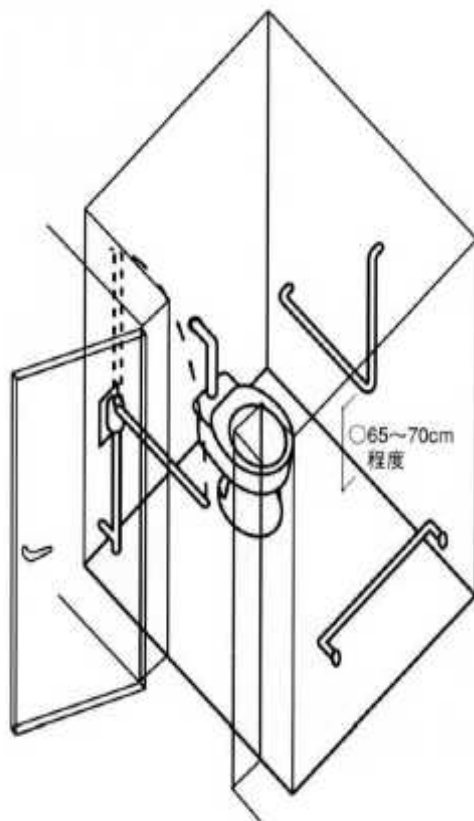
<便所の表示例（日本産業規格 JIS Z 8210）>



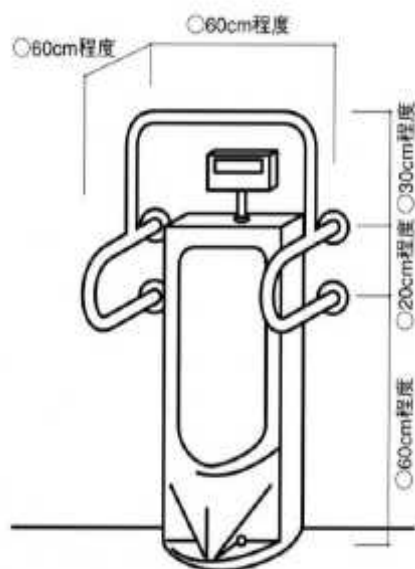
車椅子利用者も利用可能な便所の表示例



大便器の手すりの例

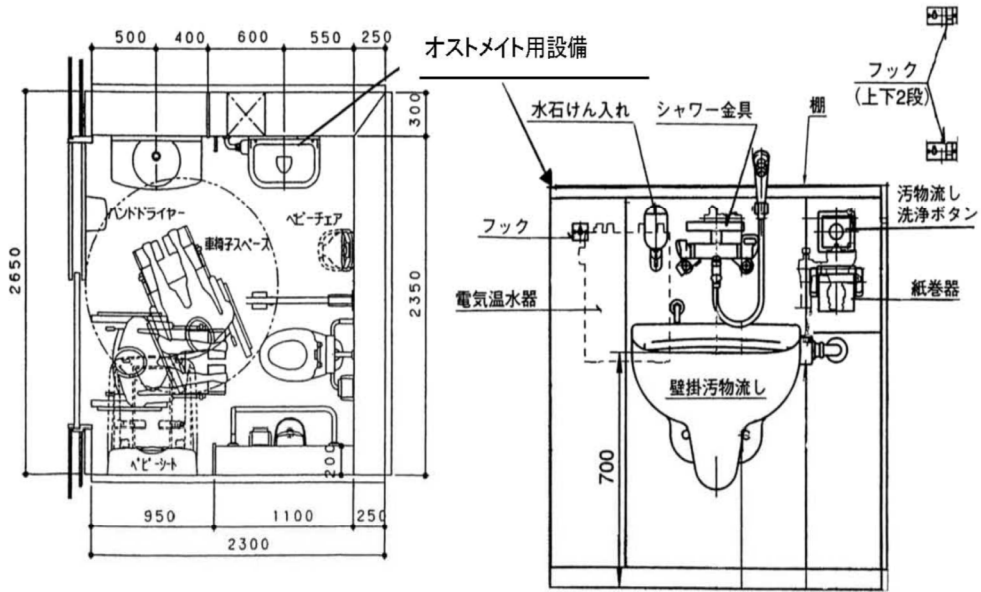


床置き式小便器と手すりの設置例



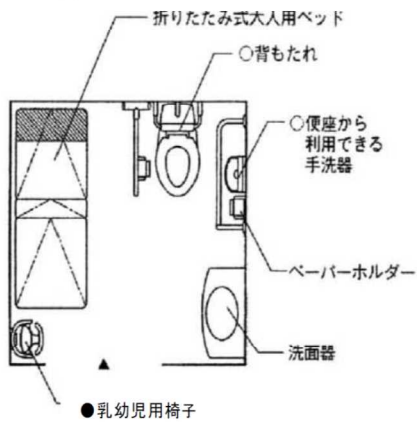
項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(3)その他の便所における障害者・高齢者等に配慮した便所の設置	<p>● 便所を設ける場合においては、各便所（(2)に定める構造の便所を除く。）に腰掛式の便器又は手すりを設けた便房を1以上設けること。</p> <p>○ 外来者の利用の多い建築物では、一般便所に車椅子使用者以外の障害者が使用できる便房を1以上設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大便器は洋式便器とする。 ・ 大便器の1か所には、立ち上がりを容易にするため、手すりを設ける。 <p>※ 聴覚障害者の使用に配慮し、便房の戸に使用中か否かの表示装置の設置を行うことが望ましい。</p> <p>※ 防犯上の安全性を確保するため、便所の周囲に照明設備を設け、また、便所内に警報装置を設置するように配慮する。</p>	<p>・ (2)で規定した便所以外のものにおいても、腰掛式又は手すりのついた便房の設置を規定している。</p> <p>・ スペース上の制約から、車椅子使用者便房を設けることが困難な場合でも、一般便所を障害者等の利用可能なように配慮する。</p>
(4)男子用小便器のある便所	<p>● 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置き式、壁掛式(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)又はこれらに類する小便器がある便所を1以上設けること。この場合において、病院等及び身体障害者社会参加支援施設等にあつては、当該床置き式小便器の周囲に手すりを設けること。</p> <p>○ 小便器のうち出入口に近いものには、両側及び前面に手すりを設け、寄り掛かれるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 両側の手すりの高さは、80cm、間隔は60cm程度とする。 ・ 前面の手すりの高さは110cm程度とする。 	<p>・ 松葉杖使用者、高齢者等の使用に配慮した規定である。</p>
(5)乳幼児設備	<p>● 病院等、図書館・博物館等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等、展示場等、劇場・映画館等及び遊技場等で用途面積が1,000㎡以上のもの並びに集会場等及び体育館等のうち観覧席又は客席部を有するもので用途面積が1,000㎡以上のものに便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>ア 乳幼児いす及び乳幼児ベッドが設けられていること。</p> <p>イ 便所の出入口の付近には、その旨を見やすい方法で表示すること。</p>	

オストメイト用設備を備えた便房の例

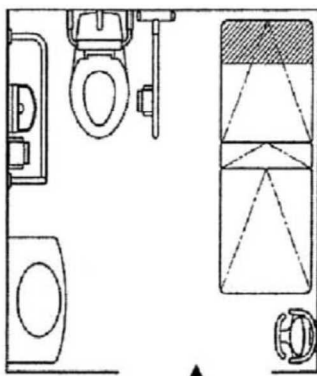


左右勝手別のレイアウト例

便器の側方からアプローチし、移乗する場合、
車椅子が右手側にくる例

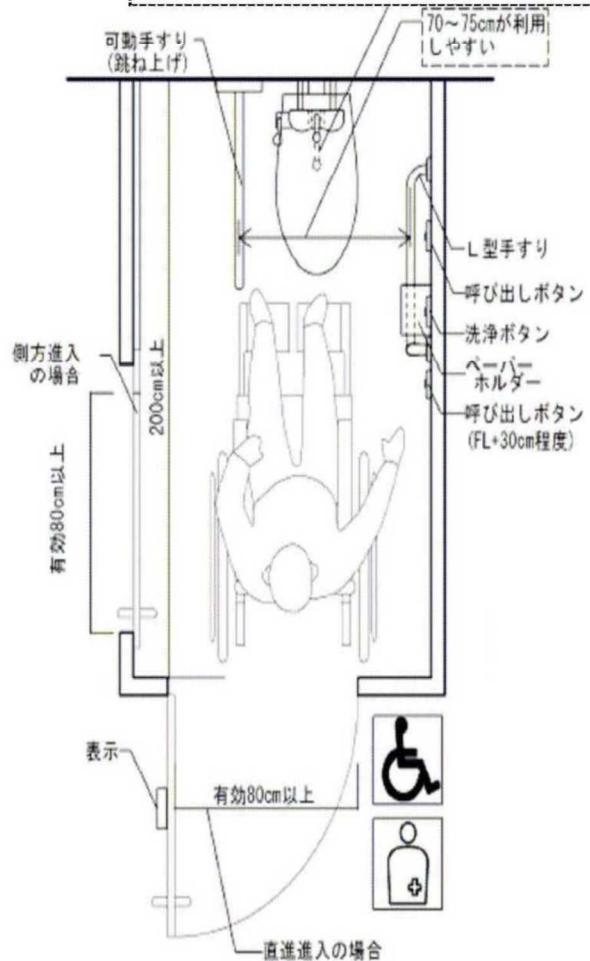


便器の側方からアプローチし、移乗する場合、
車椅子が左手側にする例



オストメイト用簡易型の洗浄装置を備えた便房の例

オストメイト用簡易型設備を設置することでオストメイトの方も利用が可能となる。

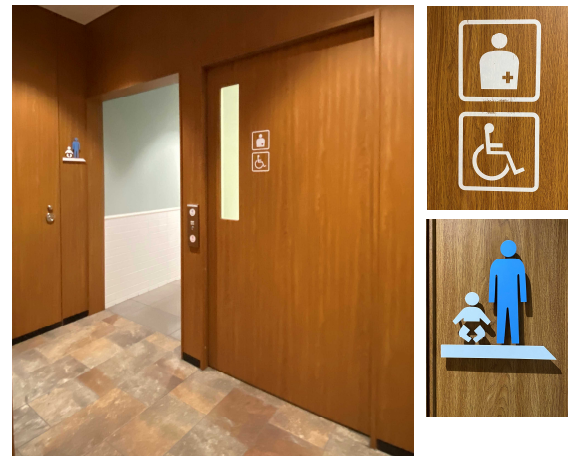


項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(6)オストメイト用設備	<p>● 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するオストメイト（人工肛門又は人工ぼうこうを保有している者をいう。以下同じ。）のための設備を備えた便所を1 以上（男子用及び女子用の区があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、その施設（公衆便所を除く。）の用途面積が200㎡未満である場合は、アに規定する便房を簡易型の洗浄装置を備えた便房とすることができる。</p> <p>ア 汚物流し、給湯設備、荷物を置くための棚その他の設備、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具が適切に設置されている便房が設けられていること。</p> <p>イ オストメイトのための設備を備えた便房を設置した旨を便所の出入口付近に見やすい方法で表示すること。</p> <p>○ 簡易型の洗浄装置とした場合も空間的な制約等により設置が困難な場合を除き、荷物を置くための棚その他の設備、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具を設けること。</p> <p>○ 簡易型の場合も給湯設備を設けること。</p> <p>※ 簡易型の洗浄装置を使用する場合は、床にひざについて使うことになるので配慮が必要。（椅子の用意等）</p> <p>○ 各階の便所のうち1以上に、先に定める基準に適合するオストメイトのための設備を備えた便房を設けること。</p>	<p>・ 見やすい方法とは、利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等をいう。</p>
(7)便房の機能を示す表示板	<p>※ 車椅子利用者用便房等の表示は、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又は機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行う。</p>	

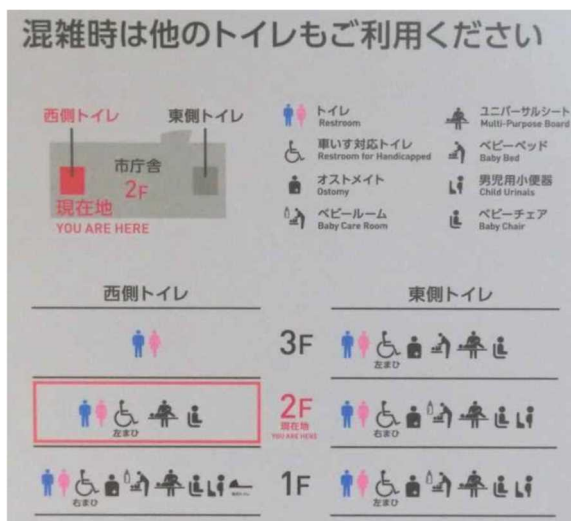
<便所設備（機能）の表示例（日本産業規格 JIS Z 8210）>



- ・共用部における便所設備（機能）の表示
一般便所出入口に乳幼児用設備が有する案内
表示や授乳室等を表示して誘導している。



- ・便所設備（機能）の分散配置を示した表示
全ての障害者を対象とした障害者のための
国際シンボルマークとオストメイト用設備の
ピクトグラムのみ表示。



- ・当該便所内の便房の機能とあわせて、他の階や場
所にある便房の機能を示した案内表示

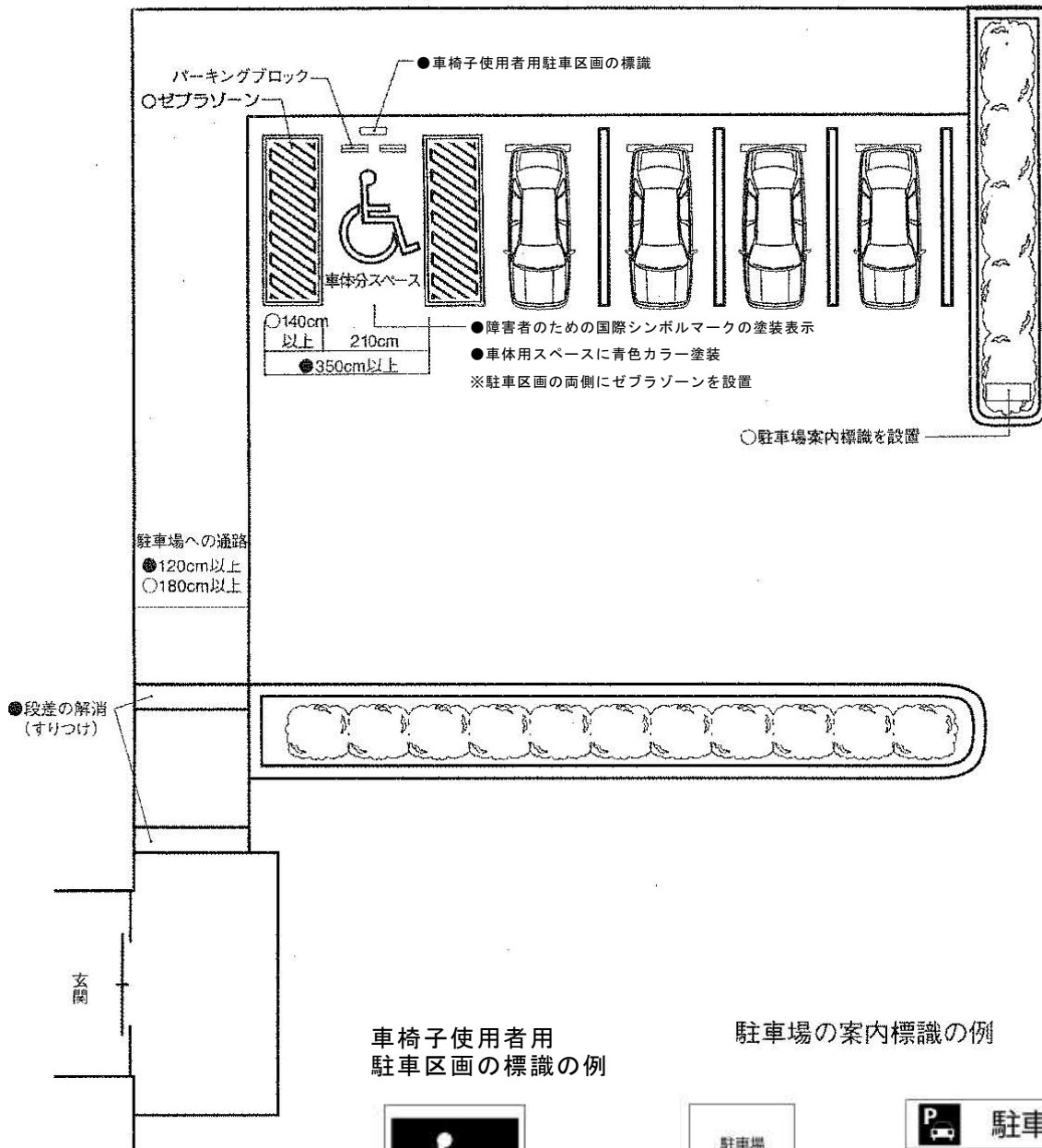
6. 駐車場

駐車場の基本的な考え方

車椅子使用者が各種の施設を利用する場合、自動車は有効な移動手段を担っている。駐車場を設ける場合には、車椅子使用者用駐車区画を建築物の出入口に近接して設ける。車椅子使用者用駐車区画から建築物の出入口に至る通路は、車椅子使用者が通行できるように配慮する。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)車椅子使用者用 駐車区画の設置	<p>● 駐車場を設ける場合においては、全駐車台数が 200 以下の場合にあっては当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 を超える場合にあっては当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車椅子使用者用駐車区画を設けること。</p> <p>○ 機械化された無人駐車場であっても平面部にスペースを設けることが望ましい。</p>	<p>・ 駐車台数が 200 以下の場合 2 % 以上</p> <p>・ 駐車台数が 200 を超える場合 1 % + 2 台以上</p>
(2)車椅子使用者用 駐車区画の仕様 ア 位置	<p>● 車椅子使用者用駐車区画は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>● 車椅子使用者用駐車区画は、当該車椅子使用者用駐車区画へ通ずる 1 「出入口」に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車区画に至る経路 ((3)に定める構造の駐車場内の通路又は 7 「敷地内の通路」(1)から (3)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。) の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。ただし、屋根又はひさしを設けるためにやむを得ず当該距離が長くなる場合は、この限りでない。</p> <p>○ 車椅子使用者用駐車区画には、屋根又はひさしを設ける。</p>	<p>・ 車椅子使用者の移動距離をできるだけ短くし、安全と利便を配慮する。</p>
イ 幅	<p>● 幅は、350cm 以上とすること。</p> <p>○ 駐車区画には、140cm 以上のゼブラゾーンを設ける。</p> <p>○ 駐車場床面は滑りにくく平坦に舗装する。</p> <p>※ 駐車区画の両側に、140cm 以上のゼブラゾーンを設けることが望ましい。</p>	<p>・ 車体幅 210cm に車椅子使用者の乗降幅 140cm を加えた幅であり、車椅子使用者の乗降に必要な幅である。</p>

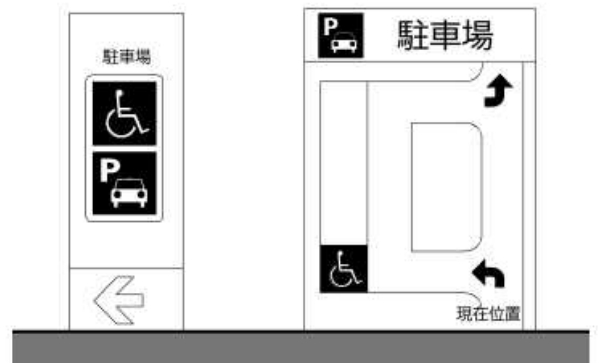
駐車場(車椅子使用者用駐車区画)の整備例



車椅子使用者用
駐車区画の標識の例

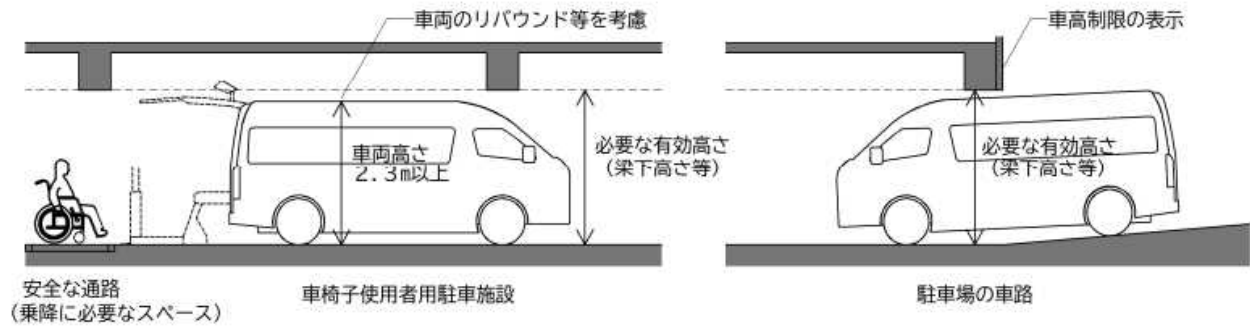


駐車場の案内標識の例



項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
ウ 高さ	<p>※ 車椅子用リフト付き福祉車両の車両高さ(230cm以上)に対応した必要有効高さを確保する。</p> <p>※ 既存の車椅子使用者用駐車施設等において、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等(230cm以上)の駐車ができない場合には、乗り降り可能な場所を別途確保する、当該車両が駐車できるスペースに誘導する工夫を行う。</p>	
エ 案内表示	<p>● 車椅子使用者用である旨を次に定める方法により表示すること。ただし、全駐車台数が4以下の場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 駐車区画の車体用スペース床面に青色の塗装を行うとともに、障害者のための国際シンボルマークを白色で標示すること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車区画の標識を障害者、高齢者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>○ 進入路には、車椅子使用者用駐車区画が設置されていることがわかる標識を設け、また、車椅子使用者用駐車区画への案内標識を設ける。</p>	
(3)通路の構造	<p>● 車椅子使用者用駐車区画へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路は、7「敷地内の通路」(1)から(3)まで及び(6)に定める構造とすること。</p> <p>○ 車椅子使用者用駐車区画から当該施設の出入口までの通路の部分には、屋根等を設置すること。</p>	<p>・ 駐車場出入口から車椅子使用者用駐車区画に至る通路を車椅子が通行できるようにする。</p>
(4)ゆずりあい駐車区画	<p>○ ゆずりあい駐車区画は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>○ ゆずりあい駐車区画は、当該ゆずりあい駐車区画へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該ゆずりあい駐車区画に至る経路((3)に定める構造の駐車場内の通路又は7の項(1)から(3)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>○ 幅は、他の通常の駐車区画と同等以上とする。</p> <p>○ 車椅子使用者用駐車区画の整備基準に準じた数の駐車区画を設けることとする。</p> <p>○ 駐車区画は青色で塗装する。</p>	<p>・ 車への乗降の際にドアを全開の状態にする必要はないが、歩行困難等の理由により当該施設の出入口に近い駐車区画を必要とする、障害者、高齢者等のために設ける駐車区画。</p>

<車椅子利用者用駐車施設（屋内）の例>



7. 敷地内の通路

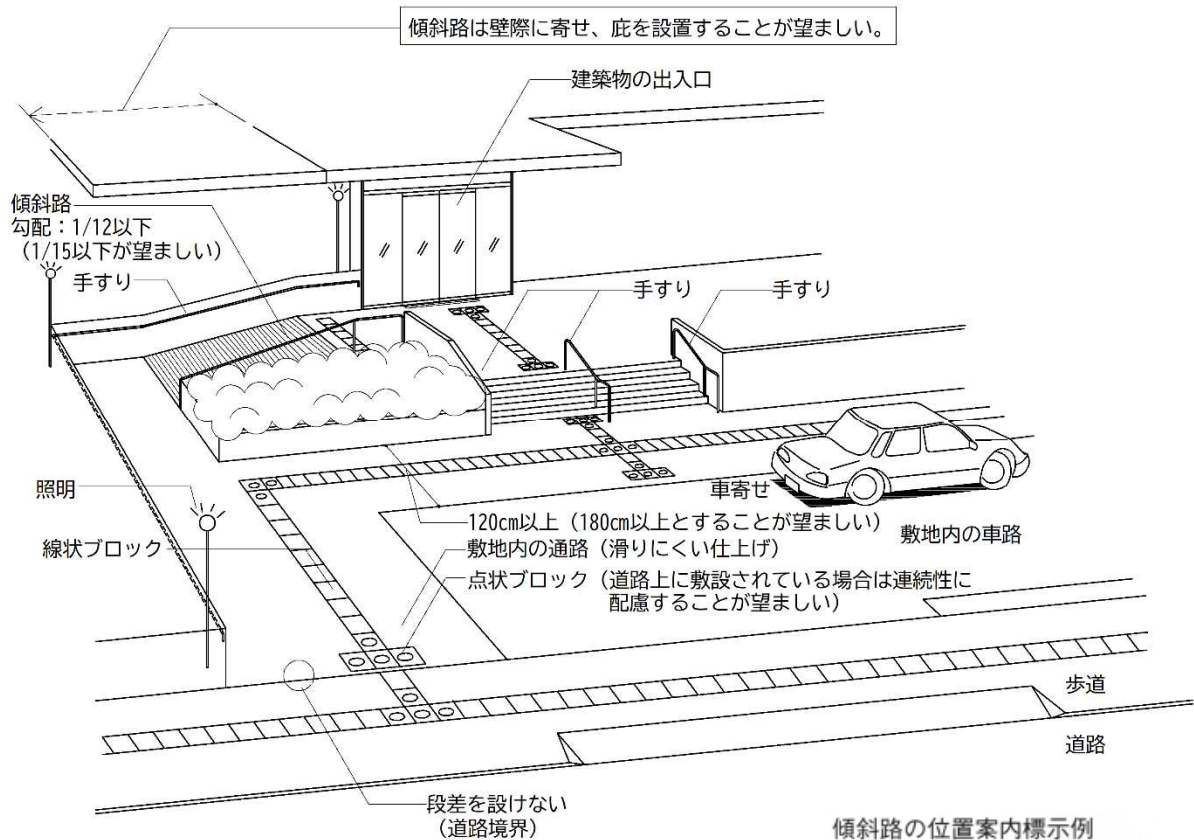
敷地内の基本的な考え方

道路から建築物の出入口に至る通路や、同一敷地内の建築物間の通路は、障害者、高齢者等すべての人が安全に利用できるように、通路幅員を確保し、高低差が生じる場合は傾斜路等によって段差を解消するように配慮する。道路から主要な出入口までの通路には、視覚障害者等に配慮した案内や誘導等を適切に行う。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)表面仕上げ	● 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	
(2)段の構造	● 段を設ける場合においては、当該段は、3「階段」アからエまでに定める構造に準じたものとする。	・3「階段」のア～エに規定するように、手すりの設置、回り段の禁止、識別しやすくつまずきにくい段などの配慮を行う。
(3)車椅子利用者への対応	● 直接地上へ通ずる1「出入口」に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道もしくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。）又は車椅子利用者用駐車区画に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により適合させることが困難である場合は、「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。	
ア 幅員	● 幅員は、120cm以上とすること。 ○ 幅員は、180cm以上とする。	・幅員120cmとは、通路を車椅子が通行しやすく人が横向きになれば車椅子とすれ違える寸法である。 ・幅員180cmとは、車椅子利用者同士がすれ違いやすい寸法である。
イ 傾斜路等の設置	● 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子利用者用昇降機を設けること。	
ウ 車椅子転回スペース	● 区間50m以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分の設けること。	・車椅子使用者が回転可能な構造とは140cm角以上である。
(4)視覚障害者への対応	● 直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路（共同住宅、自動車庫庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。）のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。	・ここでいう出入口には、出入口付近に設けた案内設備（インターホン等）を含むものとする。 ・「視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物」については、p.21 基準の解説と同様とする。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
ア 線状ブロック等、点状ブロックの敷設 イ 傾斜や段の上端等への点状ブロック等の敷設	※ 道路管理者等と協議の上、道路の歩道から敷地内の通路に、連続的に視覚障害者誘導用ブロック等を敷設することが望ましい。 ● 線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。 ○ 道路からすべての建物入口までの経路には、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設する。色調は、他の部分と対比できる明度の差の大きいものとし、原則は黄色とする。 ● 車路に近接する部分及び段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、点状ブロック等を敷設すること。 ○ 点状ブロック等の色調は、他の部分と対比できる明度の差の大きいものとし、原則は黄色とする。	・ 視覚障害者に対応するため、線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設する。 ・ 原則黄色とし、輝度比を少なくとも 2.0 以上確保することが望ましい。 ・ 原則黄色とし、輝度比を少なくとも 2.0 以上確保することが望ましい。
(5) 傾斜路等の仕様	● 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、2「廊下等」(5)アからオまでに定める構造とし、かつ、傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。 ○ 屋外の場合、傾斜路の勾配は、1/15以下が望ましい。	・ 2「廊下等」の(5)のア～オに規定するように、幅120cm以上、勾配の12分の1、手すりの設置などの配慮を行う。
(6) 排水溝の安全確保 ア 表面仕上げ イ 車椅子、杖等への配慮 ウ その他	● 排水溝を設ける場合には溝ふたを設け、その溝ふたは、次に定める構造とすること。 ● 表面は、滑りにくい仕上げとすること。 ● 車椅子のキャスター及び杖等が落ち込まない構造とすること。 ○ 排水溝のふたとして、グレーチングを使用する場合は、杖使用者に配慮して、隙間の小さな細目(1cm以下)を採用する。 ○ 歩行用通路は車道部分との分離を原則とする。 ○ 必要に応じ手すりをつける。	・ 溝ふたの目が粗いと、車椅子のキャスター、杖等が落ちて危険である。

敷地内通路の整備例 ※図は敷地内通路に段を設けざるを得ない場合の例

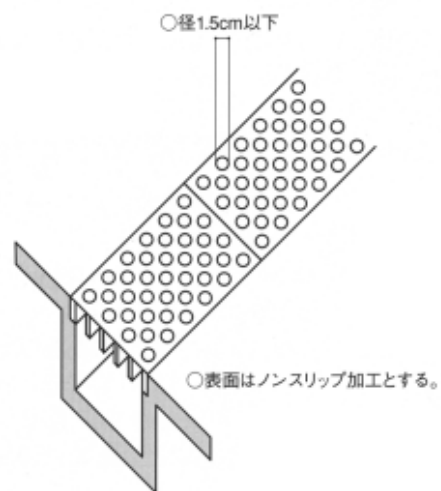
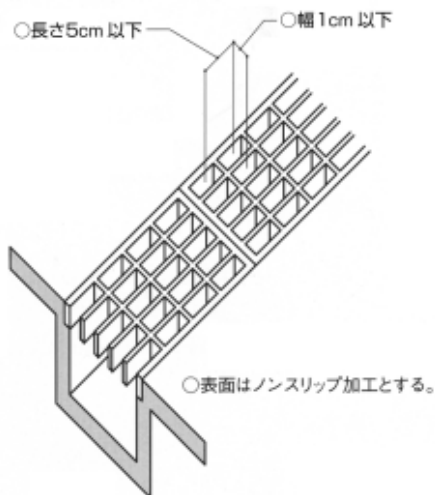


傾斜路の位置案内標示例



敷地が広い場合など、遠くからでもスロープの設置場所がわかりやすいように案内標示をする場合のマークの一例。

排水口を設ける場合の溝ぶたの構造



[パンチメタルで覆ったもの]

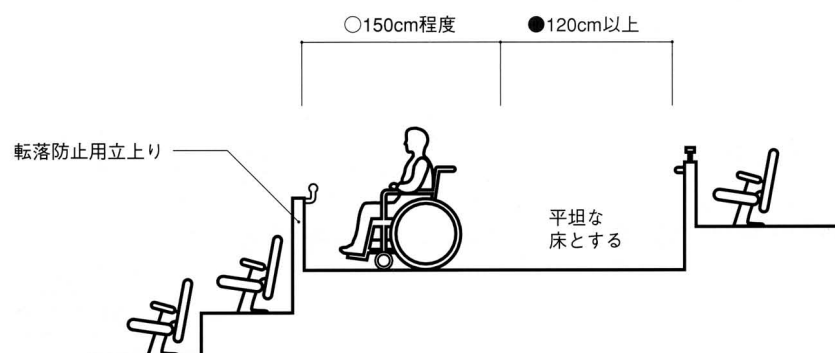
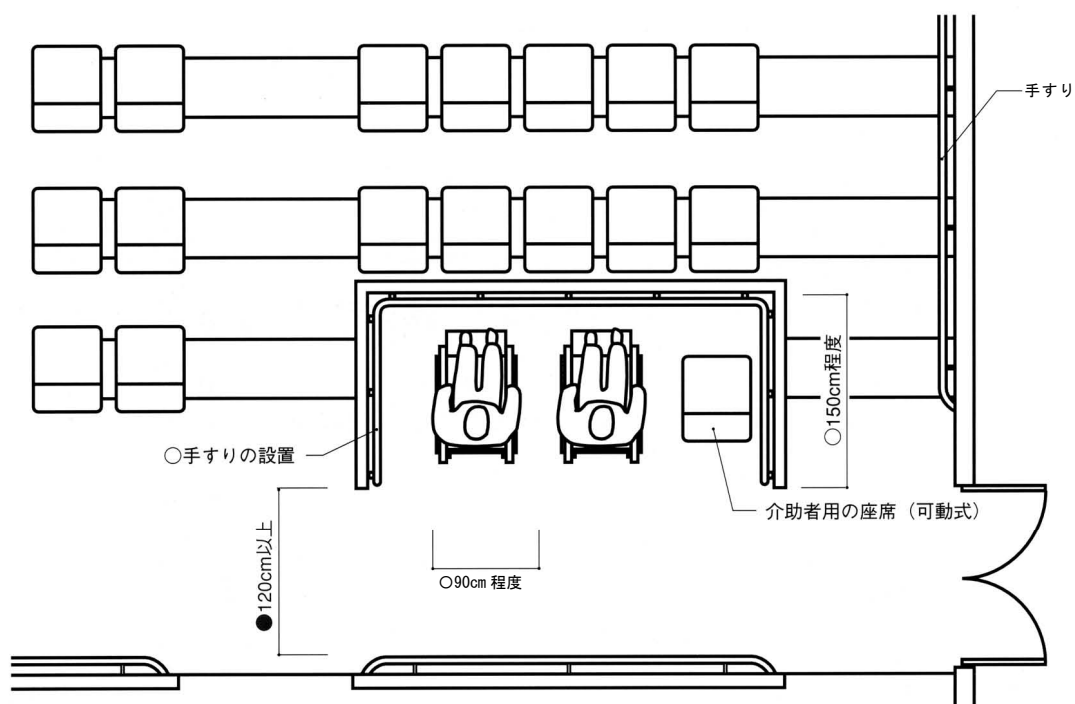
8. 観覧席及び客席

観覧席及び客席の基本的な考え方

観覧席や客席を持つ建築物では、出入口から容易に到達でき、舞台等を見やすい位置に、車椅子使用者が車椅子のまま利用できる席を確保するように配慮する。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)車椅子使用者用の席の設置	● 観覧席又は客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車椅子使用者用の席を確保すること。	
ア 車椅子使用者用の席の数	● 車椅子使用者用の席の数は、席の総数が100席以下の場合は1以上、100席を超え400席以下の場合は2以上、400席を超える場合は2に400席を超える席数200席ごとに1を加えた数以上とすること。 ○ 車椅子使用者用の席の数は、席の総数が200席以下の場合は、50分の1以上、200席を越え2000席以下の場合は、100分の1+2以上、2000席を越える場合は、400分の3+7以上とすること。	・ 客席が可動式や収納式の場合も対象となる席数の母数に含む。
イ 床面積の確保	● 車椅子使用者の席は、車椅子使用者が使用するために十分な床面積を確保すること。 ○ 一席あたりの間口は90cm、奥行きは150cm程度とする。	・ 幅90cmとは、車椅子幅に隣の人との関係を考慮して余裕を持った寸法である。奥行きは、電動車椅子のことを考えると、150cmは必要である。
ウ 床の水平性	● 車椅子使用者用の席の床は、水平であること。 ○ 車椅子使用者用の席は、出入口に近い見やすい位置に設ける。 ○ 観覧スペースには手すりを設ける。	
(2)通路の構造	● 観覧席又は客席を有する室の出入口から車椅子使用者用の席に至る当該室内の通路のうち、それぞれ1以上の通路は、次に定める構造とすること。	
ア 表面仕上げ	● 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	
イ 幅	● 幅は、内法を120cm以上とすること。	・ 幅120cmとは、人が横向きになれば車椅子とすれ違える寸法である。

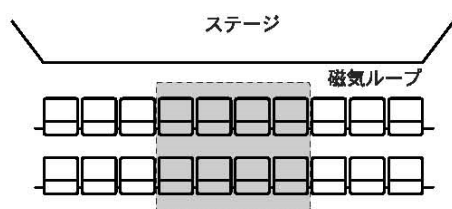
観覧席及び客席の例



項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
ウ 傾斜路等の設置	<p>● 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>ア 幅は、内法を120cm（段を併設する場合には、90cm）以上とすること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16cm以下の場合には、8分の1）を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75cmを超える傾斜路には、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>	<p>・ 幅90cmとは、通路を車椅子が通行できる寸法である。</p> <p>・ 車椅子使用者が昇降しやすい勾配である。</p>
(2)集団補聴設備	<p>○ 集会場等、劇場・映画館等においては、磁気ループ等の集団補聴設備を設けた客席を設ける。</p> <p>・ 磁気ループ</p> <p>マイクからの音声信号を、ループアンプから床面に敷設したループアンテナに流してループに磁波を発生させ、補聴器の磁気誘導コイルで受信して聴くシステム。補聴器のスイッチを、「T（又はMT）」に切り替えると、マイクの音声だけが補聴器に入るので、会場内の騒音に影響されずに聞き取ることができる。可搬式のものもある。</p> <p>・ 赤外線補聴システム</p> <p>マイクからの音声を赤外線送信機により赤外線に変換して放射し、専用の赤外線受信機を通して聞くシステム。受信機はヘッドホン又は補聴器に接続する。</p>	

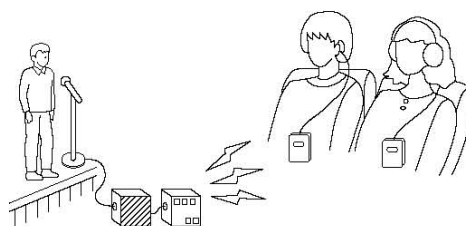
集団補聴設備の例

○磁気ループ



マイクからの音声信号を、ループアンプから床面に敷設したループアンテナに流してループに電磁波を発生させ、補聴器の磁気誘導コイルで受信して聞くシステム。

○赤外線補聴システム



マイクからの音声を赤外線送信機により赤外線に変換して放射し、専用の赤外線受信機を通して聞くシステム。ヘッドホン又は補聴器を受信機に接続して利用する。

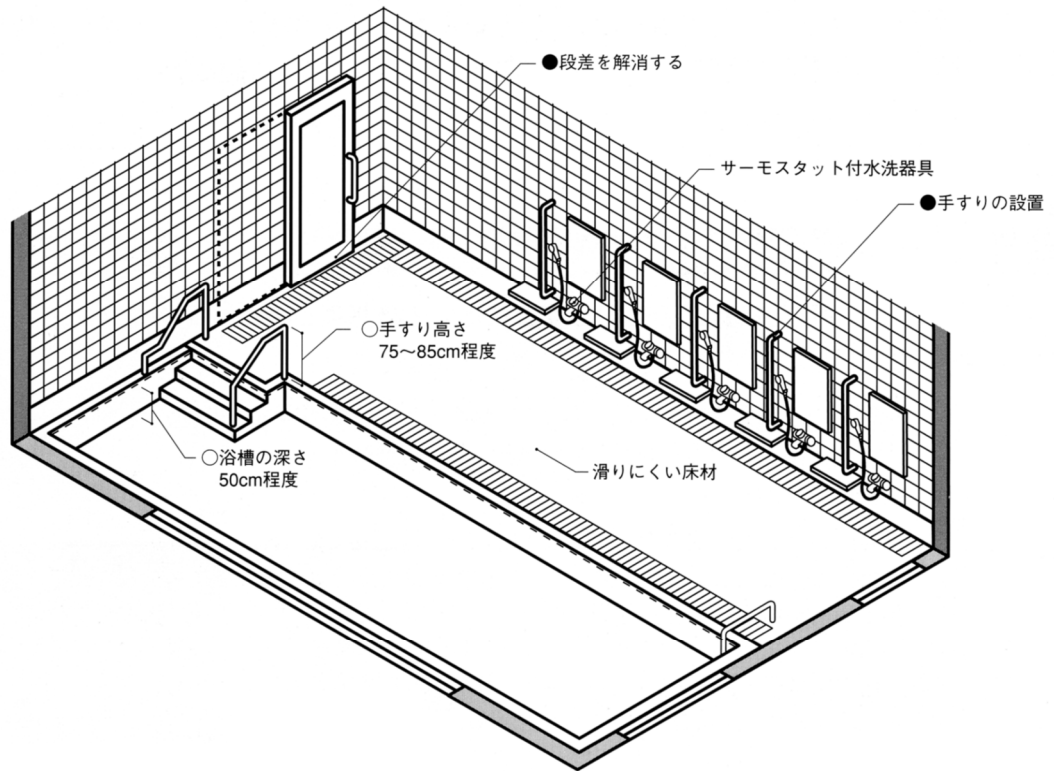
9. 浴室（寝室又は客室内部に設置するものを除く）

浴室の基本的な考え方

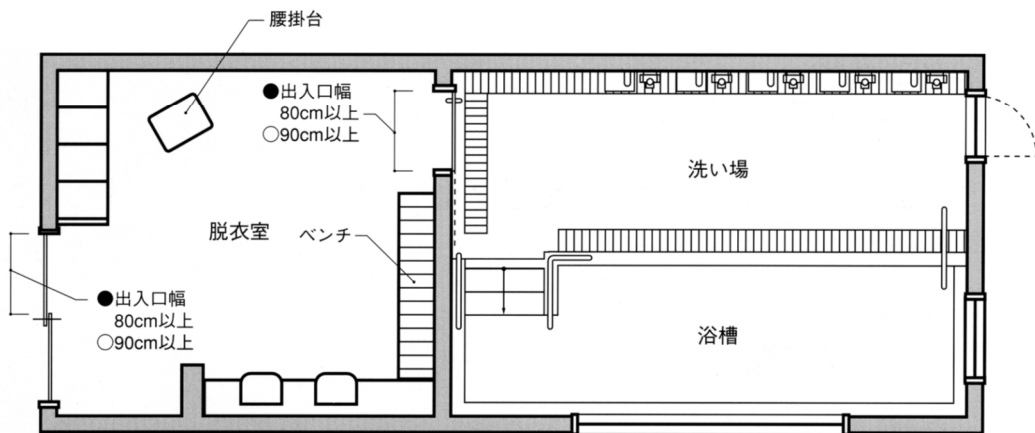
浴室は、障害者、高齢者等にとって転倒などの危険が大きな場所であるため、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるように、出入口の幅の確保や段差の解消のほか、浴槽、洗い場等の手すりの設置、操作しやすい水洗器具の設置などの配慮を行う。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)浴室の構造	<ul style="list-style-type: none"> ● 浴室（寝室又は客室内部に設置するものを除く。以下この項において同じ。）を設ける場合には、次に定める構造の浴室を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浴室を設ける場合、障害者、高齢者等が利用しやすいように配慮する規定である。
ア 出入口の幅	<ul style="list-style-type: none"> ● 洗い場及び脱衣所の出入口の幅は、内法を80cm以上とすること。 ○ 出入口の幅は、内法を90cm以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅80cmとは、車椅子が通過できる寸法である。 ・ 幅90cmとは、車椅子が通過しやすい寸法である。
イ 戸の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ● 洗い場及び脱衣所の出入口に戸を設ける場合には、当該戸は自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ○ 扉等のガラスは、転倒等による事故防止を考慮し、安全ガラスを用いる。 	
ウ 出入口の段差の解消	<ul style="list-style-type: none"> ● 洗い場及び脱衣所の出入口は、車椅子使用者が円滑に通過できる構造とすること。 	
エ 浴槽等の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ● 浴槽、洗い場及び脱衣所には、手すり、腰掛台等を適切な位置に設けること。 ○ 浴槽の深さは50cm程度、エプロン高さは40cm程度とする。 ○ 浴室に車椅子使用者用洗場を設ける場合、車椅子から移乗しやすい形状として高さ40cm程度とする。下部には車椅子のフットレストが入るようにクリアランスをとることが望ましい。 ○ 洗い場周囲及び浴槽周囲等に手すりを設ける。 ○ 浴室には手の届く位置に非常ボタンを設置する。 ○ 浴室の回りには、2方向から介助できるスペースを設ける。 ○ 脱衣所には、車椅子での使用に適する高さ及び位置に収納棚を設置する。下部には車椅子のフットレストが入るようにクリアランスをとる。 	

浴室の設置例

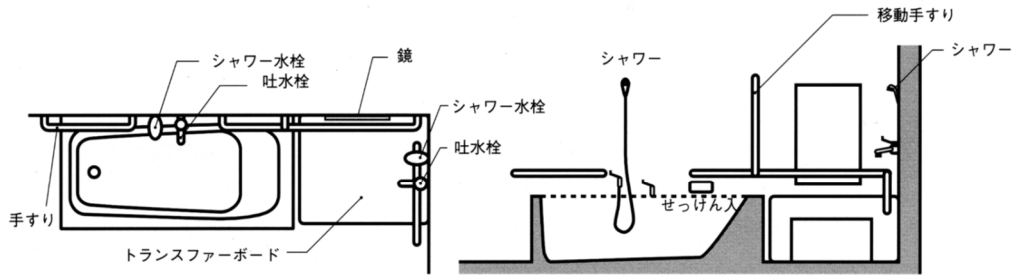


浴室平面

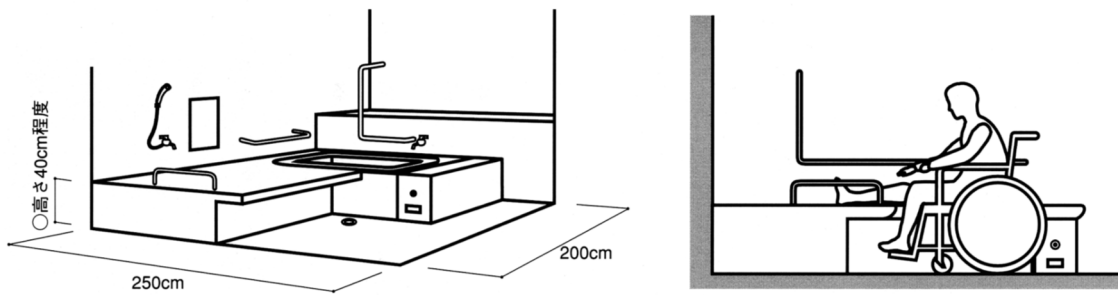


項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
オ 水洗器具の仕様	<p>○ 脱衣所には、着替え用のベンチを設置する。ベンチは横になれる構造とする。</p> <p>● 洗い場及び脱衣所の水栓器具のうち、それぞれ1以上の水栓器具は、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式のものとすること。</p> <p>○ 水栓金具は混合操作を容易にするため、サーモスタットのついたシングルレバー式が望ましい。</p> <p>○ シャワーは原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドは昇降可能なものか、上下2箇所の使用しやすい位置にヘッド掛けを設ける。</p>	
カ その他	<p>○ 脱衣所から洗い場及び浴槽への一連の動作が円滑に行えるよう配慮する。</p> <p>○ 浴室は、障害者、高齢者等にとって転倒などの危険性が高い場所であるため、障害の種類・程度、介助者の有無などを考慮して浴室などの形状を計画する。</p>	

個室用浴室の例(1)

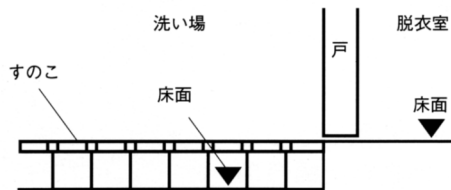


個室用浴室の例(2)

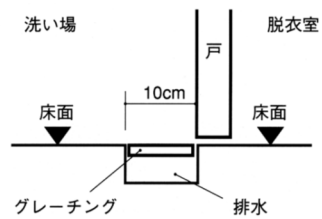


出入口段差解消例

すのこによる例



グレーチングによる例



※グレーチングの幅は車椅子のキャスターが落ちないものとする。

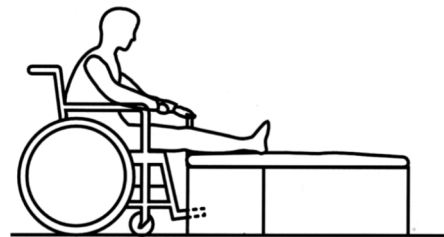
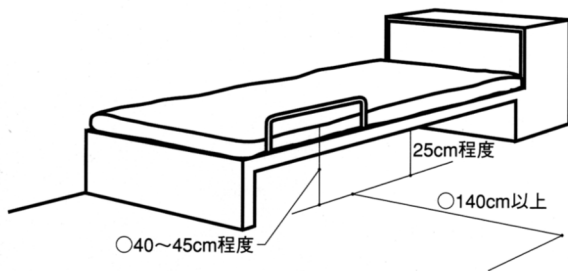
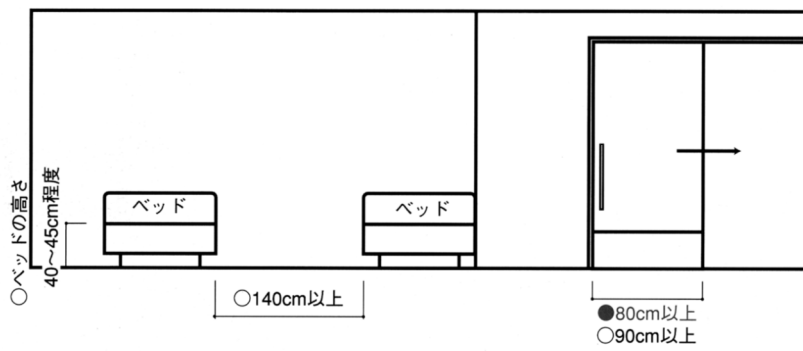
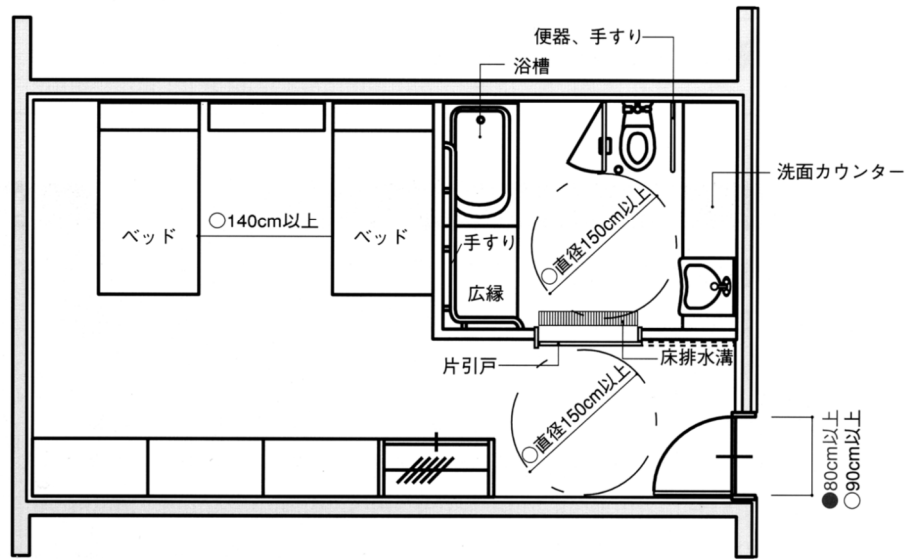
10. 客室

客室の基本的な考え方

障害者、高齢者等の外出、旅行等に対応し、ホテル等宿泊機能を持つ建築物には、車椅子使用者等の利用に配慮した客室を設置する。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)客室の構造	<p>● ホテル等の客室のうち、総数の100分の1（端数は切り上げ）以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>○ ホテル等の客室のうち、客室総数が200以下の場合には50分の1、200を超える場合は100分の1+2以上の車椅子使用者が円滑に利用できる客室を設ける。</p>	<p>・ ホテル等の宿泊施設には、客室を障害者、高齢者等が利用しやすいように配慮する規定である。</p>
ア 出入口	<p>● 出入口は、1「出入口」に定めるものとする。</p>	
イ 室内	<p>● 室内は、十分な床面積が確保されているなど障害者、高齢者等が円滑に利用できる配慮を行うこと。</p> <p>○ 室内には、車椅子が回転できる直径150cm以上のスペースを確保する。</p> <p>○ ベッドの側面には、140cm以上のスペースを設ける。</p> <p>○ 車椅子からベッドへの移乗を簡単とするため、ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同じ40～45cm程度とする。</p> <p>・ ベッドの下には、車椅子のフットレストが入る高さのスペースを設ける。</p> <p>○ 床面は、滑りにくい仕上げとするが、毛足の長い絨毯などは避ける。</p> <p>○ コンセント、スイッチ、収納棚などは、車椅子での使用に適する高さ及び位置とする。</p> <p>・ コンセント、スイッチについては、点字標示する。</p> <p>○ 照明は、ベッド上からも点滅できるものとする。</p> <p>○ 視覚障害者への非常時の連絡手段として、視覚障害者用屋内信号装置等の配慮をすること。</p>	<p>・ 障害者、高齢者の利用を配慮した室内の仕様を求めている。</p>
ウ 便房の構造	<p>● 客室内部には、車椅子使用者用便房を設置すること。ただし、当該客室と同じ階に5「便所」(2)に定める構造の便所を設ける場合においては、この限りでない。</p>	<p>・ 客室内に、障害者、高齢者等の利用を配慮した便房の設置を求めている。</p>

客室の例



項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
エ 浴室の構造	<p>● 客室内部には、障害者、高齢者等が利用できる浴槽、手すり、腰掛台等が適切に配慮され、かつ、車椅子利用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保された構造の浴室を設置すること。ただし、当該客室の外部に9「浴室」に定める構造の浴室を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>○ 直径150cmの円が内接できるスペースを確保すること。</p> <p>○ 出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを確保すること。</p>	<p>・ 客室内に、障害者、高齢者等の利用を配慮した浴室の設置を求めている。</p>

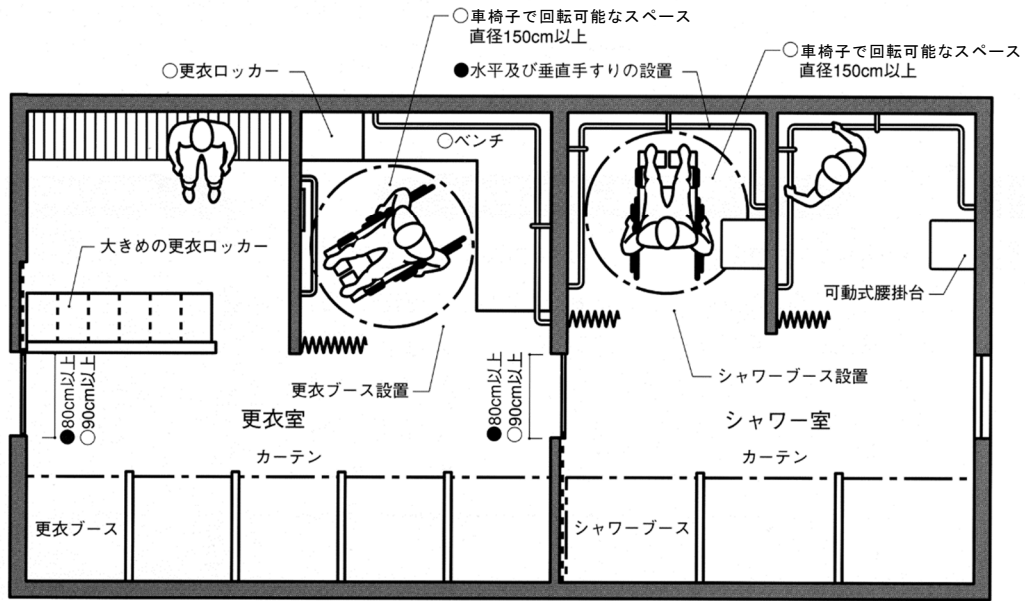
1.1. 更衣室及びシャワー室

更衣室及びシャワー室の基本的な考え方

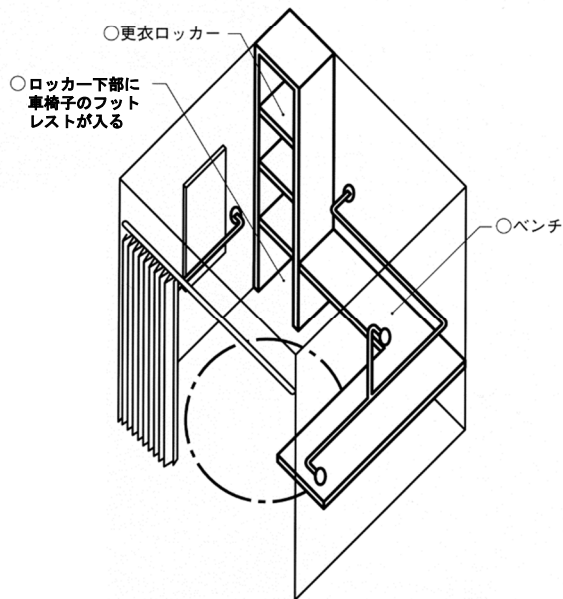
更衣室及びシャワー室を設置する場合は、出入口の構造、十分な床面積、腰掛台や手すりの設置など障害者、高齢者等が円滑に利用できるように配慮する。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)更衣室及びシャワー室の構造	<p>● 体育館等で更衣室又はシャワー室を設ける場合においては、障害者、高齢者等が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保され、かつ、手すり、腰掛台等が適切に配置された構造の更衣室又はシャワー室を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>○ 扉等のガラスは、転倒等による事故防止を考慮し、安全ガラスを用いる。</p>	<p>・更衣室、シャワー室を設ける場合、障害者、高齢者等が利用しやすいように配慮する規定である。</p> <p>・手すりは、松葉杖使用者や車椅子使用者等がブース内等で容易に移動できたり、体を支えたりすることができるような配慮である。</p>
〔更衣室〕	<p>○ 更衣室には、車椅子での使用に適する高さ及び位置に収納棚を設置する。下部には車椅子のフットレストが入るようにクリアランスをとる。</p> <p>○ 更衣室には、着替え用のベンチを設置する。ベンチは横になれる構造とする。</p>	
〔シャワー室〕	<p>○ シャワー室には手の届く位置に非常ボタンを設置する。</p> <p>○ 水栓金具は混合操作を容易にするため、サーモスタットのついたシングルレバー式が望ましい。</p> <p>○ シャワーは原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドは昇降可能なものか、上下2箇所の使用しやすい位置にヘッド掛けを設ける。</p>	
〔その他〕	<p>※ 緊急通報ボタンを適切な位置に設ける。</p> <p>※ 緊急通報ボタンは、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設けることが望ましい。</p> <p>※ 緊急通報ボタンは、ループやひもをつけたものとするが望ましい。</p>	

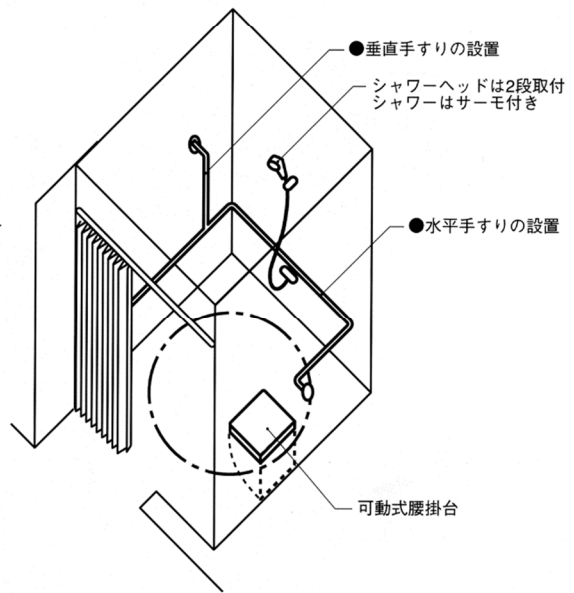
更衣室及びシャワー室の設置例



更衣ブース



シャワーブース



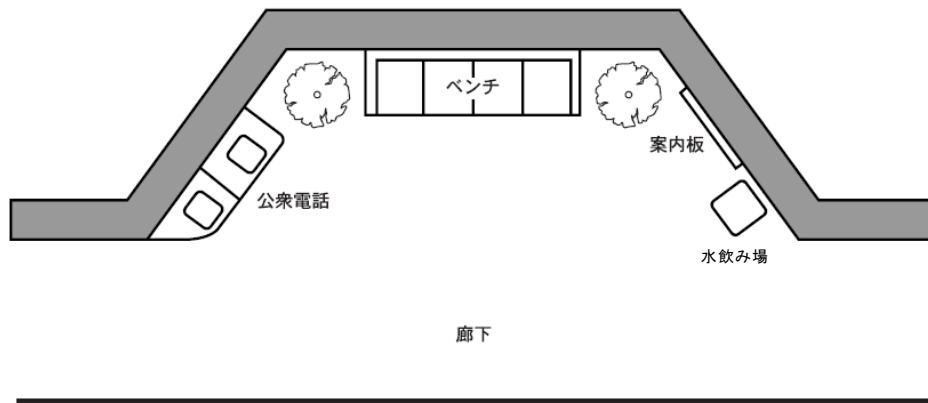
12. 13. 休憩場所・授乳場所

休憩場所・授乳場所の基本的な考え方

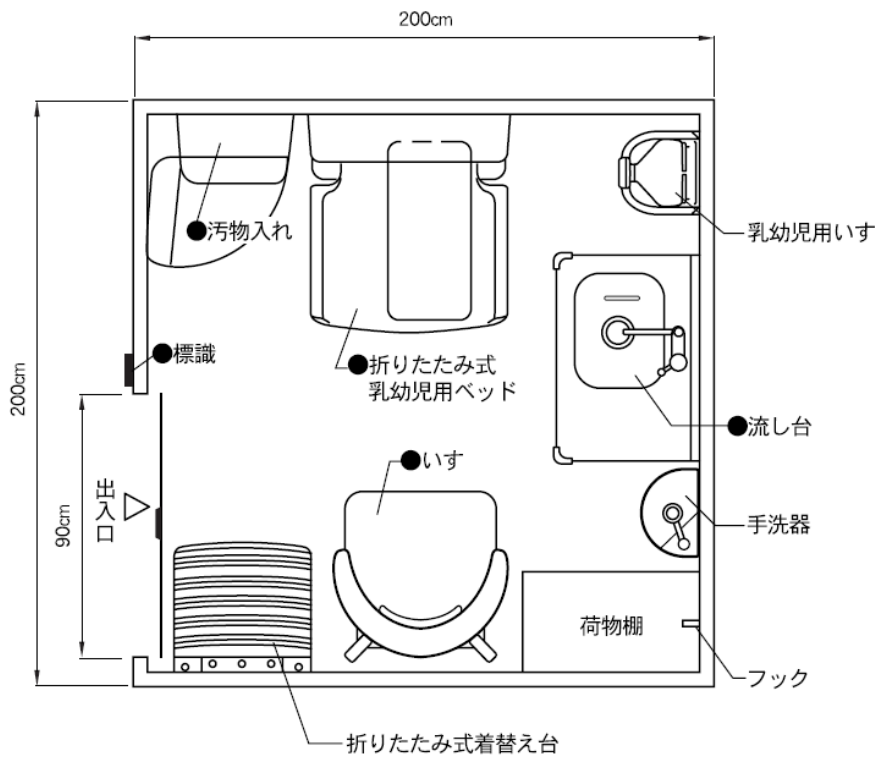
特に公共性の高い建築物や女性の利用が多い建築物には、障害者、高齢者や乳幼児を連れた方等が休憩したり、授乳、おむつの交換を円滑に行うことができるように配慮する。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)休憩場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 病院等、図書館・博物館等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等、展示場等、劇場・映画館等及び遊技場等で用途面積が5,000㎡以上のもの並びに集会場等及び体育館等のうち観覧席又は客席部を有するもので用途面積が5,000㎡以上のものには、障害者、高齢者等が円滑に利用できる休憩場所を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の用途に供する建築物においては、障害者、高齢者等の休憩場所を設ける規定である。
(2)授乳場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 病院等、図書館・博物館等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等、展示場等、劇場・映画館等及び遊技場等で用途面積が5,000㎡以上のもの並びに集会場等及び体育館等のうち観覧席又は客席部を有するもので用途面積が5,000㎡以上のものには、次に定める基準に適合する授乳場所を1以上設けること。ただし、通常乳幼児を連れて利用されないことのない施設については、この限りでない。 	
ア 授乳椅子、乳幼児ベッド	<ul style="list-style-type: none"> ● 授乳を行うための椅子、乳幼児ベッド及び汚物入れが設けられていること。 ● 洗面器又は流し台が設けられていること。 ● 授乳室は、壁又は固定式のついたて等により外部から見通しのできないものとする。 ● 授乳場所の出入口付近には、その旨を表示すること。 	

休憩施設の設計例



授乳場所の整備例



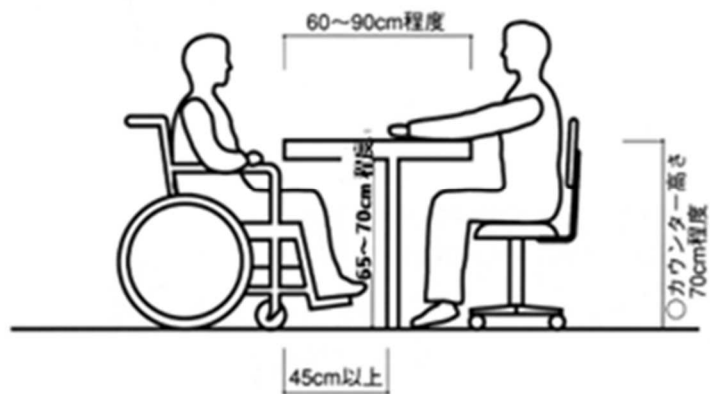
14. カウンター及び記載台等

カウンター及び記載台等の基本的な考え方

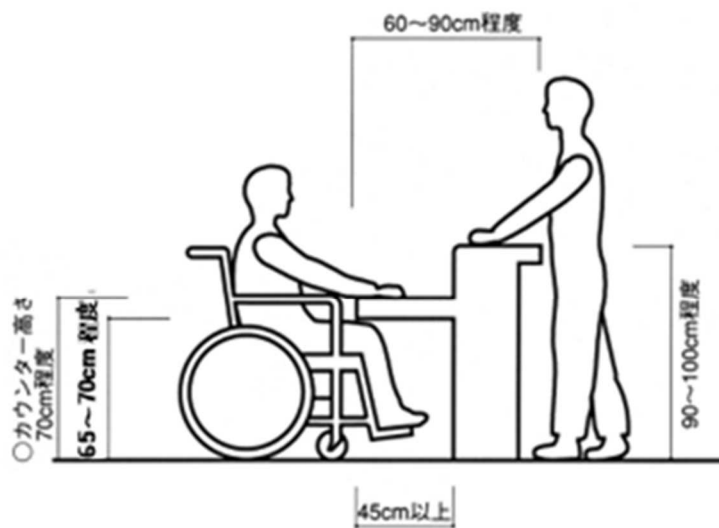
カウンター、記載台等を設置する場合は、車椅子使用者等が円滑に利用できるように高さ、下部の空間など、障害者、高齢者等の利用に配慮する。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)カウンター及び記載台等の構造	<p>● カウンター又は記載台を設ける場合においては、1以上のカウンター又は記載台を、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>○ 玄関からカウンターまでは線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設する。</p> <p>○ カウンターの高さは、車椅子使用者のために床から70cm程度とし、下部スペースはひざやアームレストが当たらないようにする。</p> <p>○ 既設建築物については、車椅子使用者等の利用のため移動式のカウンターを別に設ける等の方法を講じる。</p>	<p>・カウンター又は記載台を設ける場合、障害者、高齢者等が利用しやすいように配慮する規定である。</p>
(2)飲食店の客席	<p>※ 車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席とする。</p> <p>※ 固定席を設ける場合には、可動式の椅子席を併せて設ける。ただし、客席総数の1/2以上の席を可動席とすることが望ましい。</p> <p>※ 車椅子使用者等が可動式のテーブル使用や立ち着いて食事ができる等の多様なニーズへの対応として個室を用意することが望ましい。</p>	<p>・飲食店（小規模店舗）での車椅子使用者が利用できる席についての規定である。</p>
(3)現金自動預払機等	<p>○ 現金自動預払機、現金自動支払機及び券売機を設ける場合は、そのうち1以上は車椅子使用者や視覚障害者等が円滑に利用できるものとする。</p> <p>・金銭投入口及び操作ボタンは、車椅子使用者が円滑に利用できる高さ等に配慮したものとする。</p> <p>・点字による表示を行う。</p> <p>※ 故障時等の連絡先を電話番号及びメールアドレスで表示するなど、視覚障害者及び聴覚障害者に配慮する。</p>	

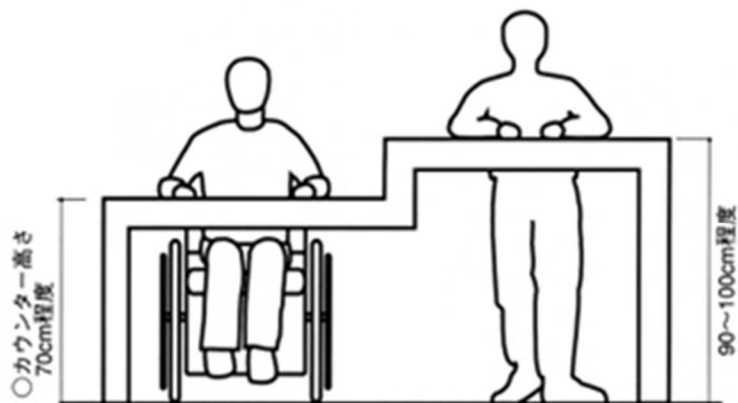
カウンター及び記載台の例



カウンター及び記載台の例



カウンター及び記載台正面図



15. 公衆電話台

公衆電話台の基本的な考え方

公衆電話を設置する場合は、車椅子使用者等が円滑に利用できるようにダイヤルの高さ、スペースに配慮し、聴覚障害者のための音量増幅装置付電話機や公衆ファックスを設けるなど、障害者、高齢者等の利用に配慮する。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)公衆電話台の構造	<p>● 公衆電話を設ける場合においては、1以上の公衆電話台を障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>○ 車椅子使用者が利用できる電話台及び聴覚障害者のための音量増幅装置付電話機や公衆ファックスをそれぞれ1以上設ける。</p> <p>○ ダイヤル及びプッシュホンの中心線の高さは、床面から100cm程度とし、下部スペースは、ひざ及び車椅子のアームレストが当たらないように配慮する。</p>	<p>・ 公衆電話を設ける場合、障害者、高齢者等が利用しやすいように配慮する規定である。</p>

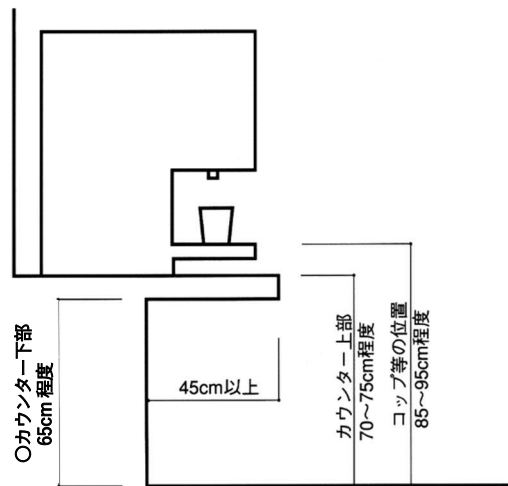
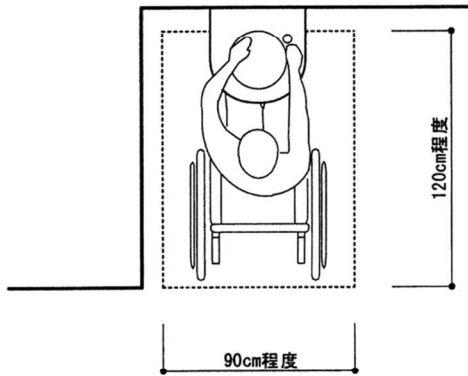
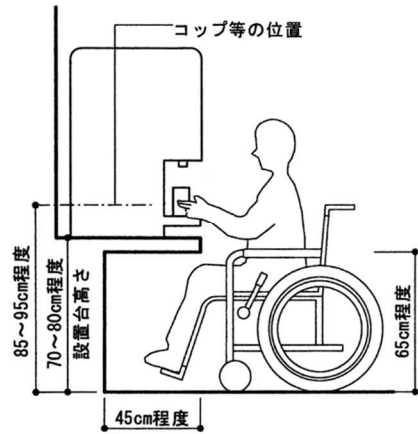
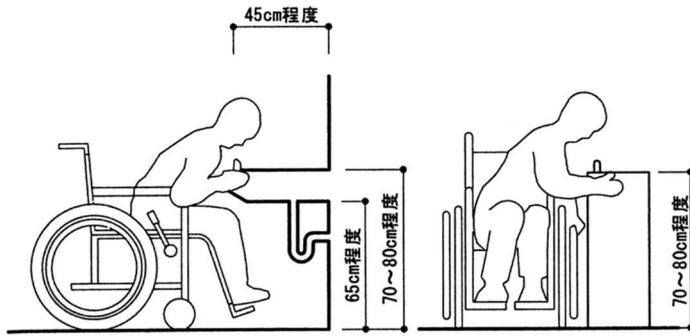
16. 水飲み場

水飲み場の基本的な考え方

水飲み場を設置する場合は、車椅子使用者等が円滑に利用できるように高さ、下部の空間に配慮し、操作の容易な器具を設けるなど、障害者、高齢者等の利用に配慮する。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)水飲み場の構造	<p>● 水飲み場を設ける場合においては、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>○ 車椅子使用者が利用しやすいように、噴出孔の高さは70～80cmとする。</p> <p>・ 水飲み場の下部は、ひざや車椅子にフットレストが入る高さ65cm程度のスペースを設ける。</p> <p>○ 給水栓は、光感知式、ボタン式又はレバー式とし、足踏み式のものとは併設する。</p> <p>○ 噴出孔は上向きとする。</p>	<p>・ 水飲み場を設ける場合、障害者、高齢者等が利用しやすいように配慮する規定である。</p>

水飲み器の整備例



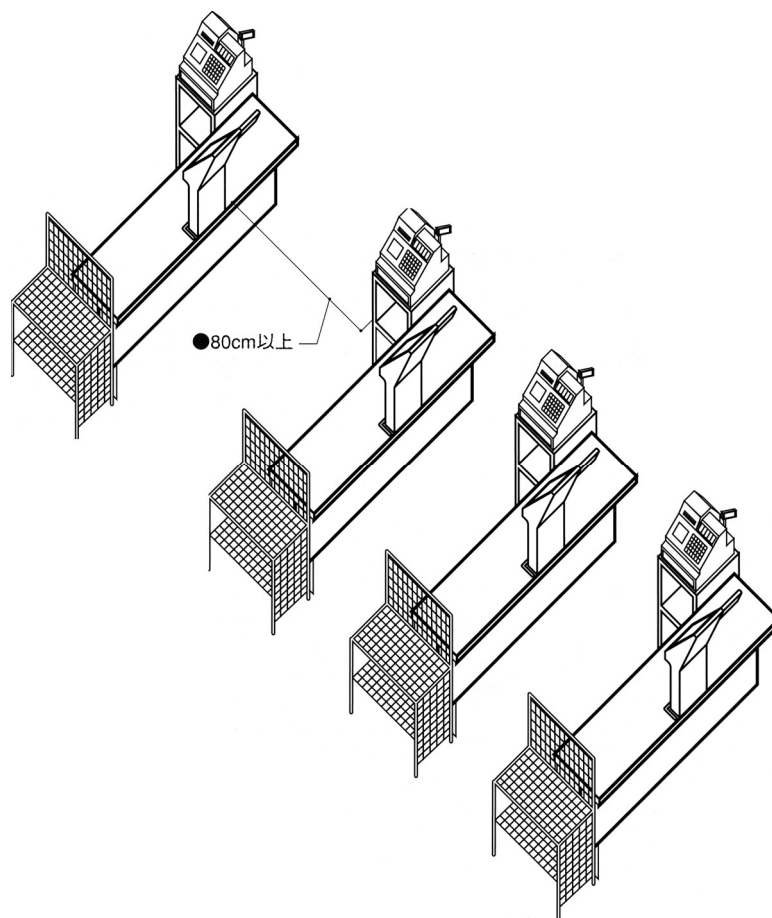
17. レジ通路

レジ通路の基本的な考え方

レジ通路を設置する場合は、車椅子利用者等が円滑に利用できるように、幅・位置など、障害者、高齢者等の利用に配慮する。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)レジ通路の構造	● レジ通路を設ける場合においては、1以上のレジ通路を障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。	・ レジ通路を設ける場合、障害者、高齢者等が利用しやすいように配慮する規定である。

レジ通路の整備例



18. 案内板等

案内板等の基本的な考え方

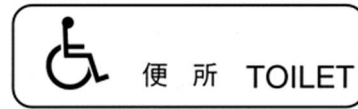
案内板等は、障害者、高齢者等が分かりやすいように、高さ、文字の大きさ、表示等に配慮するとともに、視覚障害者でも円滑に利用できるように配慮する。車椅子使用者用便所においては、どこに配置しているか容易に分かるように表示する。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)案内板等の仕様	● 案内板等を設ける場合においては、主要な案内板等を次に定める基準に適合するものとする こと。	<ul style="list-style-type: none"> 案内板等を設ける場合、障害者、高齢者等が利用しやすいように配慮する規定である。 案内板等とは 案内板：各空間（設備や施設）の配置を表示するもの 表示板（標識）：各空間の用途、当該目的地の方向や順路を表示するもの 案内設備：案内板、音による案内装置、案内所等
ア 分かりやすさ	● 高さ、文字の大きさ、表示等に配慮し、障害者、高齢者等に分かりやすいものとする こと。	案内板等の高さは100～150cmにする、又は大きな文字を使うなど、車椅子使用者等が利用しやすいようにする。
イ 視覚障害者への対応	● 点字による表示又は音声その他の方法により視覚障害者が円滑に利用できる構造と すること。 ※ 線状ブロック・点状ブロック、案内板、音声や光による誘導が効果的に組み合わせるよう配慮する。	「その他の方法」には、モニター付きインターフォンや案内所等が該当する。
ウ 聴覚障害者への対応	○ 病院等、官公庁舎、銀行、農業協同組合その他の金融機関の店舗のうち、受付等において呼出を行う施設は、文字による表示装置等を設ける。 ※ 聴覚障害者とのコミュニケーションの手助けとして、筆談ボード等の筆談ができる備品の常備などの配慮が望ましい。	
(2)車椅子使用者用便所の表示	● 車椅子使用者用便房を設置した便所がある場合は、その位置を表示する案内板等を設ける こと。	

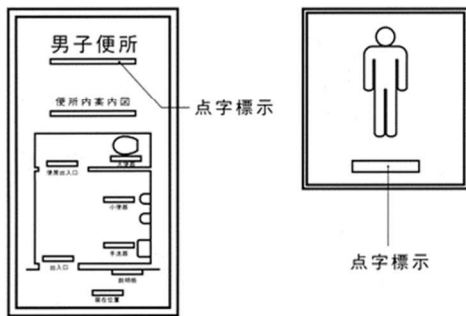
誘導・指示用標識の例
 (目的地へ誘導したり、危険を知らせるための標識)



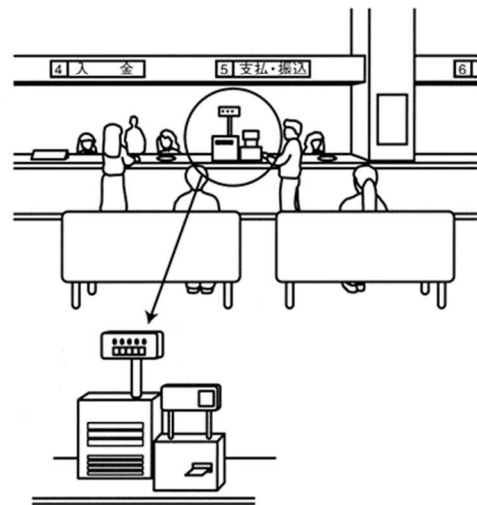
標示用標識の例
 (現在位置を確認するための標識)



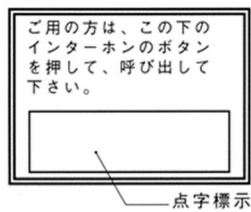
各部屋用点字標示板の例



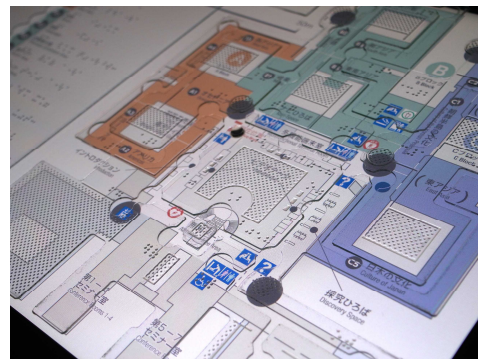
電光表示による呼出しカウンターの例
 (金融機関等)



玄関標示板の例



案内板の例



デジタル触地図 (国立民族学博物館触知案内板)

(タッチパネルディスプレイ上に設置したフィンガーガイドと音声案内との連動によって、位置情報や案内を触覚と聴覚から得ることができる。: 国立民族学博物館提供)

19. 避難設備

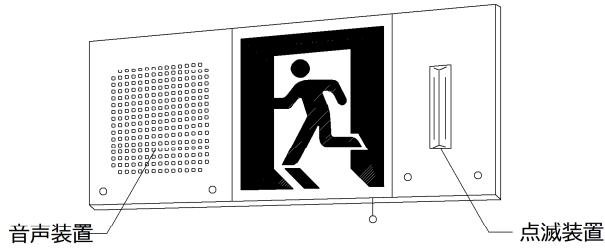
避難設備の基本的な考え方

緊急の事態が発生した時は、非常時であることを知らせ、安全に避難できるように、正確な情報伝達と安全な誘導体制に配慮することが必要です。

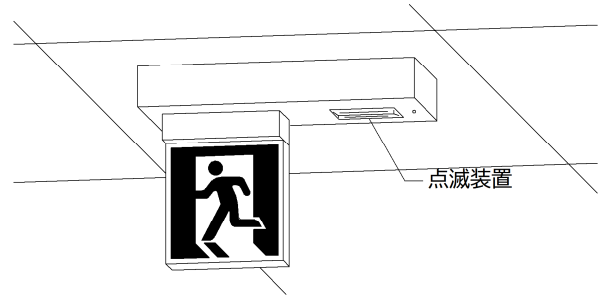
項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)避難口誘導灯等	<p>● 病院等、集会場等、百貨店等、ホテル等及び劇場・映画館等で、自動火災報知設備（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条に定める基準の設備をいう。）を設ける場合においては、点滅機能及び音声誘導機能を備えた避難口誘導灯を設けること。</p> <p>※ 聴覚障害者に配慮して、光や電光文字表示装置等による誘導を行う。</p> <p>※ 煙を避けるため、低姿勢等になっても、避難する方向が分かるように非常口誘導灯などを設ける。</p>	<p>・設置場所については、各所管消防局等と協議すること。</p> <p>※誘導灯の全てに音声点滅機能を付けた場合、同時作動したときに避難上支障となる恐れがあるため、適切に配置する必要がある。</p>
(2)防火戸	<p>● 防火戸（建築基準法施行令第112条第19項に定める特定防火設備又は防火設備として設ける戸をいう。）にくぐり戸を設ける場合は、当該くぐり戸は次に定める構造とすること。</p>	
ア くぐり戸の幅	● 幅は、80cm以上とすること。	
イ くぐり戸の段差解消	● 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	
ウ 一時避難スペース	※ 車椅子使用者等は、階段を利用して避難することが困難なため、安全に救助を待つための一時避難スペースを、階段の踊り場、階段に隣接したバルコニー等の安全な場所にできる限り設ける。	

避難口誘導灯

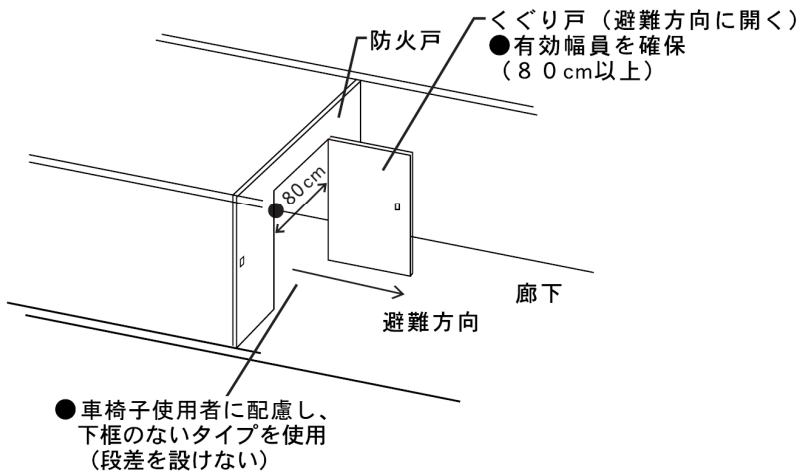
< 点滅式誘導音付加誘導灯の例 >



< 点滅型誘導灯（点状直付型） >



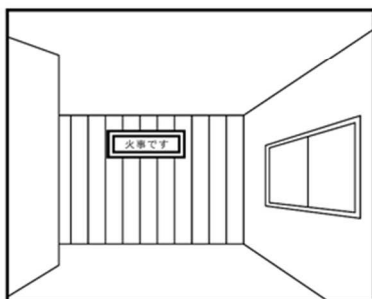
したかまち
下框のない防火戸の例



低姿勢になっても避難する方向がわかるよう誘導灯を低い位置に設置した例



非常文字表示装置の例（廊下の場合）



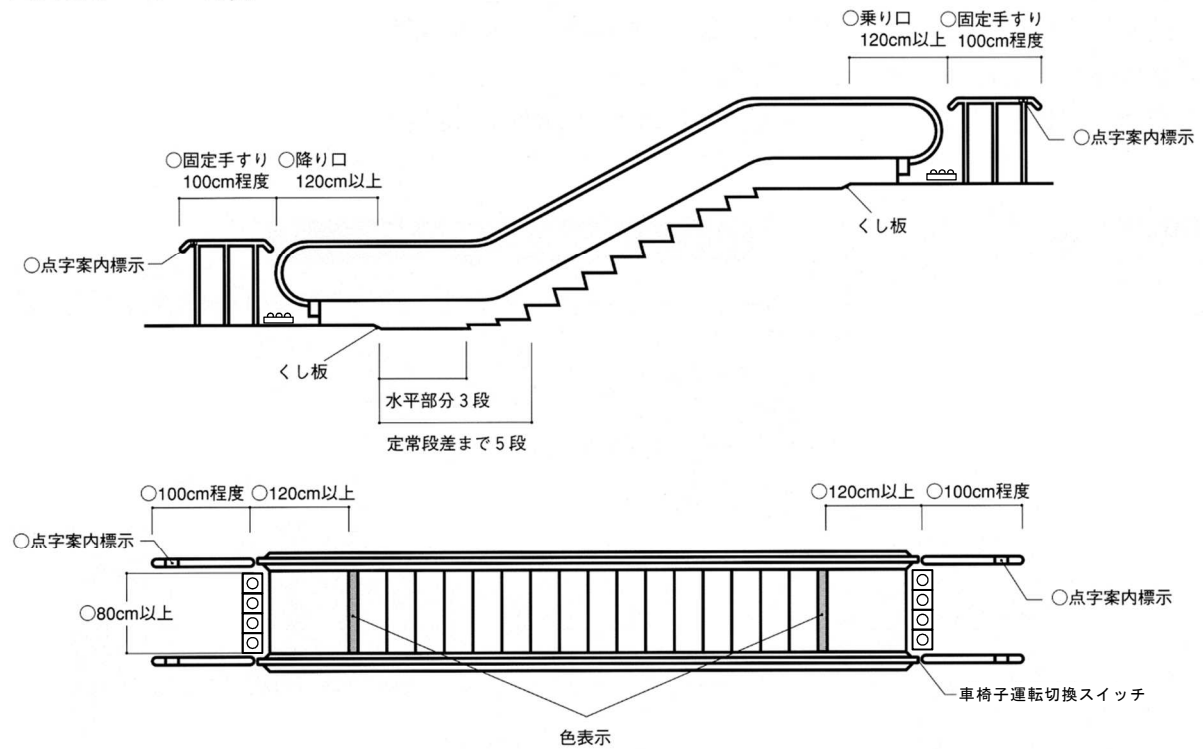
20. エスカレーター

エスカレーターの基本的な考え方

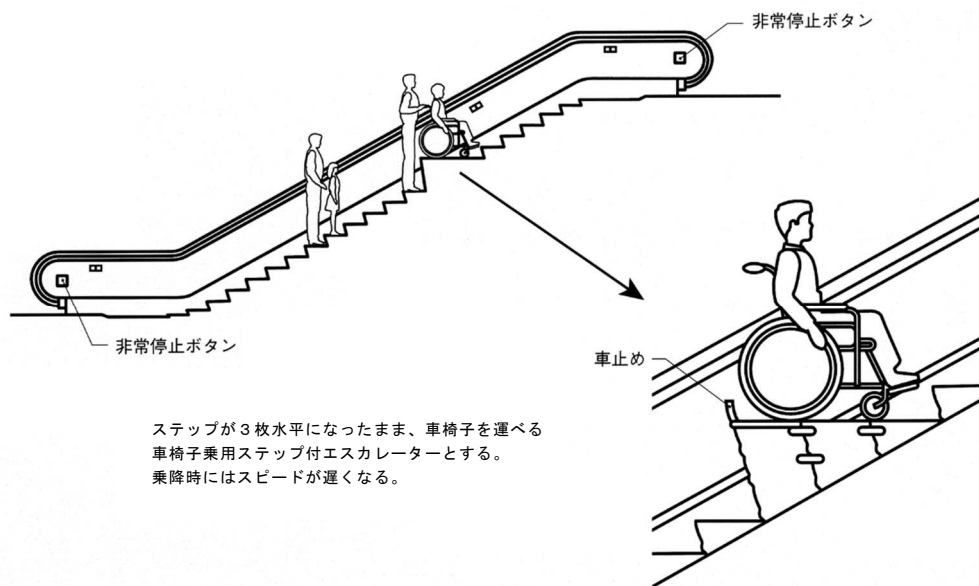
建築物の垂直移動で大量の移動には、エスカレーターは有効な手段である。障害者、高齢者等が円滑に利用できるように、エスカレーターの幅、乗降口の手すりの設置などの配慮を行う。また、エスカレーターの仕様によっては車椅子使用者が利用できるものもある。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)エスカレーターの構造	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険防止のため、音声によって注意を呼びかける装置を設けるほか、固定手すりには点字案内標示を設ける。 ○ ステップの幅は、内法を80cm以上とする。 ○ ステップの水平部分は3枚、又通常の段差に達するまでに5段のゆとりをとる。 ○ 乗降口には120cm以上の移動手すりを設け、かつ100cm程度の固定手すりを設ける。 	

エスカレーターの例



車椅子対応エスカレーターの例



2 1. 小規模施設に係る整備基準の特例

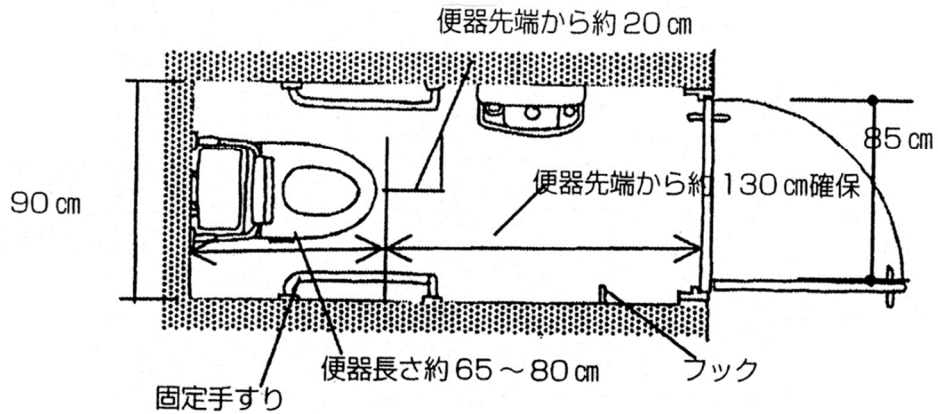
基本的な考え方

小規模な施設で、空間的な制約等により整備基準に適合されることが困難な場合であっても、適切な誘導や介助があれば障害者、高齢者等が利用できるよう配慮する。

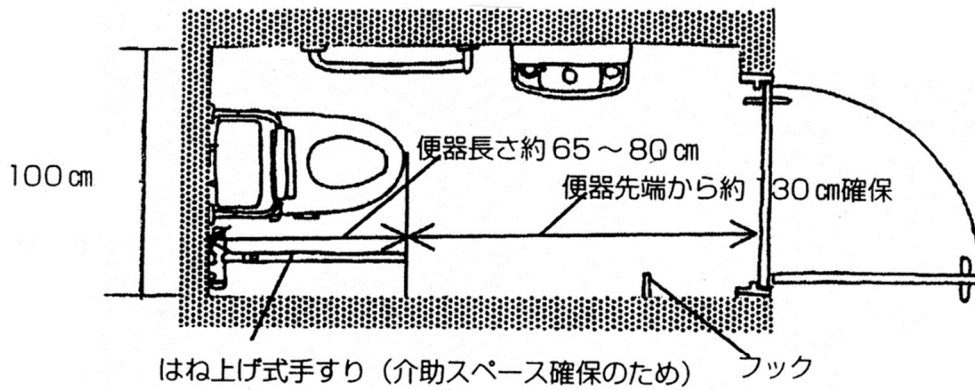
整備項目	緩和する場合	緩和基準	解説等
1 出入口	別表第2の第1の表1の項ウの規定によることが困難な場合	次に掲げるいずれかのものとすることができる。 (1) 可動式の傾斜路を設けること (2) 常時勤務する者がいる案内設備から容易に視認できるようにすること。 (3) 道等から常時勤務する者と通話できる機能(ボタンにより呼び出すことができるものに限る。)を有する設備を設けること。	
2 廊下等	別表第2の第1の表2の項(3)のウの規定によることが困難な場合	次に掲げるいずれかのものとすることができる。 (1) 可動式の傾斜路を設けること。 (2) 常時勤務する者により車椅子使用者等を誘導することができるようにすること。	
3 便所	別表第2の第1の表5の項(2)の規定によることが困難な場合	次に掲げるものとすることができる。 (1) 次に定める構造の便房(以下「手すり付き洋式便房」という。)を1以上(男子用及び女子用の区分のある場合にあっては、それぞれ1以上)設けること。 ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 イ 手すり付き洋式便房及び便所の出入口の幅は、内法を80cm以上とすること。 ウ 戸は、内開き戸としないこと。 エ 床には、車椅子使用者が使用する際に支障となる段を設けないこと。	・ 便房の戸を内開きとすることは、車椅子が入室した後のドア閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、救出しにくくなるので避ける。
4 敷地内の通路	別表第2の第1の表7の項(4)の規定によることが困難な場合	次に掲げるいずれかのものとすることができる。 (1) 道等から常時勤務する者と通話できる機能(ボタンにより呼び出すことができるものに限る。)を有する設備を設けること。 (2) 常時勤務する者がいる案内設備から容易に視認できるようにすること。	
5 カウンター及び記載台等	別表第2の第1の表14の項に規定によることが困難な場合	常時勤務する者が障害者、高齢者等の利用の補助を円滑に行える場合は、別表第2の第1の表14の項に規定する整備基準によらないことができる。	

小規模トイレの整備例

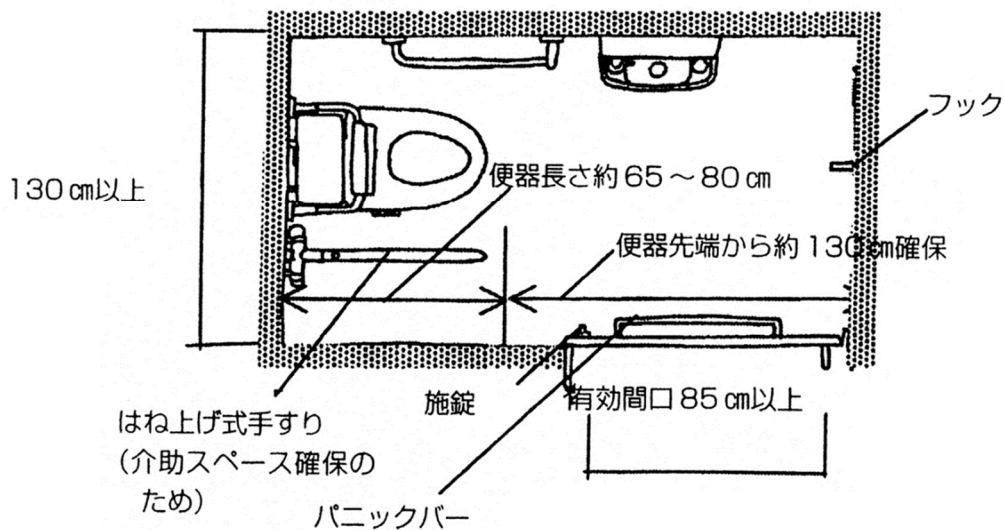
幅900タイプ



幅1000タイプ



幅1300以上のタイプ



II 公共交通機関の施設

公共交通機関の施設

経路の基本的な考え方

駅の出入口からプラットフォームへ通じる 1 以上の経路については、障害者、高齢者等が安全に通行できるようにする。車椅子利用者等の利用に支障のないように十分な幅員の確保、エレベーターや傾斜路等による段差の解消を行う。

1. 1 以上の経路

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)経路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等の乗降口との経路には、障害者、高齢者等が円滑に通行できる経路を乗降場ごとに 1 以上設けること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、主たる通行の用に供するものと、当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る障害者、高齢者等が円滑に通行できる経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差をできる限り小さくすること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（以下「乗継ぎ経路」という。）のうち、(2)から(9)までの基準に適合するものを、乗降場ごとに 1 以上設けること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 主たる乗継ぎ経路と(2)から(9)の基準に適合する経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差をできる限り小さくすること。 	
(2)段差の解消	<ul style="list-style-type: none"> ● (1)に定める経路の床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって、車椅子利用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。 	

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(3)段差の解消の特 例	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路(1の項(6)及び3の項に定める構造のものに限る。)又はエレベーター(1の項(7)に定める構造のものに限る。)を利用することにより障害者、高齢者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合又は管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合は、(2)の規定によらないことができる。 	
(4)出入口 ア 出入口の幅 イ 戸 ウ 段差解消	<ul style="list-style-type: none"> ● (1)に定める経路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とすること。 ● 幅は、内法を90cm以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。 ● 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (7) 幅は、内法を90cm以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。 (4) 自動的に開閉する構造又は車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できるものとする。 ● 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 	
(5)通路 ア 幅	<ul style="list-style-type: none"> ● (1)に定める経路を構成する通路は、2の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。 ● 幅は、内法を140cm以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とすることができる。 	

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
イ 戸	<ul style="list-style-type: none"> ● 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (7) 幅は、内法を 90cm 以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm 以上とすることができる。 (4) 自動的に開閉する構造又は車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できるものとする。 	
ウ 段差解消	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 	
エ 照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 照明設備を設けること。 	
(6)傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> ● (1)に定める経路を構成する傾斜路は、3の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 	
ア 幅	<ul style="list-style-type: none"> ● 幅は、内法を 120cm（段を併設する場合は、90cm）以上とすること。 	
イ 勾配	<ul style="list-style-type: none"> ● 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、8分の1）以下とすること。 	
ウ 踊場	<ul style="list-style-type: none"> ● 高さが75cmを超える傾斜路にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。 	
(7)エレベーターの構造	<ul style="list-style-type: none"> ● (1)に定める経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。 	
ア 出入口の幅	<ul style="list-style-type: none"> ● 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80cm以上とすること。 	
イ 籠の寸法	<ul style="list-style-type: none"> ● 籠の幅は、内法を 140cm 以上とし、奥行きは内法を 135cm 以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できるもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。 	
ウ 籠内の鏡	<ul style="list-style-type: none"> ● 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。 	

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
エ ガラス窓	● 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備を設置することにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できるものとする。	
オ 手すり	● 籠内には、手すりを設けること。	
カ 開閉時間	● 籠及び昇降路の出入口の戸の開閉時間を延長する機能を有するものとする。	
キ 籠内の表示装置	● 籠内には、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。	
ク 籠内の音声装置	● 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。	
ケ 車椅子使用者に対応した制御装置	● 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に制御装置を設けること。	
コ 視覚障害者に対応した制御装置	● 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置のうちそれぞれ1以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できるものとする。	
サ 乗降ロビーの寸法	● 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150cm以上とすること。	
シ 乗降ロビーの音声装置	● 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に、籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。	
(8)エスカレーターの構造	● (1)に定める経路を構成するエスカレーターは、次に定める構造とすること。ただし、キ及びクについては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。	
ア エスカレーターの仕様	● 上り専用のもので及び下り専用のもを設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。	
イ 表面仕上げ	● 踏み段の表面及びびくし板は、滑りにくい仕上げとすること。	

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
ウ 昇降口	● 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあるものとする。	
エ 踏み段の仕様	● 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。	
オ くし板の仕様	● くし板の端部と踏み段の色の明度の差が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。	
カ 床面等への表示	● エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否を表示すること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。	
キ 幅	● 幅は、内法を80cm以上とすること。	
ク 踏み段の面の広さ等	● 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができるものとし、かつ、車止めを設けること。	
ケ 音声装置	● エスカレーターの行先及び昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	
(9)改札口	● (1)に定める経路に改札口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。	
ア 幅	● 幅は、内法を80cm以上とすること。	
イ 段差解消	● 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	

2. 通路

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)通路の構造	● 通路は、次に定める構造とすること。	
ア 表面仕上げ	● 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。	
イ 段の構造	● 段を設ける場合は、次に定める構造とすること。 ア 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。こと。 イ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくいものとする。こと。	

3. 傾斜路

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)傾斜路の構造	● 傾斜路は、次に定める構造とすること。	
ア 手すり	● 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。	
イ 表面仕上げ	● 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。	
ウ 勾配部分	● 傾斜路の勾配部分とその接続する通路との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものであること。	
エ 立ち上がり部	● 立ち上がり部を両側に設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	

4. 階段

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)階段の構造	● 階段は、次に定める構造とすること。	
ア 手すり	● 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。	
イ 点字表示	● 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字による表示をはり付けること。	
ウ 回り段の禁止	● 回り段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	
エ 表面仕上げ	● 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。	
オ 路面の仕様	● 路面の周囲の部分と明度の差が大きいものとする等により段を容易に識別しやすいものとする。	
カ 段鼻	● 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくいものとする。	
キ 立ち上がり部	● 立ち上がり部を両側に設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	
ク 照明設備	● 照明設備を設けること。	

5. 便所

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)便所の構造	● 便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。	
ア 出入口の表示	● 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区分（当該区分がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。	
イ 表面仕上げ	● 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。	
ウ 男子用小便器	● 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器その他これに類する小便器を設けること。	
エ 小便器の手すり	● ウに定める小便器には、手すりを設けること。	
(2)車椅子使用者用便所の設置	● 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)の規定によるほか、次のいずれかに定める構造とすること。	
ア 車椅子使用者便房を有する便所	● 便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）内に車椅子使用者その他の障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。	・ 以下(3)においては、「車椅子使用者便房を有する便所」という。
イ 車椅子使用者便所	● 車椅子使用者その他の障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便所とすること。	・ 以下(4)においては、「車椅子使用者便所」という。
(3)車椅子使用者便房を有する便所の構造	● (2)のアの便房が設けられた便所は、次に定める構造とすること。	
ア 通路の構造	● 1の(1)に定める経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、1の(5)に定めるものとする。	
イ 出入口の幅	● 出入口の幅は、内法を80cm以上とすること。	
ウ 出入口の段差解消	● 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。	
エ 案内表示	● 出入口には、車椅子使用者その他の障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識を設けること。	

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
オ 戸の構造	<p>● 出入口に戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を80cm以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できるものとすること。</p>	
カ 広さ	<p>● 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p>	
(4)車椅子使用者便所の構造	<p>● (2)のアの便房は、次に定める構造とすること。</p>	
ア 出入口の段差解消	<p>● 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>	
イ 案内表示	<p>● 出入口には、当該便房が車椅子使用者その他の障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設けること。</p>	
ウ 腰掛便座、手すり	<p>● 腰掛便座及び手すりを設けること。</p>	
エ 水洗器具	<p>● 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p>	
オ 出入口の幅、戸の構造、広さ	<p>● (3)のイ、オ及びカに定める構造とすること。</p>	
(5)(2)のイの便所	<p>● (2)のイの便所は、(3)のアからウまで、オ及びカ並びに(4)イからエまでに定める構造とすること。この場合において、「当該便房」とあるのは、「当該便所」とする。</p>	
(6)オストメイト用設備	<p>● 便所を設ける場合は、次に定める基準に適合するオストメイトのための設備を備えた便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>ア 汚物流し、給湯設備、荷物を置くための棚その他の設備、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具が適切に設置されている便房が設けられていること。</p> <p>イ オストメイトのための設備を備えた便房を設置した旨を便所の出入口付近に見やすい方法で表示すること。</p>	

Ⅲ 道路

道路

1. 歩道等（歩道、地下道その他の歩行者用通路）

歩道の基本的な考え方

歩道は、障害者、高齢者等を含むすべての人にとっての移動の動線として重要なものである。

障害者、高齢者等が安全に通行できるように、車椅子や松葉杖使用者の利用に支障のない幅員を確保するとともに、車道とのすりつけ、排水溝などを車椅子使用者等の通行に配慮した構造とする。視覚障害者の利用のために、必要に応じて線状ブロック等の敷設を行う。

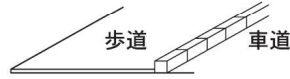
項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)歩道の構造	● 歩道等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。	
ア 歩車道分離の方法	● セミフラット方式を基本とすること。	
イ 有効幅員	● 有効幅員は、200cm 以上とすること。ただし、有効幅員は、当該歩道等の障害者、高齢者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。	・有効幅員 200cm とは、車椅子が円滑にすれ違いができる寸法である。
ウ 縦断勾配	● 縦断勾配は5%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。	・車椅子使用者が昇降しやすい勾配である。
エ 横断勾配	● 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1%以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別な状況又は地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、2%以下とすることができる。	
オ 段差解消	● 横断歩道等に接続する歩道と車道との段差は、2cm を標準とすること。	
カ すりつけの構造	● 横断歩道における中央分離帯等と車道とのすりつけについては、縁石等で区画するものとし、同一の高さですりつけること。	
キ 排水溝	● 歩道等を横断する排水溝を設ける場合には溝ふたを設け、その溝ふたは、「建築物」の7「敷地内の通路」(6)に定める構造とすること。	

歩道構造形式の定義

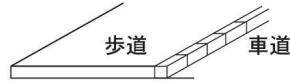
フラット：歩道等面と車道等面の高さが同一で、縁石により歩道と車道を分離する歩道構造



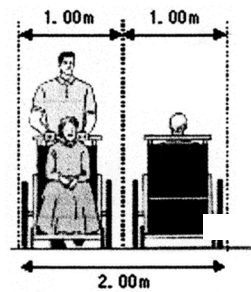
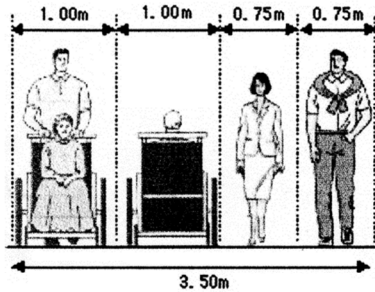
セミフラット：歩道等面が車道等面より高く、縁石天端の高さが歩道等面より高い歩道構造



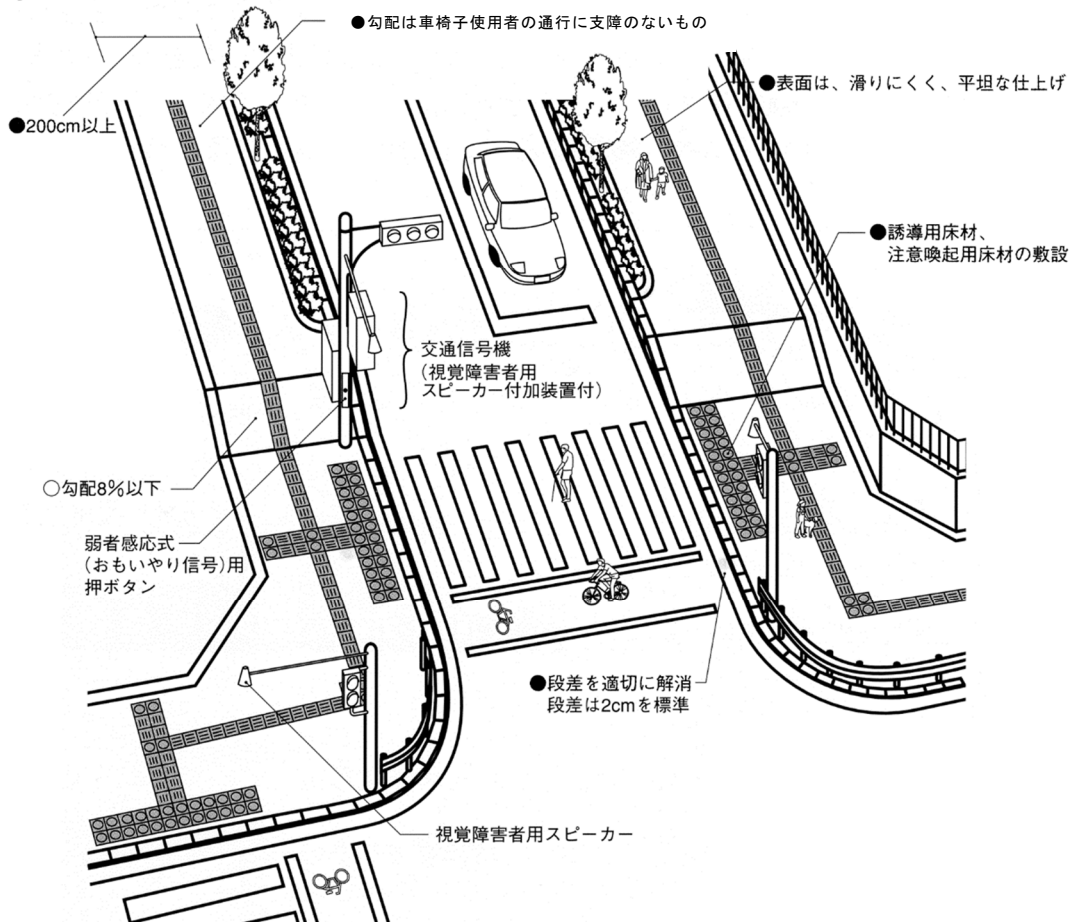
マウントアップ：歩道等面と縁石天端の高さが同一である歩道構造




歩道の有効幅員の考え方



歩道等の整備例

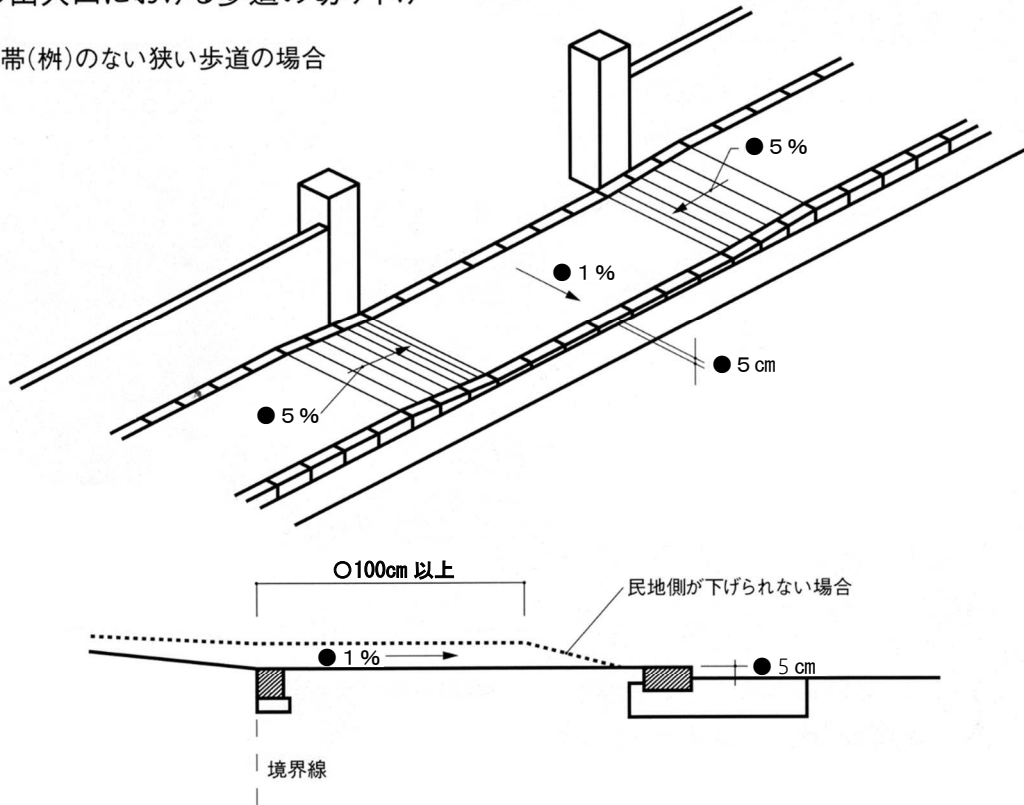


項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
ク 線状ブロック等、点状ブロック等の敷設	<p>● 必要に応じて、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設すること。</p> <p>※ 線状ブロック等には、商品のせりだしや自転車の放置を防ぐため、PRシートの貼り付けを行うことが望ましい。</p>	<p>《 PRシート 》</p> 
(2)その他	<p>【交通安全事業における標準横断構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車道幅員等は、和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例、道路構造令に規定されている諸基準を満たすのが望ましい。 ○ 路肩は確保することを原則とする。 <p>【歩道（一般部）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 横断勾配は、路面排水を考慮した片勾配とする。 ○ 横断防止柵は、車道の建築限界をはずして設置する。 <p>【歩道切下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交差点、横断歩道については歩道を切り下げること。 ○ 歩道のすりつけ勾配は、車椅子、乳母車、自転車等の通行に支障のないものとする。 ○ 歩道巻込部は原則として水平とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水平区間は原則として 150cm とる。 <p>【車両出入口部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幅は、600cm 以内にするのを原則とする。 ○ 構造及び歩道とのすりつけ勾配は、障害者等の通行に支障のないようにするものとする。 <p>【人家等の出入口における歩道の切り下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車両乗入れ部における歩車道境界の段差は 5 cm を標準とする。 ○ 植栽帯（柵）のない狭い歩道の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道の横断勾配を 2% にするため、民地側を下げてもらおう。 ・ 民地側が下げられない場合は、平坦部を 100 cm 以上確保して切り下げる。 ○ 植栽帯（柵）のある広い歩道の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広い歩道とは、200cm 以上の歩道を原則とする。 ・ 植栽帯（柵）の幅内で切り下げる。 <p>【線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 歩道切下げ部には、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設する。 	

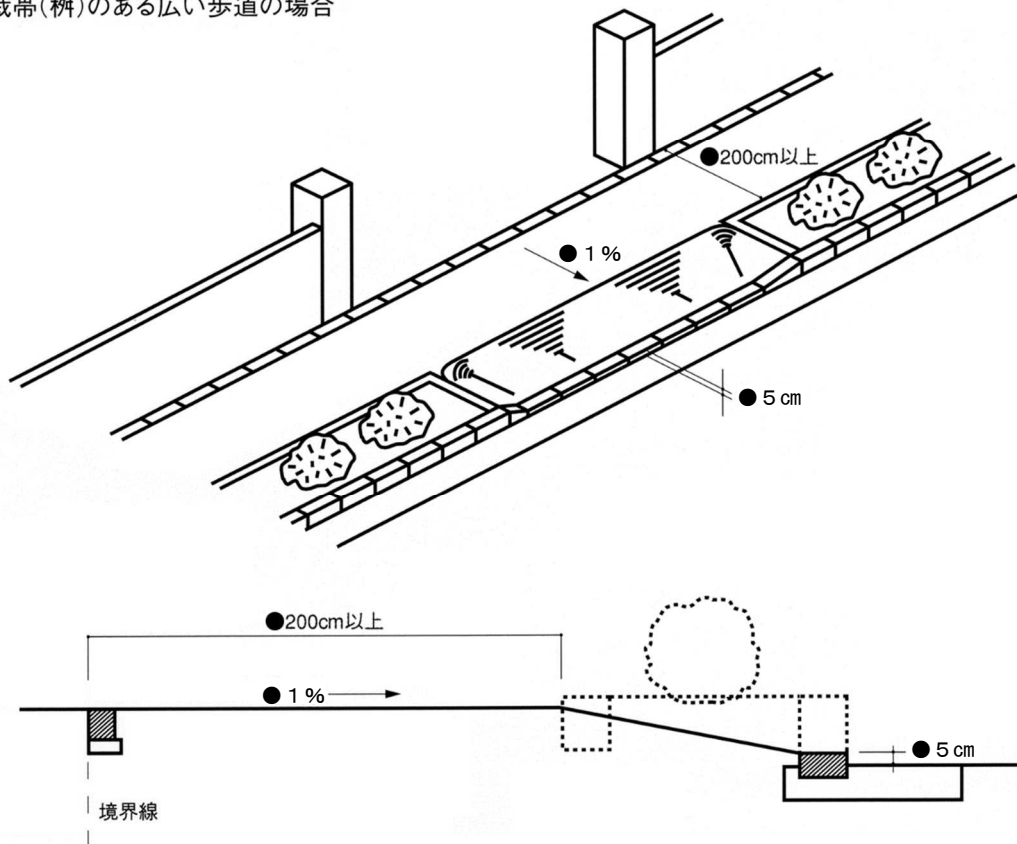
項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
	<p>○ 駅周辺、官公庁、病院等の利用度の高い施設付近の歩道には、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設する。</p> <p>○ 線状ブロック等及び点状ブロック等の表面色彩は原則として、黄色とする。</p> <p>○ 特定道路等においては、歩道等の踏切道手前部に、点状ブロックによる踏切道の注意喚起を行うとともに、線状ブロックを部分的に設置することにより、注意喚起を行う点状ブロックに適切に誘導する。</p> <p>※ 踏切道内には、鉄道事業者とも連携し、視覚障害者が車道や線路に誤って進入することを防ぐとともに踏切の外にいと誤認することを回避するため、「表面に凹凸のついた誘導表示等」(歩道等に設置する視覚障害者誘導用ブロックとは異なる形式とする。)を設けることが望ましい。この場合、踏切道手前部に設置する線状ブロックで示す移動方向と、踏切内での誘導表示等が示す移動方向を直線的に連続させるようにするものとする。</p> <p>【バス停車帯】</p> <p>○ 設置する箇所では、十分な歩道幅員(待ちだまり)がとれること。</p> <p>○ 線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、点字案内板等も考慮すること。</p> <p>【防護柵】</p> <p>○ 防護柵を設置する場所は以下の状況のところとし、その他適宜に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交差点の前後、立体横断施設のあるところ、バス駐車場の前後、横断による事故発生の危険性のあるところ。 ・ 小学校や幼稚園の付近で、通学路に指定されているところ。 ・ 駅付近等で多数の横断者があるところ。 ・ 歩道の状況により、危険な箇所には適宜防護柵を設け、障害者等の安全確保に配慮すること。 	

人家等の出入口における歩道の切り下げ

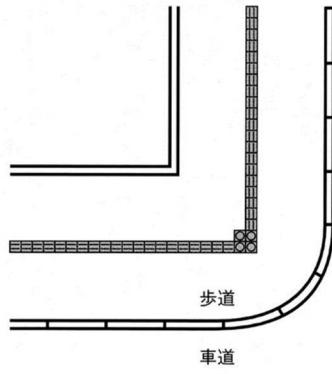
○植栽帯(柵)のない狭い歩道の場合



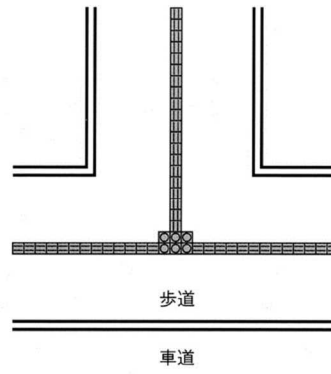
○植栽帯(柵)のある広い歩道の場合



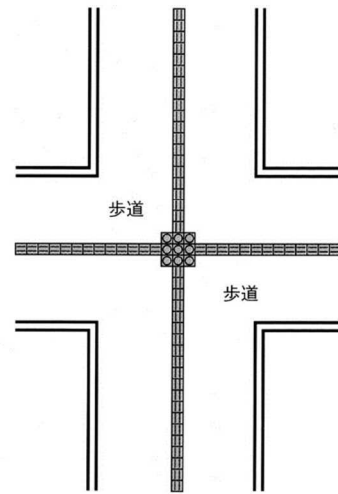
屈折点表示部
(L字部の場合)



屈折点表示部
(T字部の場合)



屈折点表示部
(十字部の場合)



2. 立体横断施設（地下横断歩道及び横断歩道橋）

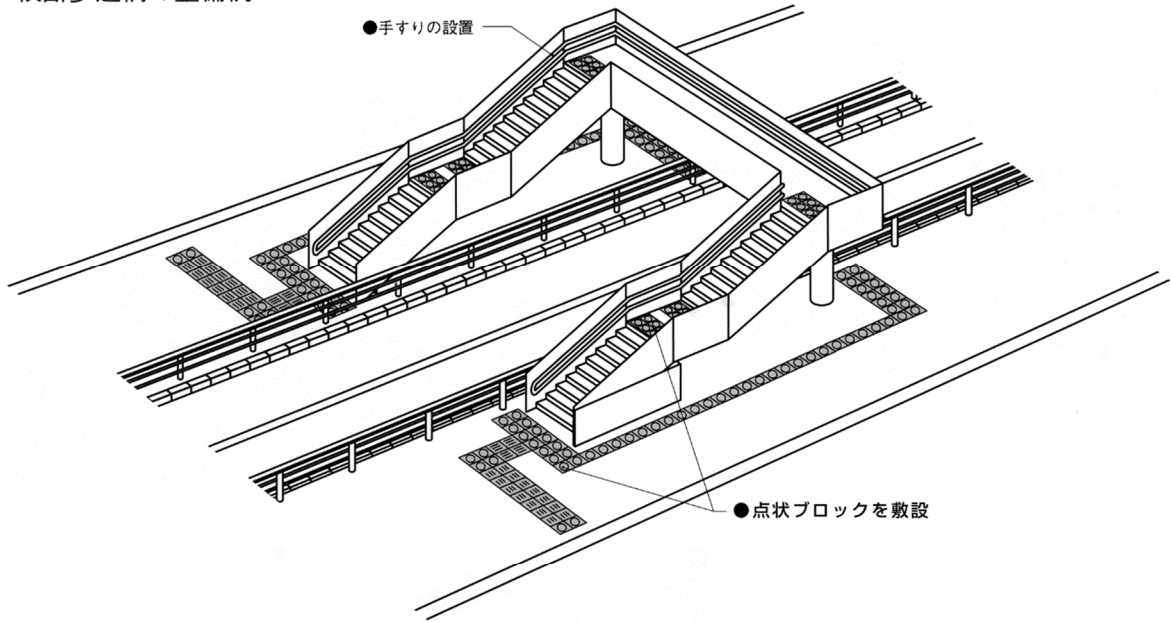
立体横断施設の基本的な考え方

歩行者の円滑な移動のために駅舎やビルをデッキで接続するのは好ましいが、自動車交通を優先する形での地下横断歩道及び横断歩道橋は本来的には好ましい存在ではない。

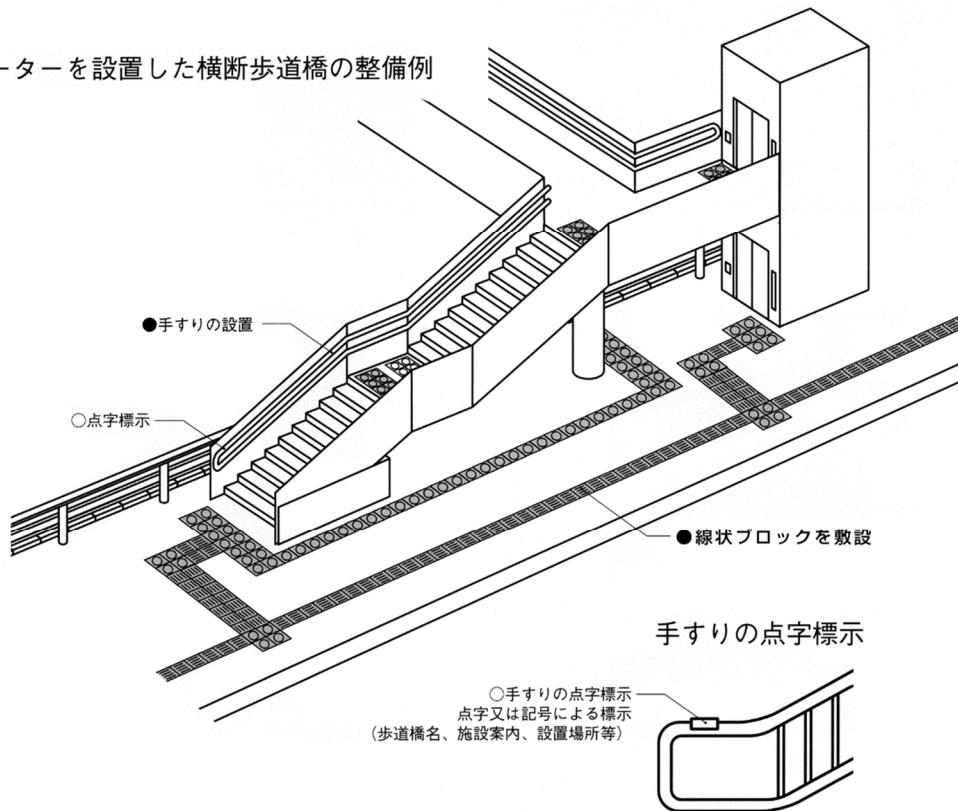
ただし、交通安全上やむを得ず設置をせざるを得ないときもあるため、その場合は、地下横断歩道及び横断歩道橋が障害者、高齢者等でも円滑に利用できるように配慮した構造とする。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1) 立体横断施設の構造	● 立体横断施設を設ける場合においては、次に定める構造とすること。	
ア 有効幅員	● 地下横断歩道、横断歩道橋の有効幅員は200cm以上とすること。ただし、有効幅員は、当該通路の障害者、高齢者等の通行の状況を考慮して定めるものとする。	・有効幅員 200cmとは、車椅子使用者同士がすれ違える寸法である。
イ 段の構造	● 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。 (ア) 有効幅員は150cm以上とすること。 (イ) 2段式の手すりを両側に設けること。 (ウ) 回り段を設けないこと。 (エ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくく、かつ、水はけの良い材料で仕上げること。 (オ) 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 (カ) 段の上端に近接する歩道等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。	
ウ エレベーターの設置	● 必要に応じて、エレベーターを設置すること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設置する。	
(2) その他	○ 可能な限り、スロープ方式とする。 ○ 必要に応じて、点字案内板を設置する。	

横断歩道橋の整備例



エレベーターを設置した横断歩道橋の整備例



IV 公園

公園

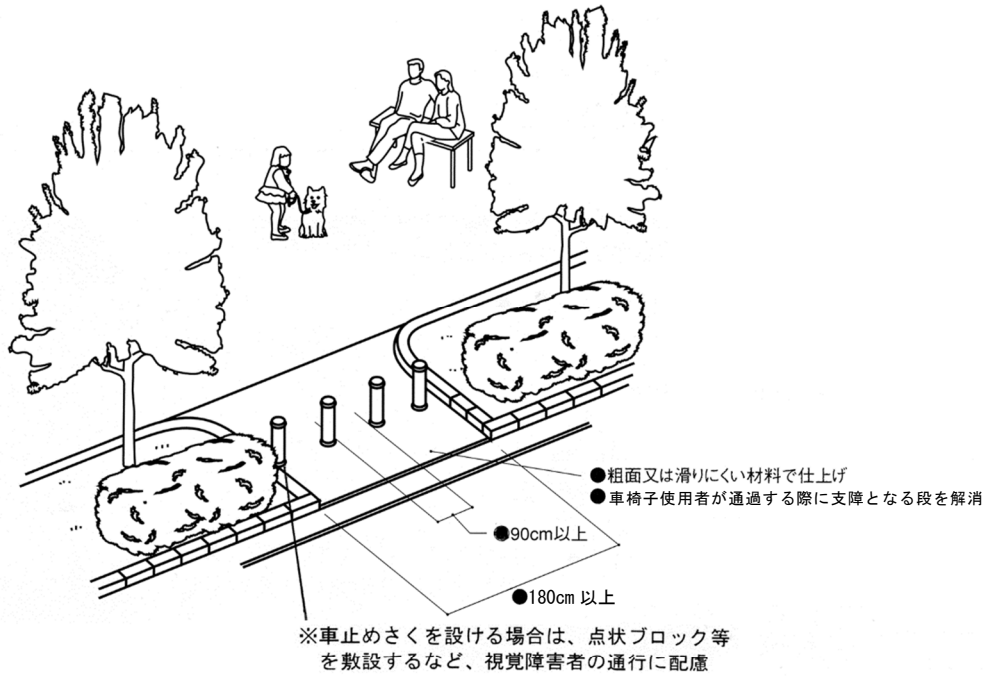
1. 出入口

出入口の基本的な考え方

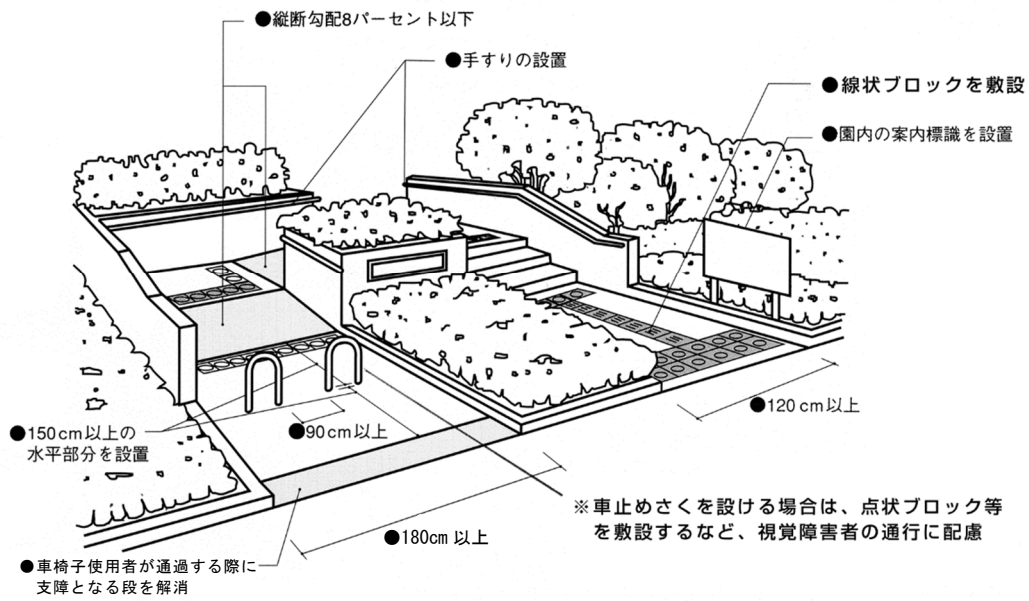
公園の出入口のうち1以上は、障害者、高齢者等すべての人が安全で快適に利用できるように必要な幅の確保や段差の解消などの配慮を行う。勾配が生じる場合は、車椅子が昇降しやすい範囲の勾配とする。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)出入口の構造	● 1以上の出入口は、次の定める構造とすること。 ○ 車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅180cm以上とすることが望ましい。	・公園には、車椅子使用者にとって支障のない出入口を、少なくとも1箇所は設ける。
ア 幅	● 幅は、内法を120cm以上とすること。	・幅員120cmとは、人が横向きになれば、車椅子とすれ違える寸法である。
イ 段差の解消	● 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。	・公園の出入口に、やむを得ず段差をつける場合においては2cm以下におさえる。
ウ 表面仕上げ	● 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	
エ 勾配	● 勾配は、8%（傾斜路の高さが16cm以下の場合にあっては、12%）以下とすること。	・車椅子使用者が昇降しやすい勾配である。
オ 車止めさく	● 車止めさくを設ける場合は、標準90cmの間隔で設置し、その前後には150cm以上の水平な部分を設けること。 ※ 車止めさくを設ける場合は、点状ブロック等を敷設するなど、視覚障害者の通行の支障とならないよう配慮する。	・車椅子が入れ、車両等が通行できないものである。

出入口の整備例 (1) (歩道等との高低差がない場合)



出入口の整備例 (2) (歩道等との高低差がある場合)



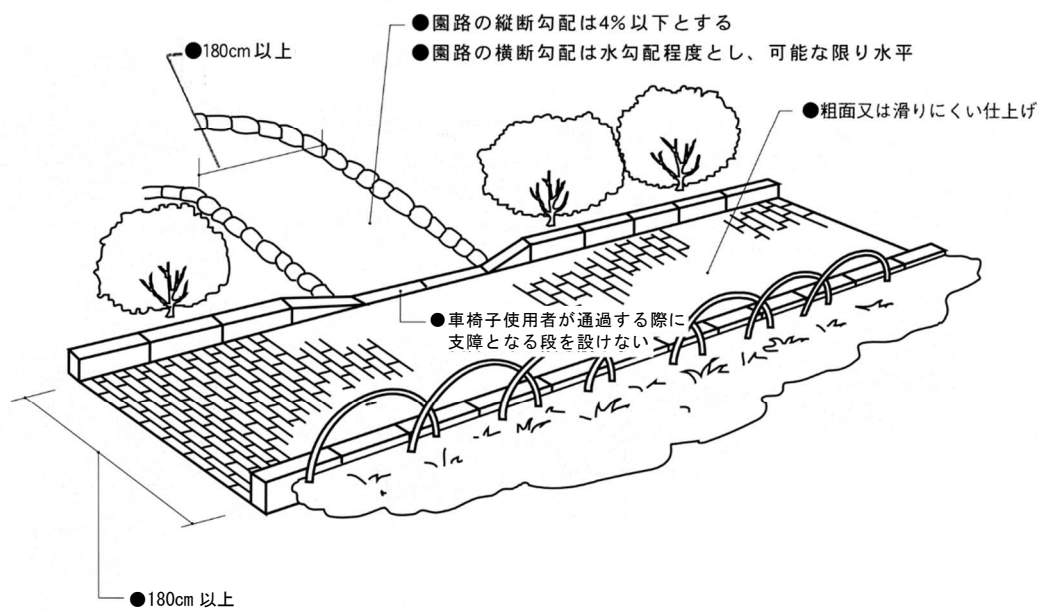
2. 園路

園路の基本的な考え方

公園の園路のうち1以上は、障害者、高齢者等すべての人が安全で快適に利用できるように必要な幅員の確保や段差の解消などの配慮を行う。傾斜路が生じる場合は、車椅子が昇降しやすい範囲の傾斜路とする。

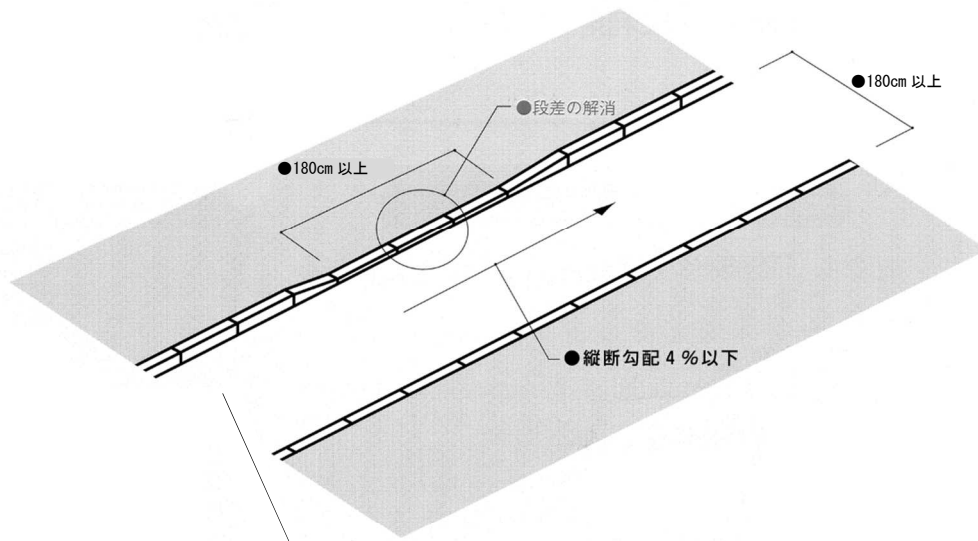
項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)園路の構造	● 1「出入口」に定める構造の出入口からの園内の主要な施設に至る園路のうち、1以上の園路は、次に定める構造とすること。	・ 1以上の園路は、車椅子でも通行できるものとする規定である。
ア 幅員	● 幅は、内法を180cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅の内法を120cm以上とすることができる。	・ 幅員180cmとは、車椅子同士がすれ違える寸法である。 注 バリアフリー法の新設特定公園施設 ・ 幅180cm以上
イ 段差の解消	● 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	
ウ 表面仕上げ	● 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	
エ 縦断勾配	● 縦断勾配は、4%以下とし、必要に応じて、踊場を設けること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。	・ 車椅子使用者が昇降しやすい勾配である。
オ 横断勾配	● 横断勾配は、水勾配程度とし、可能な限り水平にすること。	注 バリアフリー法の新設特定公園施設 ・ 横断勾配1%以下
カ 排水溝の安全確保	● 排水溝を設ける場合には溝ふたを設け、その溝ふたは、「建築物」の7「敷地内の通路」(6)に定める構造とすること。	
キ 線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設	● 必要に応じて、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設すること。	

園路の整備例

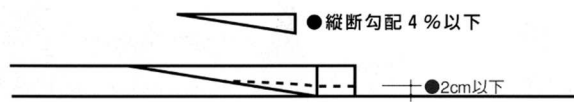


項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(2)その他	<p>○ 園路は敷地の地形条件を考慮し、車椅子使用者を考慮した主要動線を少なくとも1つは確保して、全体の動線系統を計画し、対応する施設の配置を決める。また園地との間に段差がある場合は、車椅子の出入りが可能な箇所を適宜設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園路の舗装面に砂利敷等は設けず、園路を横断する排水溝には蓋掛けをする。 ・格子蓋・グレーチング・マンホール等は、なるべく園路と同一レベルに設け、排水穴の大きさは、車椅子のキャスターや杖の先が落下しないように注意する。 <p>○ 園路の幅員は、車椅子の通行に十分なものとし、舗装面の仕上がりは滑りにくく、かつ平坦で凹凸のないものとする。路上施設物は可能な限り避けるが、やむを得ない場合は、通行上支障とならないように考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず段差をつける場合においても2cm以下におさえる。 ・危険落下防止用の縁石は、高さ10cm以上とする。 <p>○ 園路に段差を設けることは避け、傾斜路とする場合においても無理のない勾配とする。この場合、少なくとも片側に手すりを設け、方向が変わる場合でも途切れさせない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦断勾配4%以上となる場合、少なくとも片側に手すりを設け、その両端部は傾斜路の終始点より50cm以上水平延長する。階段には少なくとも片側には手すりを設け、その両端部から30cm以上水平延長する。手すりの取付け高さは、大人用75～85cm、小人用60～65cmを標準とする。 <p>○ 池、堀、井戸等危険な場所には、適宜防護柵等を設け、障害者等の安全確保に配慮すること。</p>	

園路の整備例



- 園路の舗装面は砂利敷等は設けない
- 車椅子使用者を考慮した主要動線の1以上の確保



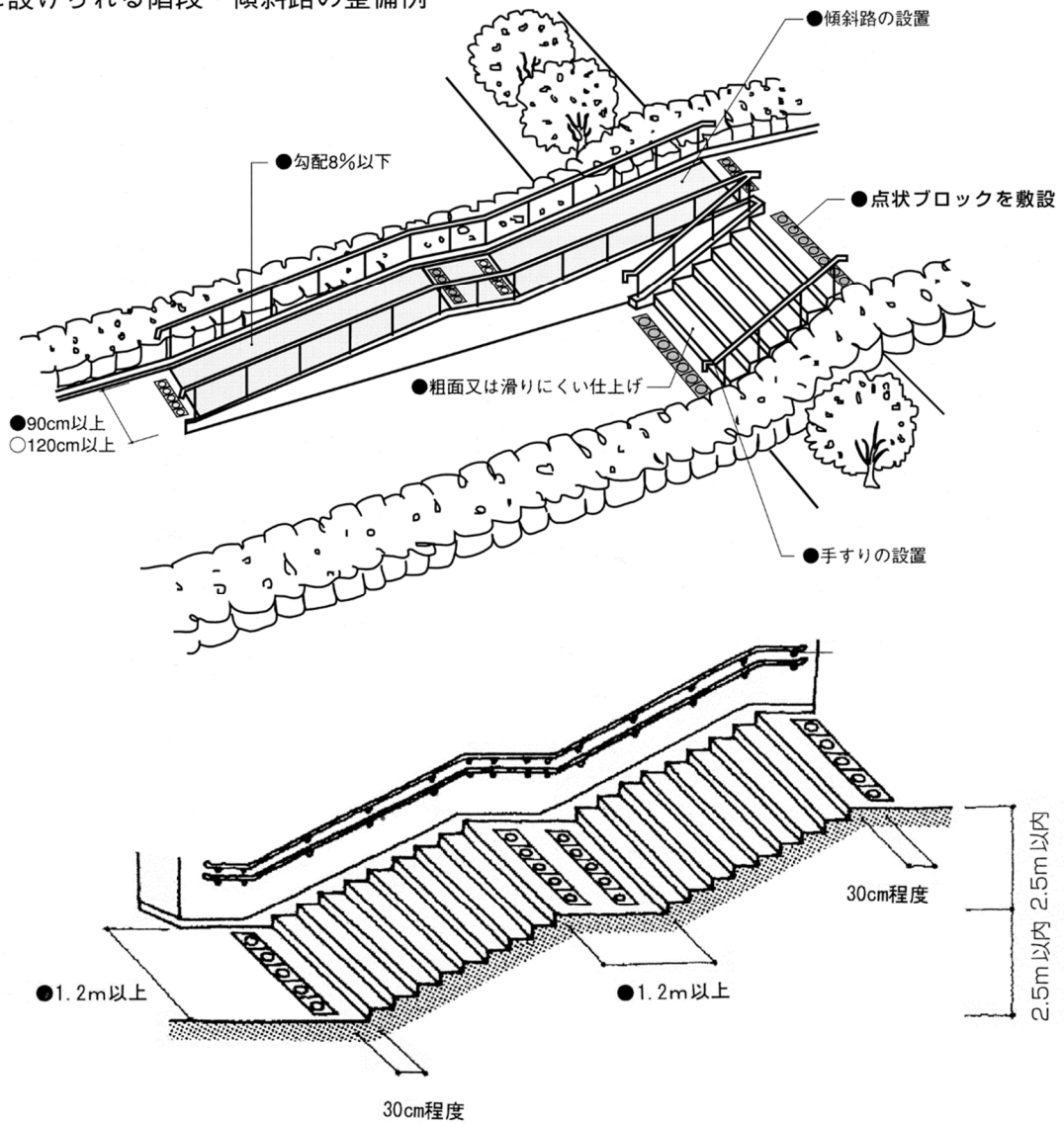
3. 階段

階段の基本的な考え方

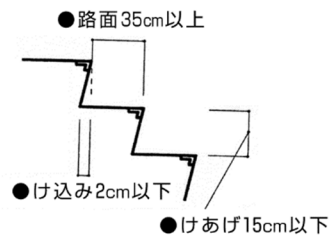
階段は、障害者、高齢者等が安全に利用できるように配慮を行う。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)階段の構造	● 階段は、次に定める構造とすること。	・手すりの設置、回り段の禁止、識別しやすくつまずきにくい段、階段の上端付近の点状ブロック等の敷設などの配慮を行う。
ア 幅	● 幅は、内法を 120cm 以上とすること。	
イ 階段の寸法	● 階段の寸法は、けあげ 15cm 以下、踏面 35cm 以上、け込み 2 cm 以下とし、同一階段では、各寸法は一定とすること。	・足などひっかけやすい構造は避ける。
ウ 階段の水平な部分	● 階段の起点、終点及び高さ 250cm 以下ごとに、120cm 以上の水平な部分を設けること。	注 バリアフリー法の新設特定公園施設 ・階段の両側に立ち上がり部設置
エ 手すり	● 手すりを設けること。 ○ 手すりは少なくとも階段の片側にとり、特に幅の広い場合は中間にも設ける。	・階段の昇降を安全に行うための措置である。 注 バリアフリー法の新設特定公園施設 ・手すりを両側に設置 ・手すりの端部付近に点字貼り付け
オ 回り段の禁止	● 主たる階段には、回り段を設けないこと。 ○ 階段は、直接段又は折れ曲がり階段を原則とする。	・高齢者等にとって一つの路面で内側と外側の寸法が異なる回り階段は非常に危険であるとともに、視覚障害者が方向感覚を失いやすい。
カ 表面仕上げ	● 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ○ 段鼻にはノンスリップ等の滑り止めを設け、材質は杖の滑りにくいものとする。 ○ 段鼻は、杖や足先がつかまざないように考慮し、降雨時においても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、踏面との段差がないものとする。	
キ 踏面、けあげの仕様	● 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。	・弱視者など視覚障害者に配慮した対応である。
ク 点状ブロック等	● 階段の上端及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。 ○ 階段の昇降口における夜間の照明を十分に行う。また、視覚障害者に階段の位置を明示することが望ましい。	

園路に設けられる階段・傾斜路の整備例



段の寸法



4. 便所

便所の基本的な考え方

便所は、障害者、高齢者等が円滑に利用できるように「建築物」の整備基準に準じた整備を行う。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)便所の構造	<p>● 便所は、「建築物」の5「便所」の(1)から(5)及び「公共交通機関の施設」の5「便所」の(6)に定める整備基準に準じたものとする。</p> <p>○ 公園に便所を設置する場合は、原則としてすべての箇所において車椅子使用者及びオストメイトが、利用できる便所を設ける。</p> <p>○ 便所は、平坦面で出入りする。</p>	<p>・「建築物」の5「便所」に規定するように、便所は濡れても滑りにくい床の仕上げ、手洗いの水洗器具をレバー式、光感知式などとする、便所を設ける場合は車椅子使用者用便所を設置すること、その他の便所においても腰掛式便器又は手すりを設けた便所を設置すること、男子用小便器を設ける場合は床置き小便器を設置することなどの配慮を行う。</p> <p>◆「建築物」の5「便所」の整備例参照</p> <p>注 バリアフリー法の新設特定公園施設 ・オストメイト用設備が法の基準適合義務</p>

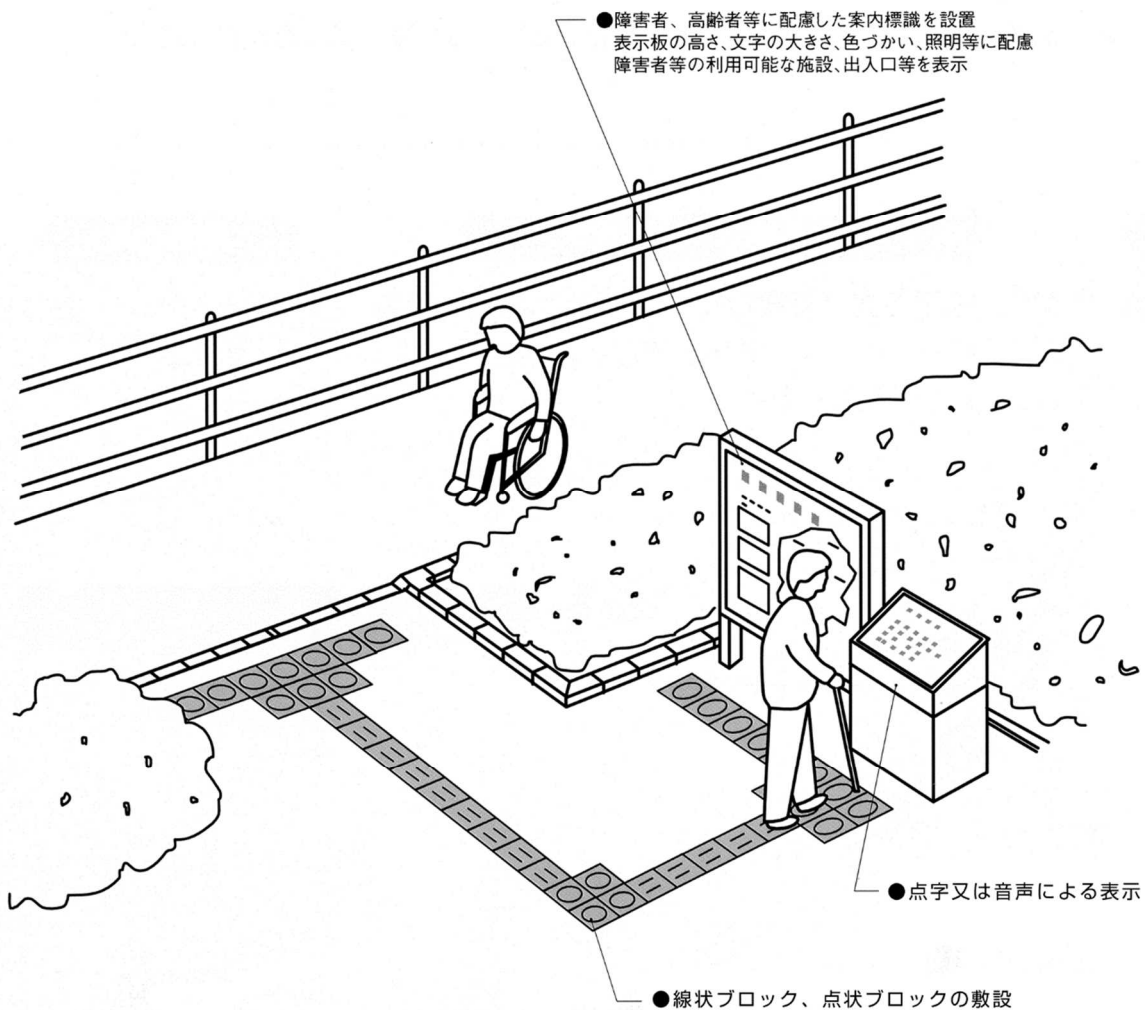
5. 案内板等

案内板等の基本的な考え方

案内板等は、障害者、高齢者等が円滑に利用できるように「建築物」の整備基準に準じた整備を行う。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)案内板等の構造	<p>● 案内板等を設ける場合においては、「建築物」の18「案内板等」に定める基準に適合するものとする。</p> <p>○ 要所には点字案内板を設けることが望ましい。</p> <p>○ 弱視者のためには大きめの文字とし、地色と対照的な色彩を用いて色の対比を鮮明にする。必要に応じ、誘導鈴等を設けるのもよい。</p>	<p>・「建築物」の18「案内板等」に規定するように、主要な案内板等を高さ、文字の大きさ、表示等に配慮し、障害者、高齢者等に分かりやすいものとし、視覚障害者が円滑に利用できる構造とするとともに、車椅子使用者用便所を設置した便所がある場合は、その位置を表示する案内板等を設けるよう配慮を行う。</p>

案内板等の整備例



6. 水飲み場

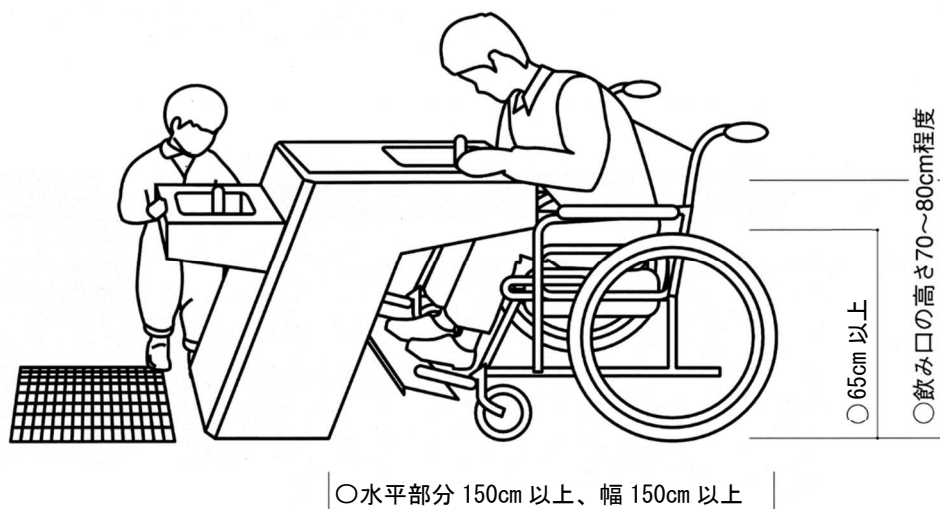
水飲み場の基本的な考え方

公園に水飲み場を設ける場合、水飲み場は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とする。

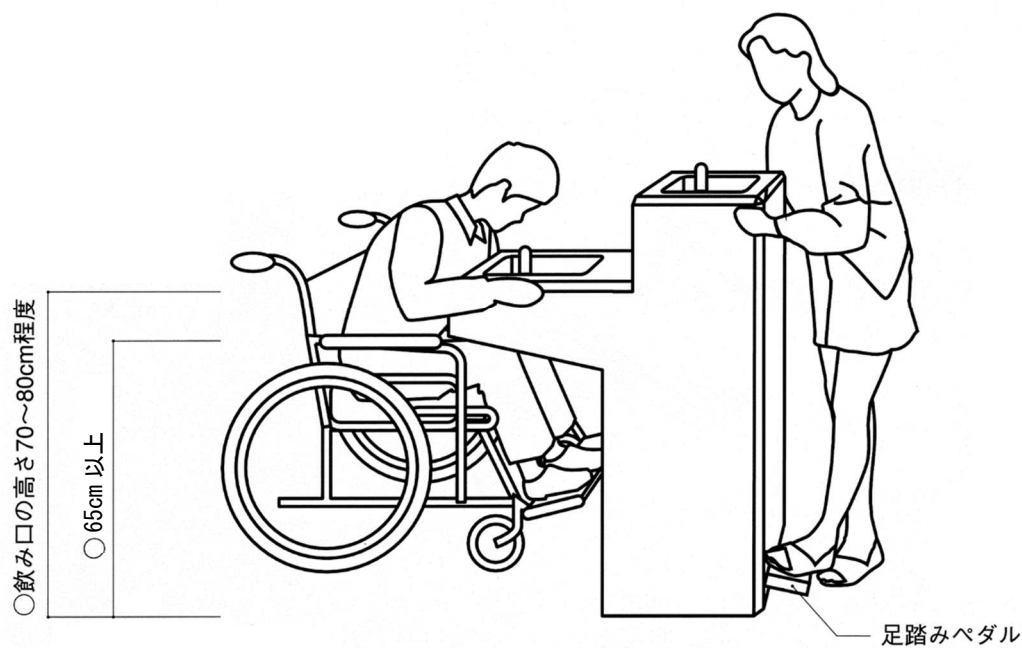
項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)水飲み場の構造	<p>● 水飲み場を設ける場合においては、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>○ 飲用水栓は、車椅子が接近しやすいように、アプローチ方向に一定の水平部分を設け、段差は可能な限り避ける。また、車椅子を考慮した下部クリアランスを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲用水栓は車椅子が接近できるよう、使用方向に150cm以上、幅150cm以上の水平部分を設ける。 <p>○ 飲み口は、車椅子に腰掛けのまま使用できる高さとし、水栓も使用しやすい位置及び構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲み口までの高さは、標準70～80cmとする。 	<p>・ 障害者、高齢者等の円滑な利用を配慮した規定である。</p>

水飲み場

1) 幼児用水飲み場と車椅子使用者用水飲み場を併設した例



2) 足踏みペダル式水飲み器を併設した例



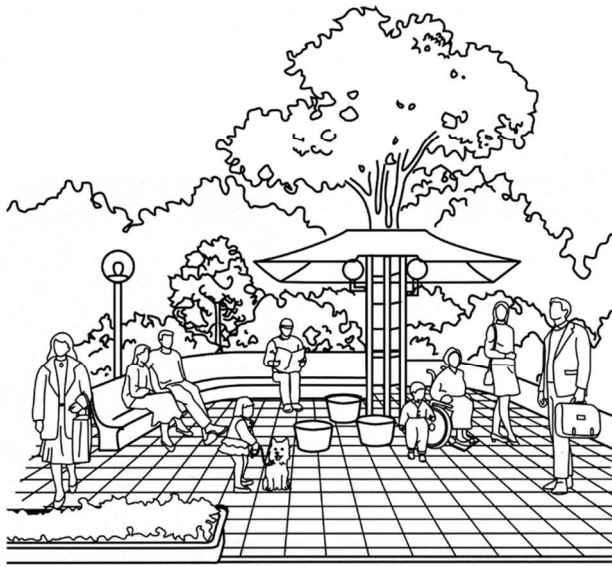
7. ベンチ

ベンチの基本的な考え方

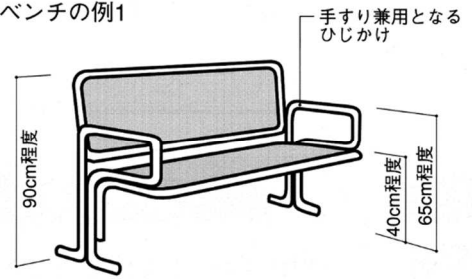
障害者、高齢者等が公園を利用するときには、休憩することができるようにベンチを設けておくことが望ましい。そのため、ベンチは障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とする。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)ベンチの構造	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて、ベンチを設けること。 ● ベンチは、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。 ○ 公園の中に休憩所等の施設を設置する場合には、車椅子による施設への接近性及び敷地内での車椅子の移動性を考慮して、配置・間取り等の計画を行う。 ○ その他、建築施設を公園内に計画する場合、建物の配置・外まわり等については、上記と同様に配慮を要する。 ○ ベンチ・野外卓は、車椅子が接近しやすいように、アプローチ方向に一定の水平部分を設け、段差は可能な限り避ける。野外卓は、車椅子を考慮した下部クリアランスを設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの車椅子使用者が、同時に野外卓を使用する場合、車椅子が卓間を移動できるには、最低220cm以上離すことが望ましい。 ・ ベンチ、野外卓等の周辺には、隣接して車椅子使用者等が滞在できる150cm×150cm以上の水平面を確保することが望ましい。 ・ 野外卓は、高さ65cm以上を標準とし、奥行き45cm以上とることが望ましい。 ○ 野外卓は、卓間を車椅子が支障なく移動できるように配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者、高齢者等の円滑な利用を配慮した規定である。

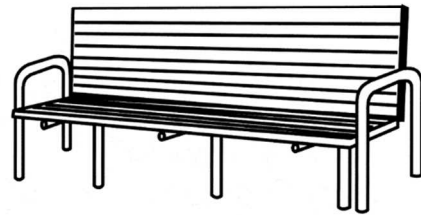
ベンチの整備例



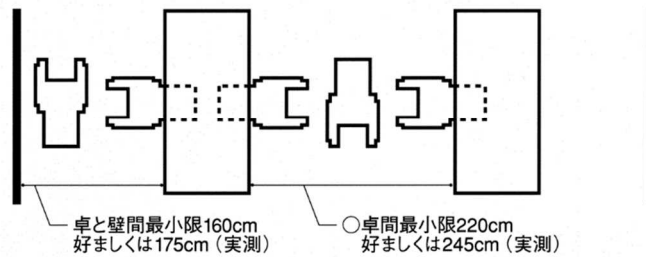
ベンチの例1



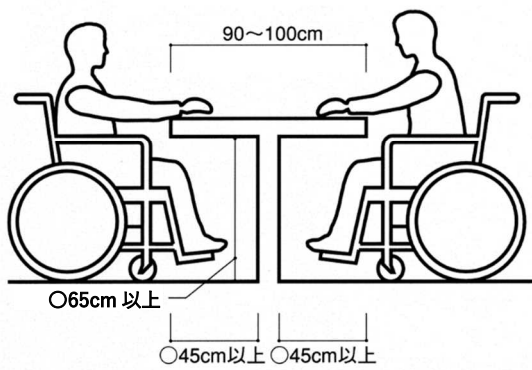
ベンチの例2



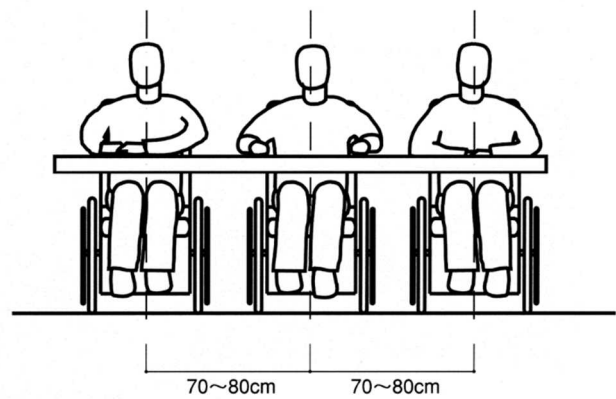
野外卓の例



(側面)



(正面)



8. 駐車場

駐車場の基本的な考え方

駐車場は、車椅子使用者が円滑に利用できるように「建築物以外の駐車場」の整備基準に準じた整備を行う。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
(1)駐車場の構造	<p>● 駐車場を設ける場合においては、「建築物以外の駐車場」に定める整備基準に適合するものとする。</p> <p>○ 公園の出入口や建造物の間近で、車の動線を横切らぬ位置であり、かつ、可能な限り勾配の少ないところに、専用の駐車位置を定める。</p> <p>○ 歩道や園地からのアプローチは支障のないものとし、専用の駐車位置の後部には、安全路を設けることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用駐車位置後部の安全路は、車椅子2台のすれ違いを考慮して、幅員180cm以上とすることが望ましい。 <p>○ 専用駐車場の寸法は、ドアやトランクを全開でき、車椅子と自動車との乗り換えが容易に行えるようなものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械化された無人駐車場においては、緊急時に対処するため障害者用呼出ボタンを設置すること。 	<p>・「建築物以外の駐車場」の項目に規定するように、車椅子使用者が利用しやすい位置に、幅350cm以上の車椅子使用者用駐車区画を設置し、車椅子使用者用駐車区画から建築物の出入口に至る通路、出入口は車椅子使用者が円滑に通行、通過できるよう配慮を行う。</p> <p>◆「建築物」の6「駐車場」の整備例参照</p>

V 建築物以外の駐車場

建築物以外の駐車場

1. 駐車場

駐車場の基本的な考え方

車椅子使用者の移動には、自動車が大きな役割を担っている。そのため、駐車場には、車椅子使用者用駐車区画を確保し、車椅子使用者用駐車区画から出入口までの通路は、車椅子使用者に配慮した構造とする。

項目	●整備基準・○誘導基準・※配慮事項	基準の解説
	● 駐車場は次に定める基準に適合するものとする。	◆「建築物」の6「駐車場」の整備例参照
(1)車椅子使用者用 駐車区画の確保	● 全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車区画を設けること。	
(2)車椅子使用者用 駐車区画の構造	● 車椅子使用者用駐車区画は、次に定める基準に適合するものとする。	・車椅子使用者の移動距離をできるだけ短くし、安全と利便を配慮する。
ア 位置	● 車椅子使用者が利用しやすい位置に設けること。	
イ 幅	● 幅は、350cm以上とすること。	・車体幅210cmに車椅子使用者の乗降幅140cmを加えた幅であり、車椅子使用者の乗降に必要な幅である。
ウ 案内表示	● 車椅子使用者用である旨を次に定める方法により表示すること。ただし、全駐車台数が4以下の場合においては、この限りではない。 (7) 障害者のための国際シンボルマークを車椅子使用者用駐車区画の床面に塗装表示すること。 (4) 車椅子使用者用駐車区画の標識を設けること。	・自動車が駐車すると隠れてしまう所のみでなく、立て看板等の見やすい方法で表示する。
(3)通路の構造	● 車椅子使用者用駐車区画へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路は、「建築物」の7「敷地内の通路」(1)から(3)まで及び(6)に定める構造とすること。	
(4)出入口の構造	● 出入口は「建築物」の1「出入口」ア及びウに掲げる構造とすること。	※ 建築物以外の駐車場の特定施設とは、駐車区画面積が500㎡以上のものをいう。(面積の算定方法は駐車場法に準じ、管理事務所、その他附帯施設、車路等の面積は含まない。)

■ 関連資料

○和歌山県福祉のまちづくり条例

平成8年10月11日

条例第41号

改正 平成12年3月27日条例第40号

和歌山県福祉のまちづくり条例をここに公布する。

和歌山県福祉のまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 福祉のまちづくりに関する施策(第7条—第11条)

第3章 公共的施設等の整備

第1節 公共的施設の整備(第12条—第18条)

第2節 特定施設の整備(第19条—第25条)

第3節 公共的施設以外の施設等の整備(第26条—第28条)

第4章 雑則(第29条・第30条)

附則

私たち一人一人が自立し、生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活を営むことができる真に豊かな福祉社会の実現は、私たちすべての願いである。

このような社会を実現するためには、一人一人が個人として尊重され、社会からのサービスを平等に享受でき、個性と可能性に応じたあらゆる分野での社会参加の機会が平等にもたらされなければならない。

このためには、障害者や高齢者等の行動や社会参加の機会を阻んでいる様々な障壁を取り除き、すべての人が自らの意思で自由に行動し、主体的に社会参加ができ、共に地域社会で快適に暮らせる福祉のまちづくりを推進していくことが必要である。

ここに、私たち県民は、福祉のまちづくりを推進するために、共に力を合わせ、不断の努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりについて、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的に実施し、及び障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できる施設等の整備を促進し、もって県民の福祉の増進に資

することを目的とする。

(平12条例40・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者、高齢者等、障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた人等で日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものをいう。
- (2) 公共的施設 社会福祉施設、病院、官公庁舎、百貨店、飲食店、ホテル、公共交通機関の施設、道路、公園その他の多くの人が利用する施設であつて、規則で定めるものをいう。
- (3) 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶であつて、規則で定めるものをいう。
- (4) 公共的工作物 信号機、公衆電話所その他の多くの人が利用する工作物であつて、規則で定めるものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

第4条 削除

(平12条例40)

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることを自覚し、積極的に福祉のまちづくりに取り組むよう努めるとともに、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(平12条例40・一部改正)

(県民の責務)

第6条 県民は、福祉のまちづくりに関する理解を深め、自ら進んで福祉のまちづくりに取り組むよう努めるとともに、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(平12条例40・一部改正)

第2章 福祉のまちづくりに関する施策

(施策の基本方針)

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

(1) すべての県民が福祉のまちづくりについて理解を深め、積極的にこれに参画するよう県民意識の高揚を図ること。

(2) 障害者、高齢者等が自らの意思で自由に行動し、安全かつ円滑に利用できる施設等の整備を促進すること。

(啓発活動)

第8条 県は、福祉のまちづくりについて、事業者及び県民の理解を深めるため、広報活動、教育活動その他の啓発活動を行うものとする。

(情報の提供等)

第9条 県は、事業者及び県民に対し、福祉のまちづくりに関する必要な情報の提供、技術的指導及び助言を行うものとする。

(推進体制の整備)

第10条 県は、市町村、事業者及び県民と連携して福祉のまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 公共的施設等の整備

第1節 公共的施設の整備

(整備基準)

第12条 知事は、障害者、高齢者等が公共的施設を安全かつ円滑に利用できるものにするため、公共的施設の構造及び設備に関して必要な基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

2 整備基準は、公共的施設のうち、不特定かつ多数の者が利用する出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、敷地内の通路その他知事が必要と認める部分について、規則で定める。

(公共的施設の整備)

第13条 公共的施設を所有し、又は管理する者(以下「公共的施設所有者等」という。)及び公共的施設の新築若しくは新設(用途を変更して公共的施設とする場合を含む。)又は増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする者(以下「公共的施設

新築者等」という。)は、当該公共的施設を整備基準に適合させるようその整備に努めなければならない。

(適合状況の報告及び調査等)

第14条 知事は、この節及び次節の規定の施行に必要な限度において、公共的施設所有者等及び公共的施設新築者等(以下これらの者を「公共的施設設置者等」という。)に対し、整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、公共的施設設置者等の同意を得て、当該公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定による調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(要請)

第15条 知事は、特に必要があると認めるときは、公共的施設設置者等に対し、当該公共的施設を整備基準への適合その他の必要な措置を講ずるよう要請を行うことができる。

(機能の維持)

第16条 公共的施設所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。

(利用の妨げとなる行為の禁止)

第17条 何人も、障害者、高齢者等の通行の妨げになるような状態で公共的施設に自転車、看板、荷物その他の物を放置する等障害者、高齢者等の公共的施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(福祉のまちづくり施設認定証の交付)

第18条 公共的施設所有者等は、当該公共的施設が障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるように配慮された施設であることを証する証票の交付を知事に請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合している施設その他の障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮された施設であると認めた場合は、当該請求をした者に対し、前項の証票として福祉のまちづくり施設認定証(以下「認定証」という。)を交付するものとする。

3 知事は、認定証の交付の対象となった公共的施設の名称、所在地その他規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

4 何人でも、知事に対し、前項の台帳の閲覧を請求することができる。

第2節 特定施設の整備

(特定施設の整備基準への適合)

第19条 公共的施設のうち規則で定めるもの(以下「特定施設」という。)の新築若しくは新設(用途を変更して特定施設とする場合を含む。)又は特定施設の整備基準に係る部分の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替(以下「特定施設の新築等」という。)をしようとする者は、当該特定施設の新築等に係る部分を整備基準に適合させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、地形又は敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により、整備基準に適合させることが困難であると知事が認める場合は、整備基準に代えて、知事と協議により定めた基準によることができる。

(届出及び勧告)

第20条 特定施設の新築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該特定施設の新築等の内容を知事に届け出なければならない。

2 知事は、特定施設の新築等をしようとする者が、前項の規定による届出を行わずに特定施設の新築等の工事に着手したときは、当該届出を行うよう勧告することができる。

3 第1項の規定による届出をした者は、その届け出た内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その変更の内容を知事に届け出なければならない。

(指導及び助言並びに勧告)

第21条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定施設の新築等の内容が整備基準(第19条第2項の規定により知事と協議により定めた基準による場合にあつては、当該基準。第23条及び第24条において同じ。)に適合しないと認めるときは、当該特定施設の新築等をしようとする者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

2 知事は、前項の指導及び助言を受けた者が、正当な理由なく当該指導及び助言に従わないときは、当該指導及び助言を受けた者に対し、当該指導及び助言の内容に従うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(工事の完了の届出)

第22条 特定施設の新築等を行った者は、当該特定施設の新築等の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(適合検査)

第23条 知事は、前条の規定による届出があつたときは、当該届出に係る特定施設の新築等の内容が整備基準に適合しているかどうかについての状況の検査を行うものとする。

(整備基準に適合していない場合の勧告)

第24条 知事は、特定施設の新築等の工事が完了した場合において、当該特定施設の新築等を行った者が、当該特定施設の新築等の内容を整備基準に適合させていないと認めるときは、当該特定施設の新築等を行った者に対し、当該特定施設の新築等の内容を整備基準に適合させることその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第25条 知事は、第20条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第3節 公共的施設以外の施設等の整備

(公共車両等の整備)

第26条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該所有し、又は管理する公共車両等について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようその整備に努めるものとする。

(公共的工作物の整備)

第27条 公共的工作物を所有し、又は管理する者は、当該所有し、又は管理する公共的工作物について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようその整備に努めるものとする。

(住宅の整備)

第28条 県民は、その居住する住宅について、自らの高齢化等に対応し、安心して快適に暮らすことのできるような環境づくりを心がけるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう整備された住宅の供給に努めるものとする。

第4章 雑則

(国等に関する特例)

第29条 国、地方公共団体その他規則で定める者については、前章第2節の規定は適用しない。

(規則への委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章及び第29条の規定は、平成9年10月1日から施行する。
- 2 第3章の規定の施行の際現に工事に着手している特定施設の新築等については、同章第2節の規定は適用しない。

附 則(平成12年3月27日条例第40号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

○和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則

平成9年3月25日

規則第15号

改正 平成11年3月31日規則第66号

平成12年2月25日規則第13号

平成18年6月30日規則第73号

平成18年10月3日規則第78号

平成21年3月31日規則第24号

平成24年2月28日規則第2号

平成25年3月5日規則第6号

平成25年10月8日規則第63号

平成30年3月30日規則第40号

令和元年10月25日規則第52号

令和3年3月31日規則第101号

令和5年1月31日規則第3号

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則を次のように定める。

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県福祉のまちづくり条例(平成8年和歌山県条例第41号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める施設は、別表第1の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げるもの(それぞれの施設に関し附属する施設を含む。)とする。

(公共車両等)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める鉄道の車両、自動車及び船舶は、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号)第2条第12号に規定する車両(旅客車に限る。)

(2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車

(3) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の

用に供する船舶

(平30規則40・一部改正)

(公共的工作物)

第4条 条例第2条第4号に規定する規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 信号機
- (2) 公衆電話所
- (3) バスの停留所
- (4) 案内標識
- (5) 現金自動支払所
- (6) 自動販売機

(整備基準)

第5条 条例第12条第2項に規定する規則で定める整備基準は、別表第2のとおりとし、次に掲げる部分について適用する。

- (1) 公共的施設(別表第1建築物の項の公共的施設の欄の1及び22に規定する施設(それぞれの施設に関し附属する施設を含む。次号について同じ。)を除く。)のうち不特定かつ多数の者が利用する部分
- (2) 別表第1建築物の項の公共的施設の欄の1及び22に規定する施設のうち多数の者が利用する部分

(小規模な施設に係る基準の特例)

第5条の2 前条の規定にかかわらず、次に掲げる施設で、当該施設の用途に供する部分の建築物の床面積の合計(以下「用途面積」という。)が200平方メートル未満のもの(別表第2の第1の表20の項(2)から(6)までに定める部分について整備基準が適用される場合は、用途面積の合計が500平方メートル未満のものとする。以下「小規模施設」という。)に対する整備基準について、別表第3の左欄に掲げる整備基準を適用することが困難であると認められる場合は、同表の右欄に掲げる緩和基準を適用することができる。

- (1) 別表第1建築物の項の公共的施設の欄の2に規定する施設(病室を有する施設を除く。)
- (2) 別表第1建築物の項の公共的施設の欄の10から13まで、16から18まで及び20に規定する施設

(平18規則73・追加)

(証明書)

第6条 条例第14条第2項の身分を示す証明書は、別記第1号様式によるものとする。

(平25規則6・一部改正)

(福祉のまちづくり施設認定証の請求)

第7条 条例第18条第1項の規定による請求は、福祉のまちづくり施設認定証交付請求書(別記第2号様式)に、施設整備項目表(別記第3号様式)及び公共的施設の区分に応じて別表第4に掲げる図書を添えて行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第22条の規定により第14条の特定施設新築等工事完了届出書を提出する場合にあっては、当該届出書の所定欄に福祉のまちづくり施設認定証の交付を請求する旨を記載することにより、条例第18条第1項の規定による請求を行うことができる。

(平18規則73・一部改正)

(福祉のまちづくり施設認定証)

第8条 条例第18条第2項の福祉のまちづくり施設認定証は、別記第4号様式によるものとする。

(福祉のまちづくり施設認定証の交付台帳)

第9条 条例第18条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公共的施設を所有し、又は管理する者の氏名又は名称
- (2) 公共的施設の用途
- (3) その他知事が必要と認める事項

(特定施設)

第10条 条例第19条第1項に規定する特定施設は、別表第1の中欄に掲げる施設(それぞれの施設に関し附属する施設を含む。)のうち、同表の右欄に該当するものとする。

(特定施設の整備基準の協議)

第11条 条例第19条第2項の規定による特定施設の整備基準の協議(以下「協議」という。)は、特定施設整備基準協議書(別記第5号様式)により行わなければならない。

2 知事は、協議の結果を特定施設整備基準協議結果通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

(新築等の届出等)

第12条 条例第20条第1項及び第3項の規定による届出は、当該特定施設の新築等の工事又は届け出た内容の変更に伴う新規の工事に着手する日の30日前までに、特定施設新築等工事(変更)届出書(別記第7号様式又は別記第8号様式)に次に掲げる書類及び図書を添えて行わなければならない。

- (1) 施設整備項目表
- (2) 特定施設の区分に応じ、別表第4に掲げる図書

(平18規則73・一部改正)

(届出内容の軽微な変更)

第13条 条例第20条第3項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定施設の別表第2の右欄の整備基準が適用されない部分の工事内容の変更
- (2) 工事着手予定年月日又は工事完了予定年月日の変更

(工事の完了の届出)

第14条 条例第22条の規定による届出は、特定施設新築等工事完了届出書(別記第9号様式)により行うものとする。

(公表する事項等)

第15条 条例第25条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第20条第2項の規定による勧告を受けた者が個人である場合にあってはその者の住所、法人である場合にあってはその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地
- (2) 条例第20条第2項の規定による勧告の内容
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 条例第25条の規定による公表は、和歌山県報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(国等に準じる者)

第16条 条例第29条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人
- (2) 土地開発公社

(書類の提出部数)

第17条 書類の提出部数は、第12条に規定する書類にあっては正本1部及び副本1部とし、その他の書類にあっては正本1部とする。

附 則

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第66号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年2月25日規則第13号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月30日規則第73号)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する公共的施設及び現に設置の工事中の公共的施設に対する改正後の和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則第5条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成18年10月3日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第24号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成24年2月28日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定(「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設」を「障害児入所施設及び児童発達支援センター」に改める部分に限る。)は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月5日規則第6号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年10月8日規則第63号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に設計を完了した公共的施設であって、平成26年3月31日までに第12条に規定する届出が行われるものに対する改正後の第5条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月30日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1建築物の部1の項の改正規定(「第8条第25項に規定する介護老人保健施設」を「第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院」に改める部分に限る。)は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月25日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第101号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1(第2条、第5条、第10条関係)

附 則 (令和5年1月31日規則第3号)

この規則は、令和5年1月31日から施行する。

(平11規則66・平18規則73・平18規則78・平21規則24・平24規則2・平25規則6・平30規則40・令5規則3・一部改正)

区分	公共的施設	特定施設
建築物	<p>1 次に掲げる社会福祉施設その他これらに類する施設</p> <p>(1) 社会福祉施設その他これらに類する施設で次に掲げるもの(以下「身体障害者社会参加支援施設等」という。)</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設</p> <p>イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設</p> <p>ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、障害児入所施設及び児童発達支援センター</p> <p>エ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する保護施設(授産施設を除く。)</p> <p>オ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム</p> <p>カ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項</p>	<p>全てのもの</p>

<p>に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院</p> <p>キ アからカまでに掲げる施設に類するもの</p> <p>(2) 次に掲げる社会福祉施設</p> <p>ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち(1)ウに掲げる施設以外の施設</p> <p>イ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号の授産施設及び同条第3項第11号に規定する隣保事業の用に供する施設</p> <p>ウ 売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設</p> <p>エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条に規定する母子・父子福祉施設</p> <p>オ アからエまでに掲げる施設に類するもの</p>	
<p>2 病院、診療所、助産所及び柔道整復師が業務を行う施術所(以下「病院等」という。)</p>	<p>全てのもの</p>
<p>3 次に掲げる教育文化施設</p> <p>(1) 学校、専修学校、各種学校その他これらに類する施設(以下「学校等」という。)</p> <p>(2) 図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設(以下「図書館・博物館等」という。)</p>	<p>全てのもの</p>
<p>4 次に掲げる公益施設</p> <p>(1) 官公庁舎</p> <p>(2) 第16条に掲げる者が設置する事務所及び事業所</p> <p>(3) 郵便局</p> <p>(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業を営む者の店舗</p> <p>(5) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業(同法第9条第1号に規定する電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)を営む者の店舗</p>	<p>全てのもの</p>

(6) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項に規定するガス小売事業を営む者の店舗	
(7) その他これらに類する施設	
5 銀行、農業協同組合その他の金融機関の店舗	全てのもの
6 神社、仏閣その他これらに類する施設のうち公衆の観覧の用に供する施設	全てのもの
7 公衆便所	全てのもの
8 集会場その他これに類する施設(以下「集会場等」という。)	全てのもの
9 火葬場	全てのもの
10 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(以下「百貨店等」という。)	
(1) コンビニエンスストア(飲食料品及び日用品の販売業を営む店舗(主として飲食料品を販売し、その大部分においてセルフサービス方式を採用しているものに限る。))で、1日の営業時間が14時間以上のものをいう。)及び薬局	全てのもの
(2) 百貨店等のうち(1)に掲げる施設以外の施設	用途面積が200平方メートル以上のもの
11 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類する施設(以下「飲食店等」という。)	用途面積が200平方メートル以上のもの
12 クリーニング取次店、貸衣装屋、質屋、旅行代理店、美容所、理容所その他のサービス業を営む店舗	用途面積が200平方メートル以上のもの
13 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	用途面積が200平方メートル以上のもの
14 一般公共の用に供される自動車車庫(駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるもの(以下「機械式駐車場」という。))を除く。以下「自動車車庫」という。)	用途面積が500平方メートル以上のもの

15 ホテル、旅館その他これらに類する施設(以下「ホテル等」という。)	用途面積が500平方メートル以上のもの
16 冠婚葬祭施設	全てのもの
17 展示場その他これに類する施設(以下「展示場等」という。)	全てのもの
18 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設(以下「劇場・映画館等」という。)	全てのもの
19 遊技場、カラオケボックス、ダンスホールその他これらに類する施設(以下「遊技場等」という。)	用途面積が500平方メートル以上のもの
20 体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場、スポーツ練習場その他これらに類する施設(以下「体育館等」という。)	全てのもの
21 公衆浴場	用途面積が500平方メートル以上のもの
22 床面積が3,000平方メートル以上の専ら事務所、営業所及び工場の用に供する建築物	全てのもの
23 2及び10から21までに規定する公共的施設が2以上存在する建築物の共用部分	全てのもの(建築物に存在する公共的施設の欄の2及び10から21までに規定する公共的施設のそれぞれの用途面積を合計したものが1,000平方メートル以上である場合に限る。)
24 用途面積が2,000平方メートル以上又は1棟当たりの戸数が51戸以上の共同住宅(以下「共同住宅」という。)	全てのもの
25 次に掲げる公共交通機関の施設 (1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条に規定する鉄道施設のうち、旅客を取り扱う駅(以下「鉄道の旅客駅」という。)	全てのもの

	<p>(2) 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定するバスターミナル(以下「バスターミナル」という。)</p> <p>(3) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第7号に規定する旅客施設(以下「港湾旅客施設」という。)</p> <p>(4) 空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港における航空旅客取扱施設(以下「空港旅客施設」という。)</p>	
建築物以外の公共交通機関の施設	<p>次に掲げる公共交通機関の施設</p> <p>(1) 鉄道の旅客駅</p> <p>(2) バスターミナル</p> <p>(3) 港湾旅客施設</p> <p>(4) 空港旅客施設</p>	全てのもの
道路	<p>次に掲げる道路</p> <p>(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。)</p> <p>(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)による道路</p> <p>(3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による道路</p> <p>(4) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)による道路</p>	全てのもの((2)の場合にあつては、都市計画法に係る開発区域、(3)の場合にあつては、土地区画整理法に係る施行地区の面積がそれぞれ10,000平方メートル以上であるときに限る。)
公園	<p>次に掲げる公園の施設</p> <p>(1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園</p> <p>(2) 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設</p> <p>(3) 動物園、植物園及び遊園地</p> <p>(4) その他これらに類する公園</p>	全てのもの
建築物以外の駐車場	<p>一般公共の用に供される駐車場(機械式駐車場を除く。)</p>	全てのもの(自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以

上である場合に限る。)

別表第2(第5条、第13条関係)

(平18規則73・平18規則78・平21規則24・平24規則2・平25規則6・平25規則63・平30規則40・令元規則52・令5規則3・一部改正)

第1 建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室(用途面積が2,000平方メートル未満の公共的施設の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。ただし、エレベーター等の設置により車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が利用できる階に設けられるものは、この限りでない。2の項において同じ。)の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を^{のり}80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
2 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項に定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から各室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項(2)アからエまでに定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>ア 幅は、内法を^{のり}120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 廊下等の末端の付近の構造は車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分の部分を設けること。</p> <p>ウ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機(建築基準法第68条の26に規定する特殊構造方法</p>

等認定を受けた昇降機又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第1項第1号若しくは第2項第1号に掲げる昇降機(同令に定める基準に適合するものに限る。)であつて、専ら車椅子使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。

エ 1の項に定める構造の出入口、4の項(1)及び(2)に定める構造のエレベーター並びに車椅子使用者用昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

オ 病院等及び身体障害者社会参加支援施設等にあつては、必要に応じて手すりを設けること。

(4) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口のうち、1以上の出入口から人又は18の項(1)に定める案内板等により、視覚障害者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所(以下「受付等」という。)までの廊下等には、線状ブロック等(視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。)及び点状ブロック等(視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を適切に組み合わせて敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること(共同住宅及び自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。)。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により、視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、内法を^{のり}120センチメートル(段を併設する場合にあつては、90センチメートル)以上とすること。

イ 勾配は、^{こう}12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1)を超えないこと。

ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

	<p>エ 傾斜路には、手すりを設けること。</p> <p>オ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>カ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>キ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること(学校等、共同住宅、自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。)</p>
<p>3 階段(その踊場を含む。以下同じ。)</p>	<p>階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 主たる階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>オ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくいものとする。</p> <p>カ 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること(学校等、共同住宅、自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。)</p>
<p>4 エレベーター</p>	<p>(1) 直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設で用途面積が2,000平方メートル以上のもの(共同住宅を除く。)には、籠が当該階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車椅子使用者が円滑に利用できる部分(以下「車椅子使用者用駐車区画」という。)が設けられている階に限る。)に停止する次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を障害者、高齢者等が享受又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 籠の間口は、内法を140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 籠の奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。</p> <p>エ 籠内には、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>オ 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p>

カ 籠内の背面には、車椅子使用者が戸の開閉状態及び籠内の広さを確認できる平面鏡を設けること。

キ 籠内の側板には、手すりを設けること。

ク 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。

ケ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

コ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(ケに規定する制御装置を除く。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

サ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とすること。

シ 乗降ロビーには、次の(ア)及び(イ)に掲げる装置を設けること。ただし、籠内に、次の(ウ)及び(エ)に掲げる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(ア) 到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置

(イ) 到着する籠の昇降方向を画像等により表示する装置

(ウ) 籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置

(エ) 籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を画像等により表示する装置

ス 籠内の一般用の操作盤には、停電等の非常の場合に外部の対応状況を聴覚障害者が認識できる表示装置を設けること。

セ エレベーターがあることを表示する標識を次に定めるところにより設けること。

(ア) 障害者、高齢者等の見やすい位置に設けること

(イ) 日本産業規格Z8210に適合するものとする。

(2) 直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設であって、用途面積が2,000平方メートル未満のもの(共同住宅を除く。)又は共同住宅にエレベーターを設ける場合においては、次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口のない階において提供されるサービ

	<p>ス又は販売される物品を障害者、高齢者等が享受又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 籠の間口は内法^{のり}85センチメートル以上とし、籠の奥行きは内法^{のり}135センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 籠内には、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ウ 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法^{のり}を80センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 籠内には、車椅子使用者が乗降時の安全を確認するための鏡を設けること。</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる出入口がない階を有し、避難階に常時勤務する者のいない公共の施設で用途面積が2,000平方メートル未満のもの(共同住宅を除く。)にエレベーターを設けない場合には、次に定める基準に適合する人的対応を行うための受付、インターホン等を設けることその他適当な措置を講ずること。ただし、直接地上に通ずる出入口を有する階に他の階で提供されるサービス又は販売される物品を障害者、高齢者等が享受又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 7の項(3)及び(4)に定める構造の敷地内の通路から利用できること。</p> <p>イ インターホン等を設ける場合においては、車椅子使用者が容易に利用できる構造であること。</p>
5 便所	<p>(1) 便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 床は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 手洗いの水栓器具は、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式のものとする。</p> <p>(2) 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>ア 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり、大便器の洗浄機(くつべら式、光感知式その他の操作が容易な方式のものに限る。)等が適切に配置されている便房(以下「車椅子使用者用便房」という。)が設けられていること。</p> <p>イ 車椅子使用者用便房及び便所の出入口の幅は、内法^{のり}を80センチメートル</p>

以上とすること。

ウ 車椅子使用者用便房及び便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

エ 床には、車椅子使用者が使用する際に支障となる段を設けないこと。

オ 水栓器具を設けた手洗いのうち、1以上の手洗いの高さは、車椅子使用者の使用が容易なものとする。

カ 車椅子使用者用便房を設置した旨を便所の出入口付近に見やすい方法で表示すること。

(3) 便所を設ける場合においては、各便所((2)に定める構造の便所を除く。)に腰掛式の便器又は手すりを設けた便房を1以上設けること。

(4) 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置き式、壁掛式(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)又はこれらに類する型式の小便器がある便所を1以上設けること。この場合において、病院等及び身体障害者社会参加支援施設等にあつては、当該床置き式等小便器の周囲に手すりを設けること。

(5) 病院等、図書館・博物館等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等、展示場等、劇場・映画館等及び遊技場等で用途面積が1,000平方メートル以上のもの並びに集会場等及び体育館等のうち観覧席又は客席部を有するもので用途面積が1,000平方メートル以上のものに便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。ただし、通常乳幼児を連れて利用されることのない施設については、この限りでない。

ア 乳幼児用椅子及び乳幼児ベッドが設けられていること。

イ 便所の出入口の付近には、その旨を見やすい方法で表示すること。

(6) 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するオストメイト(人工肛門又は人工ぼうこうを保有している者をいう。以下同じ。)のための設備を備えた便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。ただし、その施設(公衆便所を除く。)の用途面積が200平方メートル未満である場合は、アに規定する便房を簡易型の洗浄装置を備えた便房とすることができる。

ア 汚物流し、給湯設備、荷物を置くための棚その他の設備、水石けん入れ、

	<p>紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具が適切に設置されている便房が設けられていること。</p> <p>イ オストメイトのための設備を備えた便房を設置した旨を便所の出入口付近に見やすい方法で表示すること。</p>
6 駐車場	<p>(1) 駐車場を設ける場合においては、全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車区画を設けること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車区画は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 車椅子使用者用駐車区画は、当該車椅子使用者用駐車区画へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車区画に至る経路((3)に定める構造の駐車場内の通路又は7の項(1)から(3)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。ただし、屋根又はひさしを設けるためにやむを得ず当該距離が長くなる場合は、この限りでない。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用である旨を次に定める方法により表示すること。ただし、全駐車台数が4以下の場合においては、この限りでない。</p> <p>(ア) 駐車区画の車体用スペース床面に青色の塗装を行うとともに、障害者のための国際シンボルマークを白色で標示すること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者用駐車区画の標識を障害者、高齢者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>(3) 車椅子使用者用駐車区画へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路は、7の項(1)から(3)まで及び(6)に定める構造とすること。</p>
7 敷地内の通路	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項アからエまでに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地(建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。)又は車椅子使用者用駐車区画に至る</p>

	<p>敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により適合させることが困難である場合は、「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p> <p>ア 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機を設けること。</p> <p>ウ 区間50メートル以内ごとに車椅子が回転することができる構造の部分^を設けること。</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路(共同住宅、自動車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。)のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>イ 車路に近接する部分及び段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(5) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、2の項(5)アからオまでに定める構造とし、かつ、傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>(6) 排水溝を設ける場合には溝ぶたを設け、その溝ぶたは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 車椅子のキャスター及び杖等が落ち込まない構造とすること。</p>
8 観覧席及び客席	<p>(1) 観覧席又は客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車椅子使用者用の席を確保すること。</p> <p>ア 車椅子使用者用の席の数は、席の総数が100席以下の場合は1以上、100席を超え400席以下の場合は2以上、400席を超える場合は2に400席を超える席数200席ごとに1を加えた数以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用の席は、車椅子使用者が使用するために十分な床面積を確保すること。</p>

	<p>ウ 車椅子使用者用の席の床は、水平であること。</p> <p>(2) 観覧席又は客席を有する室の出入口から車椅子使用者用の席に至る当該室内の通路のうち、それぞれ1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>(ア) 幅は、内法を120センチメートル(段を併設する場合にあっては、90センチメートル)以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1)を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(エ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>
9 浴室	<p>浴室(寝室又は客室内部に設置するものを除く。以下この項において同じ。)を設ける場合においては、次に定める構造の浴室を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>ア 洗い場及び脱衣所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 洗い場及び脱衣所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 洗い場及び脱衣所の出入口は、車椅子使用者が円滑に通過できる構造とすること。</p> <p>エ 浴槽、洗い場及び脱衣所には、手すり、腰掛台等を適切な位置に設けること。</p> <p>オ 洗い場及び脱衣所の水栓器具のうち、それぞれ1以上の水栓器具は、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式のものとすること。</p>
10 客室	<p>ホテル等の客室のうち、その総数の100分の1(1未満の端数は切り上げる。)以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、1の項に定めるものとすること。</p>

	<p>イ 室内は、十分な床面積が確保されているなど障害者、高齢者等が円滑に利用できる配慮を行うこと。</p> <p>ウ 客室内部には、車椅子利用者用便房を設置すること。ただし、当該客室と同じ階に5の項(2)に定める構造の便所を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>エ 客室内部には、障害者、高齢者等が利用できる浴槽、手すり、腰掛台等が適切に配置され、かつ、車椅子利用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保された構造の浴室を設置すること。ただし、当該客室の外部に9の項に定める構造の浴室を設ける場合においては、この限りでない。</p>
11 更衣室及びシャワー室	<p>体育館等で更衣室又はシャワー室を設ける場合においては、障害者、高齢者等が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保され、かつ、手すり、腰掛台等が適切に配置された構造の更衣室又はシャワー室を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p>
12 休憩場所	<p>病院等、図書館・博物館等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等、展示場等、劇場・映画館等及び遊技場等で用途面積が5,000平方メートル以上のもの並びに集会場等及び体育館等のうち観覧席又は客席部を有するもので用途面積が5,000平方メートル以上のものには、障害者、高齢者等が円滑に利用できる休憩場所を設けること。</p>
13 授乳及びおむつ交換を行うことができる場所(以下「授乳場所」という。)	<p>病院等、図書館・博物館等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等、展示場等、劇場・映画館等及び遊技場等で用途面積が5,000平方メートル以上のもの並びに集会場等及び体育館等のうち観覧席又は客席部を有するもので用途面積が5,000平方メートル以上のものには、次に定める基準に適合する授乳場所を1以上設けること。ただし、通常乳幼児を連れて利用されることのない施設については、この限りでない。</p> <p>ア 授乳を行うための椅子、乳幼児ベッド及び汚物入れが設けられていること。</p> <p>イ 洗面器又は流し台が設けられていること。</p> <p>ウ 授乳室は、壁又は固定式のついたて等により外部から見通しのできないものとする。</p> <p>エ 授乳場所の出入口付近には、その旨を表示すること。</p>
14 カウン	<p>カウンター又は記載台を設ける場合においては、1以上のカウンター又は記載</p>

ター及び 記載台	台を障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。
15 公衆電 話台	公衆電話を設ける場合においては、1以上の公衆電話台を障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。
16 水飲み 場	水飲み場を設ける場合においては、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。
17 レジ通 路(商品 等の代金 を支払う 場所にお ける通路 をいう。 以下同 じ。)	レジ通路を設ける場合においては、1以上のレジ通路を障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。
18 案内板 その他こ れに類す るもの (以下「案 内板等」 という。)	<p>(1) 案内板等を設ける場合においては、主要な案内板等を次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 高さ、文字の大きさ、表示等に配慮し、障害者、高齢者等に分かりやすいものとする。</p> <p>イ 点字による表示又は音声その他の方法により視覚障害者が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>(2) 車椅子利用者用便房を設置した便所がある場合は、その位置を表示する案内板等を設けること。</p>
19 避難設 備	<p>(1) 病院等、集会場等、百貨店等、ホテル等及び劇場・映画館等で、自動火災報知設備(消防法施行令(昭和36年政令第37号)第21条の適用を受ける自動火災報知設備をいう。)を設ける場合においては、点滅機能及び音声誘導機能を備えた避難口誘導灯を設けること。</p> <p>(2) 防火戸(建築基準法施行令第112条第19項各号に掲げる特定防火設備又は防火設備(それぞれ当該各号に定める構造のものに限る。))として設ける戸をいう。)にくぐり戸を設ける場合は、当該くぐり戸は次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p>

	イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
20 増改築等における整備基準の適用範囲	<p>特定施設の整備基準に係る部分の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の様替(以下「増築等」という。)をする場合は、次に掲げる部分に限り1の項から19の項までの規定を適用する。</p> <p>(1) 当該増築等に係る部分</p> <p>(2) 道等から(1)の部分にある各室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、エレベーター、傾斜路及び敷地内の通路</p> <p>(3) 便所((1)の部分に5の項に規定する便所を設置する場合を除く。)</p> <p>(4) (1)の部分にある各室(当該部分に各室が設けられていない場合にあつては、道等)から車椅子使用者用便房までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、エレベーター、傾斜路及び敷地内の通路</p> <p>(5) 駐車場((1)の部分に係る敷地の部分に、6の項に規定する駐車場を設置する場合を除く。)</p> <p>(6) 車椅子使用者用駐車区画から(1)の部分にある各室(当該部分に各室が設けられていない場合にあつては、道等)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、エレベーター、傾斜路及び敷地内の通路</p>

第2 建築物以外の公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 経路	<p>(1) 公共用通路(公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)と車両等の乗降口との経路には、障害者、高齢者等が円滑に通行できる経路を乗降場ごとに1以上設けること。</p> <p>(2) (1)に定める経路の床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもってこれに代えることができる。</p> <p>(3) 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路(1の項(6)及び3の項に定める構造のものに限る。)又はエレベーター(1の項(7)に定める構造のものに限る。)を利用するこ</p>

とにより障害者、高齢者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合又は管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合は、(2)の規定によらないことができる。

(4) (1)に定める経路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。

(ア) 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(イ) 自動的に開閉する構造又は車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できるものとする。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(5) (1)に定める経路を構成する通路は、2の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

ア 幅は、内法を140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。

(ア) 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(イ) 自動的に開閉する構造又は車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できるものとする。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 照明設備を設けること。

- (6) (1)に定める経路を構成する傾斜路は、3の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。
- ア 幅は、内法を120センチメートル(段を併設する場合は、90センチメートル)以上とすること。
- イ 勾配は、12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、8分の1)以下とすること。
- ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。
- (7) (1)に定める経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。
- ア 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。
- イ 籠の幅は、内法を140センチメートル以上とし、奥行きは内法を135センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できるもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)については、この限りでない。
- ウ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。
- エ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び鍵内に画像を表示する設備を設置することにより、籠外にいる者と籠内にいる者とが互いに視覚的に確認できるものとすること。
- オ 籠内には、手すりを設けること。
- カ 籠及び昇降路の出入口の戸の開閉時間を延長する機能を有するものとすること。
- キ 籠内には、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- ク 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

ケ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に制御装置を設けること。

コ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置のうちそれぞれ1以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できるものとする

サ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上と

シ 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に、籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。

(8) (1)に定める経路を構成するエスカレーターは、次に定める構造とすること。ただし、キ及びクについては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

ア 上り専用のも及び下り専用のを設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。

イ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。

ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあるものとする

エ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする

オ くし板の端部と踏み段の色の明度の差が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする

カ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否を表示すること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。

キ 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。

ク 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができるとし、かつ、車止めを設けること。

ケ エスカレーターの行先及び昇降方向を音声により知らせる装置を設ける

(9) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、主たる通行の用に供

	<p>するものと、当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る障害者、高齢者等が円滑に通行できる経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差をできる限り小さくすること。</p> <p>(10) 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（以下「乗継ぎ経路」という。）のうち、(2)から(8)までの基準に適合するものを、乗降場ごとに1以上設けること。</p> <p>(11) 主たる乗継ぎ経路と(10)の基準に適合する経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差をできる限り小さくすること。</p> <p>(12) (1)に定める経路に改札口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
2 通路	<p>通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(イ) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくいものとする。</p>
3 傾斜路	<p>傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 傾斜路の勾配部分とその接続する通路との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものであること。</p> <p>エ 立ち上がり部を両側に設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
4 階段	<p>階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字による表示を張り付けること。</p>

	<p>ウ 回り段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>エ 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>オ 踏面の周囲の部分と明度の差の大きいものとする等により段を容易に識別しやすいものとする。</p> <p>カ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくいものとする。</p> <p>キ 立ち上がり部を両側に設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>ク 照明設備を設けること。</p>
5 便所	<p>(1) 便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区分(当該区分がある場合に限る。)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置式小便器その他これに類する小便器を設けること。</p> <p>エ ウに定める小便器には、手すりを設けること。</p> <p>(2) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)の規定によるほか、次のいずれかに定める構造とすること。</p> <p>ア 便所(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所)内に車椅子使用者その他の障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者その他の障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便所とすること。</p> <p>(3) (2)のアの便房が設けられた便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 1の(1)に定める経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、1の(5)に定めるものとする。</p> <p>イ 出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>エ 出入口には、車椅子使用者その他の障害者、高齢者等の円滑な利用に適</p>

	<p>した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識を設けること。</p> <p>オ 出入口に戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できるものとすること。</p> <p>カ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>(4) (2)のアの便房は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>イ 出入口には、当該便房が車椅子使用者その他の障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設けること。</p> <p>ウ 腰掛便座及び手すりを設けること。</p> <p>エ 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p> <p>オ (3)のイ、オ及びカに定める構造とすること。</p> <p>(5) (2)のイの便所は、(3)のアからウまで、オ及びカ並びに(4)のイからエまでに定める構造とすること。この場合において、「当該便房」とあるのは、「当該便所」とする。</p> <p>(6) 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するオストメイトのための設備を備えた便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>ア 汚物流し、給湯設備、荷物を置くための棚その他の設備、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具が適切に設置されている便房が設けられていること。</p> <p>イ オストメイトのための設備を備えた便房を設置した旨を便所の出入口付近に見やすい方法で表示すること。</p>
<p>6 線状ブロック等及び点状ブロック等</p>	<p>(1) 通路その他これに類するもの(以下「通路等」という。)であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が</p>

	<p>適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>(2) (1)に定める構造の通路等と1の項の(7)のロに定める構造の乗降ロビーに設ける制御装置、7の項の(4)に定める設備(音によるものを除く。)、便所の出入口及び8の項に定める構造の乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、(1)のただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
7 案内設備	<p>(1) 車両等の運行(運航を含む。)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 昇降機、便所又は乗車券等販売所の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(3) 公共通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近には、昇降機(1の項の(3)の規定により昇降機を設けない場合にあつては、1の項の(3)に規定する他の施設のエレベーターを含む。(4)において同じ。)、便所又は乗車券等販売所の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、これらの設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 公共通路に直接通ずる出入口又は改札口付近その他の適切な場所に、公共交通機関の施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p>
8 乗車券等販売所、待合所及び案内所	<p>乗車券等販売所、待合所及び案内所を設ける場合は、それぞれ1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 1の項の(1)に定める経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上は、1の項の(5)に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>a 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p>

	<p>b 車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できるものとする。</p> <p>(ウ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>ウ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p>
9 券売機	乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。
10 休憩設備	障害者、高齢者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
11 鉄道駅	<p>(1) 鉄道駅のプラットフォームは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きくなる時は、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。</p> <p>イ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らにすること。</p> <p>ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>エ 排水のための横断勾配は、1パーセントを標準とすること。</p> <p>オ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>カ ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>キ プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくを設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p>

	<p>ク 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) (1)のエ及びクの規定は、ホームドア又は可動式ホームさくが設けられたプラットホームについては、適用しない。</p> <p>(3) 鉄道駅の適切な場所に、列車に設けられる車椅子使用者のための乗車設備に通ずる旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示すること。ただし、当該位置が一定していない場合は、この限りでない。</p>
12 バスターミナル	<p>バスターミナルの乗降場は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分には、さく、点状ブロック等その他の視覚障害者の当該場所への進入を防止するための設備を設けること。</p> <p>ウ 当該乗降場に接して停留する自動車に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造とすること。</p>
13 旅客船ターミナル	<p>(1) 旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備(以下「乗降用設備」という。)を設置する場合には、当該乗降用設備は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 手すりを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 旅客船ターミナルにおいては、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については、6の項の規定にかかわらず、線状ブロック等又は点状ブロック等を敷設しないことができる。</p> <p>(3) 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、点状ブロック等、さくその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けること。</p>
14 航空旅客ターミナル	<p>(1) 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋(航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備であって、当該乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させるためのものをいう。)は、次に定める構造とすること。</p>

	<p>ア 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>ウ 手すりを設けること。</p> <p>エ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 旅客搭乗橋については、6の項の規定にかかわらず、線状ブロック等又は点状ブロック等を敷設しないことができる。</p> <p>(3) 各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p>
--	---

第3 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道、地下横断歩道及び横断歩道橋を除く。以下「歩道等」という。）	<p>歩道等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>ア セミフラット方式を基本とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、200センチメートル以上とし、当該歩道等の障害者、高齢者等の通行の状況を考慮して定めること。</p> <p>ウ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>エ 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>オ 横断歩道等に接続する歩道と車道との段差は、2センチメートルを標準とすること。</p> <p>カ 横断歩道における中央分離帯等と車道とのすりつけについては、縁石等で区画するものとし、同一の高さですりつけること。</p> <p>キ 歩道等を横断する排水溝を設ける場合には溝ぶたを設け、その溝ぶたは、第1の表の7の項(6)に定める構造とすること。</p> <p>ク 必要に応じて、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設すること。</p>
2 地下横断歩道及	<p>立体横断施設を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、200センチメートル以上とし、当該立体横断施設の障害者、</p>

び横断歩道橋(以下「立体横断施設」という。)	<p>高齢者等の通行の状況を考慮して定めること。</p> <p>イ 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 有効幅員は、150センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 2段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>(ウ) 回り段を設けないこと。</p> <p>(エ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくく、かつ、水はけの良い材料で仕上げること。</p> <p>(オ) 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>(カ) 段の上端に近接する歩道等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>ウ 必要に応じて、エレベーターを設置すること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設置するものとする。</p>
------------------------	---

備考 「有効幅員」とは、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）第2条第1号に規定する有効幅員をいう。

第4 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を^{のり}120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 勾配は、8パーセント(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、12パーセント)以下とすること。</p> <p>オ 車止めさくを設ける場合は、標準90センチメートルの間隔で設置し、その前後には150センチメートル以上の水平な部分を設けること。</p>
2 園路	<p>1の項に定める構造の出入口から園内の主要な施設に至る園路のうち、1以上の園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合であって、次に掲げる要件を満</p>

	<p>たすときは、幅の内法を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(ア) 園路の末端の付近に広さが車椅子の転回に支障のないものであること。</p> <p>(イ) 50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けたものであること。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 縦断勾配は、4パーセント以下とし、必要に応じて、踊場を設けること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>オ 横断勾配は、水勾配程度とし、可能な限り水平にすること。</p> <p>カ 排水溝を設ける場合には溝ぶたを設け、その溝ぶたは、第1の表の7の項(6)に定める構造とすること。</p> <p>キ 必要に応じて、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設すること。</p>
3 階段	<p>階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 階段の寸法は、けあげ15センチメートル以下、踏面35センチメートル以上、けこみ2センチメートル以下とし、同一階段では、各寸法は一定とすること。</p> <p>ウ 階段の起点、終点及び高さ250センチメートル以下ごとに、120センチメートル以上の水平な部分を設けること。</p> <p>エ 手すりを設けること。</p> <p>オ 主たる階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>カ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>キ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする事等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>ク 階段の上端及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
4 便所	<p>便所は、第1の表の5の項(1)から(5)まで及び第2の表の5の項(6)に定める整備基準に準じたものとする事。</p>
5 案内板	<p>案内板等を設ける場合においては、第1の表の18の項に定める基準に適合する</p>

等	ものとする。
6 水飲み場	水飲み場を設ける場合においては、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。
7 ベンチ	(1) 必要に応じて、ベンチを設けること。 (2) ベンチは、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。
8 駐車場	駐車場を設ける場合においては、第5の表に定める整備基準に適合するものとする。

第5 建築物以外の駐車場に関する整備基準

整備項目	整備基準
駐車場	<p>駐車場は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(1) 全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車区画を設けること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車区画は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 車椅子使用者が利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用である旨を次に定める方法により表示すること。ただし、全駐車台数が4以下の場合においては、この限りでない。</p> <p>(ア) 駐車区画の車体用スペース床面に青色の塗装を行うとともに、障害者のための国際シンボルマークを白色で表示すること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者用駐車区画の標識を設けること。</p> <p>(3) 車椅子使用者用駐車区画へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路は、第1の表の7の項(1)から(3)まで及び(6)に定める構造とすること。</p> <p>(4) 出入口は、第1の表の1の項ア及びウに掲げる構造とすること。</p>

別表第3(第5条の2関係)

(平18規則73・追加、平21規則24・平24規則2・一部改正)

小規模施設に関する緩和基準

整備基準	緩和基準
別表第2の第1の表1の項ウに規定す	次に掲げるいずれかのものとすることができる。

<p>る整備基準</p>	<p>(1) 可動式の傾斜路を設けること。</p> <p>(2) 常時勤務する者がいる案内設備から容易に視認できるようにすること。</p> <p>(3) 道等から常時勤務する者と通話できる機能(ボタンにより呼び出すことができるものに限る。)を有する設備を設けること。</p>
<p>別表第2の第1の表2の項(3)のウに規定する整備基準</p>	<p>次に掲げるいずれかのものとすることができる。</p> <p>(1) 可動式の傾斜路を設けること。</p> <p>(2) 常時勤務する者により車椅子使用者等を誘導することができるようにすること。</p>
<p>別表第2の第1の表5の項(2)に規定する整備基準</p>	<p>次に掲げるものとすることができる。</p> <p>(1) 次に定める構造の便房(以下「手すり付き洋式便房」という。)を1以上(男子用及び女子用の区分のある場合にあつては、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 手すり付き洋式便房及び便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 戸は、内開き戸としないこと。</p> <p>エ 床には、車椅子使用者が使用する際に支障となる段を設けないこと。</p>
<p>別表第2の第1の表7の項(4)に規定する整備基準</p>	<p>次に掲げるいずれかのものとすることができる。</p> <p>(1) 道等から常時勤務する者と通話できる機能(ボタンにより呼び出すことができるものに限る。)を有する設備を設けること。</p> <p>(2) 常時勤務する者がいる案内設備から容易に視認できるようにすること。</p>
<p>別表第2の第1の表14の項に規定する整備基準</p>	<p>常時勤務する者が障害者、高齢者等の利用の補助を円滑に行える場合は、別表第2の第1の表14の項に規定する整備基準によらないことができる。</p>

別表第4(第7条、第12条関係)

(平18規則73・旧別表第3線下、平24規則2・一部改正)

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法
建築物以外の 公共交通機関 の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における改札口、乗降場、通路その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに改札口、乗降場、通路、階段、エレベーター、車椅子使用者用便所その他の主要部分の位置及び寸法
道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに整備に係る箇所的位置、寸法及び土地の高低
公園	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、園路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
建築物以外の 駐車場	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員

別記第 1 号様式(第 6 条関係)

(表)

第	号	(有効期限	年	月	日)
証 明 書					
所 属 職 名 氏 名 生年月日					
上記の者は、和歌山県福祉のまちづくり条例(平成 8 年和歌山県条例第 41 号)第 14 条第 2 項の規定による調査等のための立入りをを行う職員であることを証明する。					
交付年月日 年 月 日					
和歌山県知事 和歌山市長					印

9.0 センチメートル

6・5 センチメートル

(裏)

和歌山県福祉のまちづくり条例(抜粋)

(連合状況の報告及び調査等)

第 14 条 知事は、この節及び次節の規定の施行に必要な限度において、公共的施設所有者及び公共的施設新築者等(以下これらの者を「公共的施設設置者等」という。)に対し、整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、公共的施設設置者等の同意を得て、当該公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定による調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

別記第2号様式(第7条関係)

福祉のまちづくり施設認定証交付請求書

年 月 日

和歌山県知事
和歌山市長 様

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

和歌山県福祉のまちづくり条例(平成8年和歌山県条例第41号)第18条第1項の規定により、福祉のまちづくり施設認定証の交付を請求します。

公共的施設の所在地				
公共的施設の種類		公共的施設の名称		
建築物	主要用途	延べ面積		m ² (戸)
	階数	地上階・地下階	公共的施設の構造	
	用途面積の合計		m ²	
建築物 以外の 施設	規模	m ²		
	主な施設の内容		施設の面積	備考
			m ² (m)	
			m ² (m)	
		m ² (m)		
届出の有無	有(年月日)・無		届出の受付番号	
連絡先	住所	所在地		
	氏名	電 話		
※処理欄			※受付欄	
.....				
.....				
.....				

注1 ※欄は記入しないこと。

2 共同住宅にあつては、延べ面積欄に戸数を記入すること。

3 施設整備項目表及び規則別表第4に掲げる図書を添付すること。

4 道路にあつては、主な施設の内容欄に歩道の幅員を、施設の面積欄に歩道の延長をそれぞれ記入すること。

施設整備項目表(建築物)
(第1面)

建築物の名称	用途		階数	地上	階・地下	階
	新築・新設(用途変更を含む。)-増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替	既存部分の床面積				
工事種別	階別用途(具体的用途)	新築等の部分の床面積	階数	地上	階・地下	階
(階)		m ²		m ²		戸
(階)		m ²		m ²		戸
(階)		m ²		m ²		戸
(階)		m ²		m ²		戸
(階)		m ²		m ²		戸
	合 計	m ²		m ²		戸

整備項目	整備基準	整備状況	摘要	
1 道等から各室に至る経路の敷地内の通路、出入口及び各室に至る廊下等	(1) 敷地内の通路 ア 幅員は、120cm以上 イ 通路の高低差(有の場合は、以下ウに記入) ウ 高低差のある場合は、傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機の設置(傾斜路及びその踊場が有の場合は、以下(ア)から(カ)までに記入) (ア) 幅員は、120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上) (イ) 勾配は、1/12以下(傾斜路高16cm以下の場合は、1/8以下) (ウ) 高さ75cmごとの踊場の踏幅は、150cm以上 (エ) 手すりの設置 (オ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ (カ) 傾斜路は、踊場及び通路と識別しやすいもの エ 50m以内ごとに車椅子転回スペースの確保 オ 線状ブロック等の敷設又は音声による誘導装置の設置(共同住宅、自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。) カ 車路に近接する部分、段がある部分及び傾斜がある部分の上端に近接する部分には、点状ブロック等の敷設(共同住宅、自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。)	適 否 有 無 傾斜路 車椅子使用者用昇降機 有 無 有 無		
	(2) 出入口 ア 幅は、内80cm以上 イ 戸は、自動又は円滑に開閉して通過できる構造 ウ 車椅子使用者が通過する際支障となる段を設けないこと	適 否 適 否 適 否		
	(3) 出入口から各室に至る廊下等 ア 廊下等の幅は、内120cm以上 イ 廊下等の末端付近又は50m以内ごとに車椅子転回スペースの確保 ウ 廊下等の高低差(有の場合は、以下エに記入) エ 廊下等に高低差のある場合の傾斜路及び踊場又は車椅子使用者用昇降機の設置(傾斜路及びその踊場が有の場合は、以下(ア)から(キ)までに記入) (ア) 幅は、内120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上) (イ) 勾配は、1/12以下(傾斜路高16cm以下の場合は、1/8以下) (ウ) 高さ75cmごとの踊場の踏幅は、150cm以上 (エ) 手すりの設置 (オ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ (カ) 傾斜路は、踊場及び廊下等と識別しやすいもの (キ) 傾斜路の上端の点状ブロック等の敷設(学校等、共同住宅、自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。) オ (2)の構造の出入口、エレベーター及び車椅子使用者用昇降機の昇降路の出入口部の水平確保 カ 病院等及び身体障害者社会参加支援施設等の廊下等に手すりの設置	適 否 有 無 有 無 傾斜路 車椅子使用者用昇降機 有 無 有 無 適 否 適 否 適 否 有 無 適 否 有 無		
	(4) (2)の出入口から受付等までの線状ブロック等の敷設又は視覚障害者を誘導する装置の設置(共同住宅、自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。)	有 無		

(第2面)

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
2 車椅子使用者用駐車区画から各室に至る経路の駐車場内の通路、敷地内の通路、出入口及び各室に至る廊下等	(1) 駐車場の設置(有の場合、(2)に記入)	有 無	
	(2) 車椅子使用者用駐車区画 ア 全駐車台数の50分の1以上(全駐車台数が200台を越える場合は、台数の100分の1に2を加えた数以上)が、車椅子使用者用駐車区画 イ 車椅子使用者用駐車区画は、出入口に近い位置に設置(屋根又はひさしを設けるために、やむを得ず距離が長くなる場合を除く。) ウ 幅は、350cm以上 エ 車椅子使用者用駐車区画の表示(全駐車台数が5台以上の場合、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 駐車区画の車体用スペースの床面の青色塗装及び障害者のための国際シンボルマークの白色塗装表示 (イ) 車椅子使用者用駐車区画の標識	適 否 車椅子駐車区画 台(全 台) 適 否 適 否 有 無 有 無	
	(3) 駐車場内の通路(1の項の通路又は(4)の敷地内の通路と重複する場合は、記入を要しない。) ア 幅員は、120cm以上 イ 通路の高低差(有の場合は、以下ウに記入) ウ 高低差のある場合の傾斜路及び踊場又は車椅子使用者用昇降機の設置(傾斜路及びその踊場が有の場合は、以下(ア)から(カ)までに記入) (ア) 幅員は、120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上) (イ) 勾配は、1/12以下(傾斜路高16cm以下の場合は、1/8以下) (ウ) 高さ75cmごとの踊場の踏幅は、150cm以上 (エ) 手すりの設置 (オ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ (カ) 傾斜路は、踊場及び通路と識別しやすいもの	適 否 有 無 傾斜路 車椅子使用者用昇降機 有 無 有 無 適 否 適 否 適 否 有 無 適 否 適 否	
	(4) 敷地内の通路(1の項の通路と重複する場合は、記入を要しない。) ア 幅員は、120cm以上 イ 通路の高低差(有の場合は、以下ウに記入) ウ 高低差のある場合の傾斜路及び踊場又は車椅子使用者用昇降機の設置(傾斜路及びその踊場が有の場合は、以下(ア)から(カ)までに記入) (ア) 幅員は、120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上) (イ) 勾配は、1/12以下(傾斜路高16cm以下の場合は、1/8以下) (ウ) 高さ75cmごとの踊場の踏幅は、150cm以上 (エ) 手すりの設置 (オ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ (カ) 傾斜路は、踊場及び通路と識別しやすいもの	適 否 有 無 傾斜路 車椅子使用者用昇降機 有 無 有 無 適 否 適 否 適 否 有 無 適 否 適 否	
	(5) 出入口(1の項と同じ出入口の場合は、記入を要しない。) ア 幅は、内80cm以上 イ 戸は、自動又は円滑に開閉して通過できる構造 ウ 車椅子使用者が通過する際支障となる段を設けないこと	適 否 適 否 適 否	
	(6) 出入口から各室に至る廊下等(1の項と同じ廊下等の場合は、記入を要しない。) ア 廊下等の幅は、内120cm以上 イ 廊下等の末端付近又は50m以内ごとに車椅子が転回できるスペースの確保 ウ 廊下等の高低差(有の場合は、以下エに記入) エ 廊下等に高低差のある場合の傾斜路及び踊場又は車椅子使用者用昇降機の設置(傾斜路及びその踊場が有の場合は、以下(ア)から(キ)までに記入) (ア) 幅は、内120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上) (イ) 勾配は、1/12以下(傾斜路高16cm以下の場合は、1/8以下) (ウ) 高さ75cmごとの踊場の踏幅は、150cm以上 (エ) 手すりの設置 (オ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ (カ) 傾斜路は、踊場及び廊下等と識別しやすいもの (キ) 傾斜路の上端の点状ブロック等の敷設(学校等、共同住宅、自動車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。) オ (5)の構造の出入口、エレベーター及び車椅子使用者用昇降機の昇降路の出入口部の水平確保 カ 病院等及び身体障害者社会参加支援施設等の廊下等に手すりの設置	適 否 有 無 有 無 傾斜路 車椅子使用者用昇降機 有 無 有 無 適 否 適 否 適 否 有 無 適 否 適 否 有 無 適 否 有 無	

(第4面)

整備項目	整備基準	整備状況		摘要		
7 便所	(1) 便所の設置	有	無			
	(2) 便所の構造について、以下ア及びイに記入 ア 床は、滑りにくい仕上げ イ 手洗いの水栓器具(レバー式、光感知式、その他)	適 有()	否 無			
	(車椅子使用者用便所の設置数) 男子用 女子用	か所	か所	共用 か所		
	(3) 車椅子使用者用便所を1以上を設置している便所の構造について、以下アからケまでに記入 ア 車椅子使用者用便所及び便所の出入口の幅は、内80cm以上 イ 車椅子使用者用便所及び便所の戸は、円滑に開閉して通過できる構造 ウ 床は、段を設けないこと エ 手洗いの高さは、車椅子使用者の使用が容易なもの オ 車椅子使用者用便所の表示 カ 車椅子使用者用便所の大きさ(間口×奥行) キ 手すりの設置 ク 腰掛便座の設置 ケ 大便器の洗浄装置(くつべら式、光感知式、その他)	適 適 適 有 有 有 有()	否 否 否 無 無 無 無			
	(4) 車椅子使用者用便所を設置していない便所の構造について、以下アに記入 ア 腰掛式便器又は手すりを設けた便所	有	無			
	(5) 男子用小便器のある便所の設置(有の場合は、以下ア及びイに記入) ア 床置き式、受け口高さが35cm以下の壁掛式又はこれに類する型式の小便器の設置 イ 病院等及び身体障害者社会参加支援施設等の床置き等小便器の手すりの設置	有 有 有	無 無 無			
	(6) 病院等、図書館・博物館等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等、展示場等、劇場・映画館等又は遊技場等で用途面積が1,000㎡以上のもの並びに集会場等及び体育館等のうち観覧席又は客席部を有するもので用途面積が1,000㎡以上のものに便所を設ける場合のみ以下ア及びイに記入。ただし、通常乳幼児を連れて利用されることのないものについては、この限りでない。 ア 乳幼児椅子及び乳幼児ベッド イ 乳幼児椅子及び乳幼児ベッドを設けている旨の表示	有 有	無 無			
	(7) オストメイト対応設備 ア 汚物流し、給湯設備、荷物棚、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具を設置した便所(無の場合は、イに記入) イ (用途面積が200㎡未満で)簡易型の洗浄装置を設置した便所 ウ オストメイトのための設備の表示	有 有 有	無 無 無			
	8 駐車場の通路	(1) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適	否		
		(2) 段の設置(有の場合は、以下アからエまでに記入) ア 手すりの設置 イ 主たる階段は、回り段を設けないこと ウ 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ エ 踏面端部とその周囲の色は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	有 有 適 適 適	無 無 否 否 否		
		(3) 排水溝の設置(有の場合は、以下アからウまでに記入) ア 排水溝の溝ぶたの設置 イ 排水溝の溝ぶたは、滑りにくい仕上げ ウ 排水溝の溝ぶたは、キャスター及び杖等が落ちないもの	有 有 適 適	無 無 否 否		
		9 敷地内の通路	(1) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適	否	
			(2) 段の設置(有の場合は、以下アからエまでに記入) ア 手すりの設置 イ 主たる階段は、回り段を設けないこと ウ 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ エ 踏面端部とその周囲の色は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	有 有 適 適 適	無 無 否 否 否	
(3) 排水溝の設置(有の場合は、以下アからウまでに記入) ア 排水溝の溝ぶたの設置 イ 排水溝の溝ぶたは、滑りにくい仕上げ ウ 排水溝の溝ぶたは、キャスター及び杖等が落ちないもの	有 有 適 適		無 無 否 否			

(第5面)

整備項目	整備基準	整備状況		摘要
10 観覧席及び客席	(1) 観覧席又は客席の総数		席	
	(2) 車椅子使用者用観覧席又は客席の席数(席の数が100席以下の場合には1以上、100席を超え400席以下の場合には2以上、400席を超える場合は2に400席を超える席数200席ごとに1を加えた数以上)		席	
	(3) 各車椅子使用者用観覧席又は客席の1席当りの大きさ(間口×奥行)	cm×	cm	
	(4) 観覧席又は客席を有する室の出入口から、車椅子使用者用の席に至るそれぞれ1以上の通路について、以下アからエまでに記入 ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ イ 幅は、内120cm以上 ウ 通路の高低差(有の場合は、以下エに記入) エ 通路に高低差のある場合の傾斜路及びその踊場の設置(有の場合は、以下(ア)から(エ)までに記入) (ア) 幅は、内120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上) (イ) 勾配は、1/12以下(傾斜路高16cm以下の場合は、1/8以下) (ウ) 高さ75cmごとの踊場の踏幅は、150cm以上 (エ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適 適 有 有	否 否 無 無	
11 浴室	(1) 浴室の設置(有の場合は、以下アからカまでに記入) ア 洗い場及び脱衣所の出入口の幅は、内80cm以上 イ 洗い場及び脱衣所の戸は、自動又は円滑に開閉して通過できる構造 ウ 洗い場及び脱衣所の出入口は、車椅子使用者が円滑に通過できる構造 エ 浴槽、洗い場及び脱衣所の手すりの設置 オ 浴槽、洗い場及び脱衣所の腰掛台の設置 カ 水栓器具(レバー式、光感知式、その他)	有 適 適 適	無 否 否 否	
	(2) 出入口 ア 幅は、内80cm以上 イ 戸は、自動又は円滑に開閉して通過できる構造 ウ 車椅子使用者が通過する際支障となる段を設けないこと	適 適 適	否 否 否	
	(3) 室内は、十分な床面積が確保されているなど障害者、高齢者等が円滑に利用できる配慮	適	否	
	(4) 各室内に車椅子使用者用便所の設置(有の場合は、以下アに記入) ア 車椅子使用者用便所の構造について、以下(ア)から(コ)までに記入 (ア) 車椅子使用者用便所の大きさ(間口×奥行) (イ) 出入口の幅は、内80cm (ウ) 戸は、円滑に開閉して通過できる構造 (エ) 床は、滑りにくい仕上げ (オ) 床は、段を設けないこと (カ) 手洗いの水栓器具(レバー式、光感知式、その他) (キ) 手洗いの高さは、車椅子使用者の使用が容易なもの (ク) 手すりの設置 (ケ) 腰掛便座の設置 (コ) 大便器の洗浄装置(くつべら式、光感知式、その他)	有 cm× cm 適 適 適 適 有() 適 有 有 有()	無 否 否 否 否 無 否 無 無 無	
	(5) 客室内に車椅子使用者用浴室の設置(有の場合は、以下アからキまでに記入) ア 洗い場及び脱衣所の出入口の幅は、内80cm以上 イ 洗い場及び脱衣所の戸は、自動又は円滑に開閉して通過できる構造 ウ 洗い場及び脱衣所の出入口は、車椅子使用者が円滑に通過できる構造 エ 浴槽の適切な設置 オ 浴槽、洗い場及び脱衣所の手すりの設置 カ 浴槽、洗い場及び脱衣所の腰掛台の設置 キ 水栓器具(レバー式、光感知式、その他)	有 適 適 適	無 否 否 否	
12 客室	(1) 客室総数の100分の1以上の客室が車椅子使用者対応客室	適 対応客室	否 室(全 室)	
	(2) 出入口 ア 幅は、内80cm以上 イ 戸は、自動又は円滑に開閉して通過できる構造 ウ 車椅子使用者が通過する際支障となる段を設けないこと	適 適 適	否 否 否	
	(3) 室内は、十分な床面積が確保されているなど障害者、高齢者等が円滑に利用できる配慮	適	否	
	(4) 各室内に車椅子使用者用便所の設置(有の場合は、以下アに記入) ア 車椅子使用者用便所の構造について、以下(ア)から(コ)までに記入 (ア) 車椅子使用者用便所の大きさ(間口×奥行) (イ) 出入口の幅は、内80cm (ウ) 戸は、円滑に開閉して通過できる構造 (エ) 床は、滑りにくい仕上げ (オ) 床は、段を設けないこと (カ) 手洗いの水栓器具(レバー式、光感知式、その他) (キ) 手洗いの高さは、車椅子使用者の使用が容易なもの (ク) 手すりの設置 (ケ) 腰掛便座の設置 (コ) 大便器の洗浄装置(くつべら式、光感知式、その他)	有 cm× cm 適 適 適 適 有() 適 有 有 有()	無 否 否 否 否 無 否 無 無 無	
(5) 客室内に車椅子使用者用浴室の設置(有の場合は、以下アからキまでに記入) ア 洗い場及び脱衣所の出入口の幅は、内80cm以上 イ 洗い場及び脱衣所の戸は、自動又は円滑に開閉して通過できる構造 ウ 洗い場及び脱衣所の出入口は、車椅子使用者が円滑に通過できる構造 エ 浴槽の適切な設置 オ 浴槽、洗い場及び脱衣所の手すりの設置 カ 浴槽、洗い場及び脱衣所の腰掛台の設置 キ 水栓器具(レバー式、光感知式、その他)	有 適 適 適	無 否 否 否		

(第6面)

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
13 更衣室及びシャワー室	(1) 更衣室の設置(有の場合は、以下アからカまでに記入) ア 更衣室は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる床面積の確保 イ 出入口の幅は、内80cm以上 ウ 戸は、自動又は円滑に開閉して通過できる構造 エ 車椅子使用者が通過する際支障となる段を設けないこと オ 手すりの設置 カ 腰掛台の設置	有 適 適 適 適 有 有	無 否 否 否 否 無 無
	(2) シャワー室の設置(有の場合は、以下アからカまでに記入) ア シャワー室は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる床面積の確保 イ 出入口の幅は、内80cm以上 ウ 戸は、自動又は円滑に開閉して通過できる構造 エ 車椅子使用者が通過する際支障となる段を設けないこと オ 手すりの設置 カ 腰掛台の設置	有 適 適 適 有 有	無 否 否 否 無 無
14 休憩場所及び授乳場所	(1) 病院等、図書館・博物館等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等、展示場等、劇場・映画館等又は遊技場等で用途面積が5,000㎡以上のもの並びに集会場等及び体育館等のうち観覧席又は客席部を有するもので用途面積が5,000㎡以上の施設のみ以下ア及びイに記入 ア 休憩場所の設置 イ 授乳場所の設置(有の場合は、以下(ア)から(エ)までに記入) (ア) 授乳を行うための椅子、乳幼児ベッド及び汚物入れ (イ) 洗面器又は流し台 (ウ) 授乳室は、壁又は固定式のついで等により外部から見通しのできないもの (エ) 授乳場所の表示	有 有 有 有 有 有	無 無 無 無 否 無
15 カウンター及び記載台	(1) カウンター又は記載台の設置(有の場合は、以下アに記入) ア 障害者、高齢者等の利用に配慮した構造	有 適	無 否
16 公衆電話台	(1) 公衆電話台の設置(有の場合は、以下アに記入) ア 障害者、高齢者等の利用に配慮した構造	有 適	無 否
17 水飲み場	(1) 水飲み場の設置(有の場合は、以下アに記入) ア 障害者、高齢者等の利用に配慮した構造	有 適	無 否
18 レジ通路	(1) レジ通路の設置(有の場合は、以下アに記入) ア 障害者、高齢者等の利用に配慮した構造	有 適	無 否
19 案内板等	(1) 案内板等の設置(有の場合は、以下ア及びイに記入) ア 高さ、文字の大きさ及び表示等に配慮し、分かりやすいもの イ 点字による表示又は音声その他の方法により視覚障害者が円滑に利用できる構造	有 適 適	無 否 否
	(2) 車椅子使用者用便所の案内表示	有	無
20 避難設備	(1) 病院等、集会場等、百貨店等、ホテル等及び劇場・映画館等で自動火災報知設備の設置がある場合は、点滅機能及び音声誘導機能を備えた避難口誘導灯の設置	有	無
	(2) 防火戸にくぐり戸の設置(有の場合は、以下ア及びイに記入) ア 幅は、80cm以上 イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと	有 適 適	無 否 否

施設整備項目表(建築物以外の公共交通機関の施設)
(第1面)

公共交通機関の施設の名称		用途		
施設の所在地				
整備項目	整備基準	整備状況		摘要
1 経路	(1) 公共用通路と車両等の乗降口との経路について、障害者、高齢者等が円滑に通行できる経路を1以上設けること	有	無	
	(2) (1)の経路の床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターの設置(構造上の理由により傾斜路又はエレベーターの設置が困難な場合はエスカレーターの設置(構造上の理由によりエスカレーターの設置が困難な場合は、エスカレーター以外の車椅子使用者の円滑な利用に適した構造の昇降機の設置))	有	無	
	(3) (1)の経路と公共用通路の出入口について、以下アからウまでに記入 ア 幅は、内90cm以上(構造上やむを得ない場合は、内80cm以上) イ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 幅は、内90cm以上(構造上やむを得ない場合は、内80cm以上) (イ) 自動又は容易に開閉して通過できるもの ウ 車椅子使用者が通過する際支障となる段を設けないこと(構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設)	適 有 適 適 適	否 無 否 否 否	
	(4) (1)の経路を構成する通路について、以下アからカまでに記入 ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げ イ 段の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 段を容易に識別できるもの (イ) つまづきにくい構造のもの ウ 幅は、内140cm以上(構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とする。) エ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 幅は、内90cm以上(構造上やむを得ない場合は、80cm以上) (イ) 自動又は容易に開閉して通過できるもの オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと(構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設) カ 照明設備の設置	適 有 適 適 適 有 適 適 適	否 無 否 否 否 無 否 否 否	
	(5) (1)の経路を構成する通路に傾斜路の設置(有の場合は、以下アからキまでに記入) ア 手すりを両側に設置(構造上やむを得ない場合は、この限りでない。) イ 表面は、滑りにくい材料で仕上げ ウ 傾斜路の勾配部分とその接続する通路との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものであること エ 傾斜路の両側に立ち上がり部の設置(側面が壁面の場合は、この限りでない。) オ 幅は、内120cm(段を併設する場合は、90cm)以上 カ 勾配は、1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8)以下 キ 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踏場の設置	有 有 適 適 有 適 適 有	無 無 否 否 無 無 否 無	
	(6) (1)の経路を構成する通路に傾斜路の設置(有の場合は、以下アからキまでに記入) ア 手すりを両側に設置(構造上やむを得ない場合は、この限りでない。) イ 表面は、滑りにくい材料で仕上げ ウ 傾斜路の勾配部分とその接続する通路との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものであること エ 傾斜路の両側に立ち上がり部の設置(側面が壁面の場合は、この限りでない。) オ 幅は、内120cm(段を併設する場合は、90cm)以上 カ 勾配は、1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8)以下 キ 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踏場の設置	有 有 適 適 有 適 適 有	無 無 否 否 無 無 否 無	

(第2面)

整備項目	整備基準	整備状況		摘要
	(6) (1)の経路を構成するエレベーターの設置(有の場合は、以下アからシまでに記入) ア 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内80cm以上 イ 籠の幅は、内140cm以上とし、奥行きは、内135cm以上(籠の出入口が複数あるエレベーターで、車椅子使用者が円滑に乗降できるもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設置されているものに限る。))は、この限りでない。) ウ 籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡の設置(籠の出入口が複数あるエレベーターで、車椅子使用者が円滑に乗降できるもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設置されているものに限る。))は、この限りでない。) エ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラス窓又は籠外及び籠内に画像を表示する設備の設置 オ 籠内には、手すりの設置 カ 籠及び昇降路の出入口の戸の開閉時間を延長する機能を有するもの キ 籠内には、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置の設置 ク 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置の設置 ケ 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に制御装置の設置 コ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置のうち1以上は、視覚障害者が容易に操作できるもの サ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内150cm以上 シ 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置(籠内に、籠及び昇降路の出入口開閉時の籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設置されている場合又は停止階が2のみの場合は、この限りでない。)	有 適 適 有 有 有 適 有 有 適 有 有	無 否 否 無 無 無 否 無 無 無 否 無	
	(7) (1)の経路を構成するエスカレーターの設定(有の場合は、以下アからケまでに記入) ア 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置(旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。) イ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げ ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること エ 踏み段相互の境界を容易に識別できるもの オ くし板と踏み段との境界を容易に識別できるもの カ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等に、エスカレーターへの進入の可否を表示(上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。) キ 幅は、内80cm以上(複数のエスカレーターを隣接して設置する場合は、そのうち1のみが適合すれば足りる。) ク 踏み段の面は、車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとする事ができる構造とし、かつ、車止めを設置(複数のエスカレーターを隣接して設置する場合は、そのうち1のみが適合すれば足りる。) ケ 行先及び昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有 有 適 適 適 適 適 適 有	無 無 否 否 否 否 否 否	
	(8) 主たる通行用の経路と、(1)の経路が異なる場合は、長さの差をできる限り小さくすること	適	否	
	(9) 乗継ぎ経路のうち、(2)から(7)までの基準に適合するものを、乗降場ごとに1以上設置	有	無	
	(10) 主たる乗継ぎ経路と、(9)の基準に適合する経路が異なる場合は、長さの差をできる限り小さくすること	適	否	
	(11) (1)の経路に改札口の設置(有の場合は、以下ア及びイに記入) ア 幅は、内80cm以上 イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと	有 適 適	無 否 否	
2 通路	(1) 1の経路を構成する通路以外の通路(有の場合は、以下ア及びイに記入) ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げ イ 段の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 段を容易に識別できるもの (イ) つまずきにくい構造のもの	有 適 有 適 適	無 否 無 否 否	

(第3面)

整備項目	整備基準	整備状況	摘要	
3 傾斜路	(1) 1の経路を構成する傾斜路以外の傾斜路(有の場合は、以下アからエまでに記入)	有	無	
	ア 手すりを両側に設置(構造上やむを得ない場合は、この限りでない。)	有	無	
	イ 表面は、滑りにくい材料で仕上げ	適	否	
	ウ 傾斜路の勾配部分とその接続する通路との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものであること	適	否	
	エ 立ち上がり部を両側に設置(側面が壁面の場合は、この限りでない。)	有	無	
4 階段	(1) 階段の設置(有の場合は、以下アからクまでに記入)	有	無	
	ア 手すりを両側に設置(構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。)	有	無	
	イ 手すりの端部の付近に、階段の通ずる場所を示す点字による表示の貼り付け	適	否	
	ウ 回り段を設けないこと(構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。)	適	否	
	エ 表面は、滑りにくい材料で仕上げ	適	否	
	オ 段を容易に識別しやすいもの	適	否	
	カ つまづきにくい構造	適	否	
	キ 階段の両側に立ち上がり部の設置(側面が壁面である場合は、この限りでない。)	有	無	
	ク 照明設備の設置	有	無	
	5 便所	(1) 便所の設置(有の場合は、以下アからウまでに記入)	有	
ア 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区分(当該区分がある場合に限る。)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備の設置		有	無	
イ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げ		適	否	
ウ 男子用小便器の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入)		有	無	
(ア) 1以上の床置き小便器その他これに類する小便器の設置		有	無	
(イ) (ア)の小便器に、手すりの設置		有	無	
(2) 便所を設ける場合、そのうち1以上は、(1)の規定によるほか、次のいずれかに定める構造()内には、ア又はイのいずれか該当するものを記入)		適	否	
ア 便所(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ)内に車椅子使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所の設置		(ア	イ)	
イ 車椅子使用者その他の障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便所				
(3) (2)のアの便房が設けられた便所の1の(1)の経路と便所間の経路を構成する通路について、以下アからカまでに記入		適	否	
ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げ		有	無	
イ 段の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入)		適	否	
(ア) 段を容易に識別できるもの		適	否	
(イ) つまづきにくい構造のもの	適	否		
ウ 幅は、内140cm以上(構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50cm以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とする。)	適	否		
エ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入)	有	無		
(ア) 幅は、内90cm以上(構造上やむを得ない場合は、80cm以上)	適	否		
(イ) 自動又は容易に開閉して通過できるもの	適	否		
オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと(構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設)	適	否		
カ 照明設備の設置	有	無		

(第4面)

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
	(4) (2)のアの便房が設けられた便所の出入口について、以下アからエまでに記入 ア 幅は、内80cm以上 イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと（傾斜路を設ける場合は、この限りでない。） ウ 車椅子使用者その他の障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識の設置 エ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 幅は、内80cm以上 (イ) 車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できるもの	適 否 適 否 有 無 有 無 適 否 適 否	
	(5) (2)のアの便房が設けられた便所の広さについて、以下アに記入 ア 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保	適 否	
	(6) (2)のアの便房が設けられた便所の便房について、以下アからキまでに記入 ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと イ 出入口に、当該便房が車椅子使用者その他の障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識の設置 ウ 腰掛便座及び手すりの設置 エ 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の設置 オ 出入口の幅は、内80cm以上 カ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 幅は、内80cm以上 (イ) 車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できるもの キ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保	適 否 有 無 有 無 有 無 適 否 有 無 適 否 適 否 適 否	
	(7) (2)のイの便所の1の(1)の経路と便所との間の経路を構成する通路について、以下アからカまでに記入 ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げ イ 段の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 段を容易に識別できるもの (イ) つまづきにくい構造のもの ウ 幅は、内140cm以上(構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とする。) エ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 幅は、内90cm以上(構造上やむを得ない場合は、80cm以上) (イ) 自動又は容易に開閉して通過できるもの オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと（構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設） カ 照明設備の設置	適 否 有 無 適 否 適 否 適 否 有 無 適 否 適 否 適 否 有 無	
	(8) (2)のイの便所の出入口について、以下アからウまでに記入 ア 幅は、内80cm以上 イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと（傾斜路を設ける場合は、この限りでない。） ウ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 幅は、内80cm以上 (イ) 車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造	適 否 適 否 有 無 適 否 適 否	
	(9) (2)のイの便所の広さについて、以下アに記入 ア 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保	適 否	
	(10) (2)のイの便所について、以下アからウまでに記入 ア 出入口に、当該便房が車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識の設置 イ 腰掛便座及び手すりの設置 ウ 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の設置	有 無 有 無 有 無	

(第5面)

整備項目	整備基準	整備状況		摘要
	(11) オストメイト対応設備 ア 汚物流し、給湯設備、荷物棚、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具を設置した便房 イ オストメイトのための設備の表示	有	無	
6 線状ブロック等及び点状ブロック等	(1) 通路等であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせる等敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の設置（視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合で、当該設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。）	有	無	
	(2) (1)の通路等とエレベーターの乗降ロビーに設ける制御装置、7の項(4)に定める設備(音によるものを除く。)、便所の出入口及び8の項に定める乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等に、それぞれ適切に組み合わせる等敷設し、又は音声等による視覚障害者を誘導する設備の設置（視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合で、当該設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。）	有	無	
	(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等に、点状ブロック等の敷設	有	無	
7 案内設備	(1) 車両等の運行(運航を含む)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供する設備の設置（電気設備がない場合その他技術上やむを得ない場合は、この限りでない。）	有	無	
	(2) 昇降機、便所又は乗車券等販売所の付近に、これらの設備があることを表示する標識の設置	有	無	
	(3) 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近に、昇降機、便所又は乗車券等販売所の配置を表示した案内板その他の設備の設置（これらの設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。）	有	無	
	(4) 公共通路に直接通ずる出入口又は改札口付近その他の適切な場所に、公共交通機関の施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備の設置	有	無	
8 乗車券等販売所	乗車券等販売所の設置(有の場合は、以下(1)から(3)までに記入)	有	無	
	(1) 1の項(1)に定める経路と乗車券等販売所との間の経路における通路について、以下アからカまでに記入 ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げ イ 段の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 段を容易に識別できるもの (イ) つまづきにくい構造のもの ウ 幅は、内140cm以上(構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50cm以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とする。) エ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 幅は、内90cm以上(構造上やむを得ない場合は、80cm以上) (イ) 自動又は容易に開閉して通過できるもの オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと(構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設) カ 照明設備の設置	適 有 適 適 有 適 適 有	否 無 否 否 無 否 否 無	
	(2) 出入口の設置(有の場合は、以下アからウまでに記入) ア 幅は、内80cm以上 イ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 幅は、内80cm以上 (イ) 車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できるもの ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと(構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設)	有 適 有 適 適	無 否 無 否 否	
	(3) カウンターの設置(有の場合は、以下アに記入) ア 車椅子使用者の円滑な利用に適した構造(常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造の場合は、この限りでない。)	有 適	無 否	

(第6面)

整備項目	整備基準	整備状況		摘要
9 待合所	待合所の設置(有の場合は、以下(1)から(3)までに記入)	有	無	
	(1) 1の項の(1)に定める経路と待合所との間の経路における通路について、以下アからカまでに記入 ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げ イ 段の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 段を容易に識別できるもの (イ) つまずきにくい構造のもの ウ 幅は、内140cm以上(構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とする。) エ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 幅は、内90cm以上(構造上やむを得ない場合は、80cm以上) (イ) 自動又は容易に開閉して通過できるもの オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと(構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設) カ 照明設備の設置	適 有 適 適 適	否 無 否 否 無	
	(2) 出入口の設置(有の場合は、以下アからウまでに記入) ア 幅は、内80cm以上 イ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 幅は、内80cm以上 (イ) 車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できるもの ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと(構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設)	有 適 有 適 適	無 否 無 否 否	
	(3) カウンターの設置(有の場合は、以下アに記入) ア 車椅子使用者の円滑な利用に適した構造(常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造の場合は、この限りでない。)	有 適	無 否	
	案内所の設置(有の場合は、以下(1)から(3)までに記入)	有	無	
	(1) 1の項の(1)に定める経路と案内所との間の経路における通路について、以下アからカまでに記入 ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げ イ 段の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 段を容易に識別できるもの (イ) つまずきにくい構造のもの ウ 幅は、内140cm以上(構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とする。) エ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 幅は、内90cm以上(構造上やむを得ない場合は、80cm以上) (イ) 自動又は容易に開閉して通過できるもの オ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと(構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設) カ 照明設備の設置	適 有 適 適 適	否 無 否 否 無	
(2) 出入口の設置(有の場合は、以下アからウまでに記入) ア 幅は、内80cm以上 イ 戸の設置(有の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 幅は、内80cm以上 (イ) 車椅子使用者その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できるもの ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと(構造上やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設)	有 適 有 適 適	無 否 無 否 否		
(3) カウンターの設置(有の場合は、以下アに記入) ア 車椅子使用者の円滑な利用に適した構造(常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造の場合は、この限りでない。)	有 適	無 否		
11 券売機	(1) 乗車券等販売所に券売機の設置(有の場合は、以下アに記入) ア 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造(販売者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。)	有 適	無 否	
12 休憩設備	障害者、高齢者等の休憩の用に供する設備の設置(旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。)	有	無	

(第7面)

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
13 鉄道駅	(1) 鉄道駅のプラットフォームについて、以下アからクまでに記入 ア プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする（構造上の理由により当該間隔が大きくなるときは、旅客に対しこれを警告するための設備の設置） イ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らにすること ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の乗降を円滑にするための設備の1以上の設置（構造上やむを得ない場合は、この限りでない。） エ 排水のための横断勾配は、1%を標準 オ 床の表面は、滑りにくい仕上げ カ ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備の設置 キ プラットホームの線路側以外の端部に、旅客の転落を防止するためのさくを設置（当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。） ク 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備の設置（電気設備がない場合その他技術上やむを得ない場合は、この限りでない。）	適 否 適 否 有 無 適 否 適 否 有 無 有 無	
	(2) 鉄道駅の適切な場所に、列車に設けられる車椅子使用者のための乗車設備に通ずる旅客用乗降口が停止する位置をプラットフォーム上に表示（位置が一定でない場合は、この限りでない。）	適 否	
14 バスターミナル	(1) バスターミナルの設置(有の場合、以下アからウまでに記入) ア 床の表面は、滑りにくい仕上げ イ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分に、さく、点状ブロック等その他の視覚障害者の当該場所への進入を防止するための設備の設置 ウ 当該乗降場に接して停留する自動車に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造	有 無 適 否 有 無 適 否	
	(2) 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所に、点状ブロック等、さくその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備の設置	有 無	
15 旅客船ターミナル	(1) 乗降用設備の設置(有の場合、以下アからウまでに記入) ア 幅は、内90cm以上 イ 手すりの設置（構造上やむを得ない場合は、この限りでない。） ウ 床の表面は、滑りにくい仕上げ	有 無 適 否 有 無 適 否	
	(2) 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所に、点状ブロック等、さくその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備の設置	有 無	
16 航空旅客ターミナル	(1) 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋（有の場合は、以下アからエまでに記入） ア 幅は、内90cm以上 イ 勾配は、1/12以下 ウ 手すりの設置 エ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げ	有 無 適 否 適 否 有 無 適 否	
	(2) 各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上について、幅は、内80cm以上	適 否	

施設整備項目表(道路)

道路の名称				
施設の所在地				
整備項目	整備基準	整備状況		摘要
1 歩道等	(1) セミフラット方式を基本とすること	適	否	
	(2) 歩道の有効幅員は、200cm以上(有効幅員は、当該歩道等の障害者、高齢者等の交通の状況を考慮して定める。)		cm	
	(3) 縦断勾配5%以下(地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8%以下)	適	否	
	(4) 車両乗入れ部を除く横断勾配1%以下(道路の構造、気象の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、2%以下)	適	否	
	(5) 横断歩道等に接続する歩道と車道との段差2cm標準	適	否	
	(6) 横断歩道における中央分離帯等と車道のすりつけについては、縁石等で区画し、同一の高さですりつけること	適	否	
	(7) 歩道等を横断する排水溝の設置(有の場合は、以下アからウまでに記入) ア 排水溝の溝ぶたの設置 イ 排水溝の溝ぶたは、滑りにくい仕上げ ウ 排水溝の溝ぶたは、キャスター及び杖等が落ちないもの	有 有 適 適	無 無 否 否	
	(8) 必要に応じて、線状ブロック等及び点状ブロック等と適切に組み合わせる敷設	有	無	
2 立体横断施設	(1) 立体横断施設の設置	有	無	
	(2) 地下横断歩道の有効幅員は、200cm以上(有効幅員は、当該歩道等の障害者、高齢者等の交通の状況を考慮して定める。)		cm	
	(3) 横断歩道橋の有効幅員は、200cm以上(有効幅員は、当該歩道等の障害者、高齢者等の交通の状況を考慮して定める。)		cm	
	(4) 段の設置(有の場合は、以下アからカまでに記入) ア 有効幅員は150cm以上 イ 2段式の手すりを両側に設置 ウ 回り段を設けないこと エ 表面は、粗面又は滑りにくく、かつ、水はけの良い材料の仕上げ オ 踏面とけあげの色は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造 カ 段の上端に近接する歩道等及び踊場に点状ブロック等の敷設	有 有 適 適 適 有	無 cm 無 否 否 無	
	(5) 必要に応じてエレベーターの設置(昇降の高さが低い場合その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設置。)	有	無	

施設整備項目表(公園)
(第1面)

公園等の名称		敷地面積	㎡	
公園等の種別				
整備項目	整備基準	整備状況		摘要
1 出入口	(1) 以上の出入口について、以下アからオまでに記入 ア 幅は、内120cm以上 イ 車椅子使用者が通過する際支障となる段を設けないこと ウ 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ エ 勾配は、8% (傾斜路の高さが16cm以下の場合は、12%) 以下 オ 車止めさくを設ける場合は、標準90cmの間隔で設置し、その後には150cm以上の水平な部分を設けること	適 適 適 適 適	否 否 否 否 否	
2 園路	(1) 主要な施設に至る1以上の園路について、以下アからキまでに記入 ア 幅員は180cm以上(やむを得ない場合は、通路末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で幅の内法を120cm以上とすることができる。) イ 車椅子使用者が通過する際支障となる段を設けないこと ウ 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ エ 縦断勾配は、4%以下とし、必要に応じて、踊場を設けること(地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8%以下) オ 横断勾配は、水勾配程度とし、可能な限り水平にすること カ 排水溝の設置(有の場合は、以下(ア)から(ウ)までに記入) (ア) 排水溝の溝ぶたの設置 (イ) 排水溝の溝ぶたは、滑りにくい仕上げ (ウ) 排水溝の溝ぶたは、キャスター及び杖等が落ちないもの キ 必要に応じて、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせで敷設	適 適 適 適 有 有 適 適 有	否 否 否 否 無 無 否 否 無	
3 階段	(1) 階段の設置(有の場合は、以下アからクまでに記入) ア 幅は、内120cm以上 イ 階段の寸法は、けあげ15cm以下、踏面35cm以上、けこみ2cm以下とし、同一階段では、各寸法は一定 ウ 階段の起点、終点及び高さ250cm以下ごとに、120cm以上の水平な部分の設置 エ 手すりの設置 オ 主たる階段は、回り段を設けないこと カ 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ キ 踏面とけあげの色は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造 ク 階段の上端及び踊場の部分に点状ブロック等の敷設	有 適 適 有 有 適 適 適 有	無 否 否 無 無 無 否 否 無	

(第2面)

整備項目	整備基準	整備状況			摘要	
4 便所	(1) 便所の設置	有 無				
	(2) 便所の構造について、以下ア及びイに記入 ア 床は、滑りにくい仕上げ イ 手洗いの水栓器具(レバー式、光感知式、その他)	適 有()	否 無			
	(車椅子使用者用便所の設置数)	男子用	女子用	共用	か所	
	(3) 車椅子使用者用便所を1以上を設置している便所の構造について、以下アからケまでに記入 ア 車椅子使用者用便所及び便所の出入口の幅は、内80cm以上 イ 車椅子使用者用便所及び便所の戸は、円滑に開閉して通過できる構造 ウ 床は、段を設けないこと エ 手洗いの高さは、車椅子使用者の使用が容易なもの オ 車椅子使用者用便所の表示 カ 車椅子使用者用便所の大きさ(間口×奥行) キ 手すりの設置 ク 腰掛便座の設置 ケ 大便器の洗浄装置(くつべら式、光感知式、その他)	適 適	否 否	適 適 有 有 有 有 有()	無 無 無 無 無 無 無	
	(4) 車椅子使用者用便所を設置していない便所の構造について、以下アに記入 ア 腰掛式便器又は手すりを設けた便所	有		無		
	(5) 男子用小便器のある便所の設置(有の場合は、以下アに記入) ア 床置き小便器の設置	有 有		無 無		
	(6) 便所に以下の設備(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上を設置) ア 乳幼児椅子及び乳幼児ベッド イ 乳幼児椅子及び乳幼児ベッドを設けている旨の表示	有 有		無 無		
	(7) オストメイト対応設備 ア 汚物流し、給湯設備、荷物棚、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具を設置した便所 イ オストメイトのための設備の表示	有 有		無 無		
	5 案内板等	(1) 案内板等の設置(有の場合は、以下ア及びイに記入) ア 高さ、文字の大きさ及び表示等に配慮し、分かりやすいもの イ 点字による表示又は音声その他の方法により視覚障害者が円滑に利用できる構造	有 適 適	無 否 否		
		(2) 車椅子使用者用便所の案内表示	有		無	
6 水飲み場	(1) 水飲み場の設置(有の場合は、以下アに記入) ア 障害者、高齢者等の利用に配慮した構造	有 適		無 否		
7 ベンチ	(1) ベンチの設置(有の場合、以下アに記入) ア 障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造	有 適		無 否		

(第3面)

整備項目	整備基準	整備状況		摘要
8 駐車場	(1) 駐車場の設置	有	無	
	(2) 車椅子使用者用駐車区画設置数(ある場合は、以下アからウまでに記入。()内は、全体の駐車台数を記入)	台()台		
	ア 車椅子使用者用駐車区画は、利用しやすい位置に設置	適	否	
	イ 幅は、350cm以上	適	否	
	ウ 車椅子使用者用駐車区画の表示(全駐車台数が5台以上の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入)			
	(ア) 障害者のための国際シンボルマークの塗装表示	有	無	
	(イ) 車椅子使用者用駐車区画の標識	有	無	
	(3) 出入口から車椅子使用者用駐車区画に至る通路について、以下アからオまでに記入			
	ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適	否	
	イ 段の設置(有の場合は、以下(ア)から(エ)までに記入)	有	無	
	(ア) 手すりの設置	有	無	
	(イ) 回り段を設けないこと	適	否	
(ウ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適	否		
(エ) 踏面端部とその周囲の色は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	適	否		
ウ 幅員は、120cm以上	適	否		
エ 通路の高低差(有の場合は、以下オに記入)	有	無		
オ 通路に高低差のある場合の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機の設置(傾斜路及びその踊場が有の場合は、以下(ア)から(カ)までに記入)	傾斜路 有 無	車椅子使用者用昇降機 有 無		
(ア) 幅員は、120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上)	適	否		
(イ) 勾配は、1/12以下(傾斜路高16cm以下の場合は、1/8以下)	適	否		
(ウ) 高さ75cmごとの踊場の踏幅は、150cm以上	適	否		
(エ) 手すりの設置	有	無		
(オ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適	否		
(カ) 傾斜路は、踊場及び通路と識別しやすいもの	適	否		
(4) 通路の排水溝の設置(有の場合は、以下アからウまでに記入)	有	無		
ア 排水溝の溝ふたの設置	有	無		
イ 排水溝の溝ふたは、滑りにくい仕上げ	適	否		
ウ 排水溝の溝ふたは、キャスター及び等が落ちないもの	適	否		
(5) 出入口の幅は、内80cm以上	適	否		
(6) 出入口は、車椅子使用者が通過する際支障となる段を設けないこと	適	否		

施設整備項目表(建築物以外の駐車場)

駐車場の名称			
駐車場の所在地			
面積及び駐車区画数	駐車用の供する部分の面積 ㎡ 駐車区画数 台		
整備項目	整備基準	整備状況	概要
1 駐車場	(1) 車椅子使用者用駐車区画設置数(ある場合は、以下アからウまでに記入) ア 車椅子使用者用駐車区画は、利用しやすい位置に設置 イ 幅は、350cm以上 ウ 車椅子使用者用駐車区画の表示(全駐車台数が5台以上の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入) (ア) 障害者のための国際シンボルマークの塗装表示 (イ) 車椅子使用者用駐車区画の標識	台 適 否 適 否 有 無 有 無	
2 通路	(1) 出入口から車椅子使用者用駐車区画に至る通路について、以下アからオまでに記入 ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ イ 段の設置(有の場合は、以下(ア)から(エ)までに記入) (ア) 手すりの設置 (イ) 回り段を設けないこと (ウ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ (エ) 踏面端部とその周囲の色は、識別しやすく、かつ、つまづきにくい構造 ウ 幅員は、120cm以上 エ 通路の高低差(有の場合は、以下オに記入) オ 通路に高低差のある場合の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機の設置(傾斜路及びその踊場が有の場合は、以下(ア)から(カ)までに記入) (ア) 幅員は、120cm以上(段を併設する場合は、90cm以上) (イ) 勾配は、1/12以下(傾斜路高16cm以下の場合は、1/8以下) (ウ) 高さ75cmごとの踊場の踏幅は、150cm以上 (エ) 手すりの設置 (オ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ (カ) 傾斜路は、踊場及び通路と識別しやすいもの	否 無 無 否 否 否 傾斜路 車椅子使用者用昇降機 有 無 有 無 適 否 適 否 適 否 有 無 適 否 適 否 適 否	
	(2) 排水溝の設置(有の場合は、以下アからウまでに記入) ア 排水溝の溝ふたの設置 イ 排水溝の溝ふたは、滑りにくい仕上げ ウ 排水溝の溝ふたは、キャスター及び等が落ちないもの	有 無 有 無 適 否 適 否	
3 出入口	(1) 出入口の幅は、内80cm以上 (2) 出入口は、車椅子使用者が通過する際支障となる段を設けないこと	適 否 適 否	

別記第4号様式(第8条関係)



- 備考 1 大きさは、縦20センチメートル、横20センチメートルとする。
- 2 色彩は、背景(上部)を水色、背景(下部)を青緑色、建物を淡黄色(窓にあつては、水色)、地面を表す円形を薄青緑色、人物及び車椅子をだいたい色(車椅子の人と車椅子が重なる部分にあつては、淡黄色)、文字を白色とし、4辺に5.5ミリメートルの余白を設ける。

別記第 5 号様式(第 11 条関係)

特定施設整備基準協議書

※受付欄

年 月 日

和歌山県知事 様
和歌山市長

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

和歌山県福祉のまちづくり条例(平成 8 年和歌山県条例第 41 号)第 19 条第 2 項の規定に
基づき、次のとおり協議します。

整備基準	整備基準による整備が困難な理由	整備基準に代わる措置

注 協議に係る部分の平面図その他必要な書類を添付すること。

別記第 6 号様式(第 11 条関係)

特定施設整備基準協議結果通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

和歌山県知事
和歌山市長 印

年 月 日付けで協議のあつた特定施設の整備基準の協議については、和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則(平成 9 年和歌山県規則第 15 号)第 11 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり通知します。

整 備 箇 所	協 議 に よ り 定 め た 基 準	協 議 結 果

別記第7号様式(第12条関係)

正	副
---	---

特定施設新築等工事(変更)届出書(建築物)

年 月 日

和歌山県知事 様
和歌山市長

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

和歌山県福祉のまちづくり条例(平成8年和歌山県条例第41号)第20条第1項(第3項)の規定により、新築等(変更)の内容を届け出ます。

特定施設の所在地						
特定施設の種類		特定施設の名称				
特定施設の工事種別		新築・新設(用途変更を含む)・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模な模様替				
主要用途		延べ面積(戸数)		m ² (戸)		
棟数	棟	主たる建築物の階数		地上	階・地下	階
建築物の棟別概要	建築物の名称	工事種別	階数	新築等の部分の床面積	既存の部分の床面積	合計
	()			m ²	m ²	m ²
	()			m ²	m ²	m ²
	()			m ²	m ²	m ²
	()			m ²	m ²	m ²
計	棟	—	—	m ²	m ²	m ²
変更の内容欄						
工事着手予定年月日		年	月	日	工事完了予定年月日	
		年	月	日		
設計者	事務所名			所在地		
	氏名			担当者名		電話
※処理欄					※受付	

注1 ※欄は記入しないこと。

2 共同住宅にあつては、延べ面積欄に戸数を記入すること。

3 施設整備項目表及び規則別表第3に掲げる図書を添付すること。

4 条例第19条第2項の規定により知事と協議した場合は、特定施設整備基準協議結果通知書の写しを添付すること。

5 正・副については該当するものに○印を記入すること。

別記第8号様式(第12条関係)

正 副

特定施設新築等工事(変更)届出書(建築物以外)

年 月 日

和歌山県知事
和歌山市長 様

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名〕

和歌山県福祉のまちづくり条例(平成8年和歌山県条例第41号)第20条第1項(第3項)の規定により、新築等(変更)の内容を届け出ます。

特定施設の所在地			
特定施設の種別		特定施設の名称	
特定施設の工事種別	新 設・そ の 他		
施設の敷地面積	m ²	工事区域の面積	m ²
主 な 施 設 の 内 容		施 設 の 面 積	備 考
		(m)	m ² (m)
		(m)	m ² (m)
		(m)	m ² (m)
		(m)	m ² (m)
		(m)	m ² (m)
合 計			m ² (m)
変更の内容欄			
工事着手予定年月日	年 月 日	工事完了予定年月日	年 月 日
設計者	事務所名	所在地	
	氏 名	担当者名	電話
※処理欄			※ 受付欄

- 注1 ※欄は記入しないこと。
- 2 道路にあつては、主な施設の内容欄に歩道の幅員を、施設の面積欄に歩道の延長をそれぞれ記入すること。
 - 3 施設整備項目表及び規則別表第4に掲げる図書を添付すること。
 - 4 条例第19条第2項の規定により知事と協議した場合は、特定施設整備基準協議結果通知書の写しを添付すること。
 - 5 正・副については該当するものに○印を記入すること。

別記第9号様式(第14条関係)

特定施設新築等工事完了届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

和歌山県福祉のまちづくり条例(平成8年和歌山県条例第41号)第22条の規定により、次のとおり特定施設の新築等の工事の完了を届け出ます。

特定施設の場所							
特定施設の種類		特定施設の名称					
建築物	工事種別	新築・新設(用途変更を含む)・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模な模様替					
	主要用途			延べ面積(戸数)	m ² (戸)		
	棟数	棟	主たる建築物の階数	地上	階・地下	階	
	建築物の名称	工事種別	階数	新築等の部分の床面積	既存の部分の床面積	合計	
	()			m ²	m ²	m ²	
			m ²	m ²	m ²		
			m ²	m ²	m ²		
計	棟	—	—	m ²	m ²	m ²	
建築物以外の施設	工事種別	新設・その他					
	施設の敷地面積	m ²		工事区域の面積	m ²		
	主な施設の内容			施設の面積		備考	
	(m)			m ² (m)			
	(m)			m ² (m)			
(m)			m ² (m)				
合計			m ² (m)				
設計者	事務所名			所在地			
	氏名			担当者名	電話番号		
届出の受付年月日		年	月	日	届出の受付番号		
工事完了年月日		年	月	日			
認定証交付請求の要否		要 ・ 否					
※処理欄					※受付欄		

注1 ※欄は記入しないこと。

2 共同住宅にあつては、延べ面積欄に戸数を記入すること。

3 道路にあつては、主な施設の内容欄に歩道の幅員を、施設の面積欄に歩道の延長をそれぞれ記入すること。

別記第1号様式(第6条関係)

(平25規則6・一部改正)

別記第2号様式(第7条関係)

(令3規則101・全改)

別記第3号様式(第7条、第12条関係)

(平18規則73・全改、平18規則78・平24規則2・平25規則6・平25規則63・令元規則52・一部改正、令5規則3・一部改正)

別記第4号様式(第8条関係)

(平24規則2・一部改正)

別記第5号様式(第11条関係)

(令3規則101・全改)

別記第6号様式(第11条関係)

別記第7号様式(第12条関係)

(令3規則101・全改、令5規則3・一部改正)

別記第8号様式(第12条関係)

(令3規則101・全改)

別記第9号様式(第14条関係)

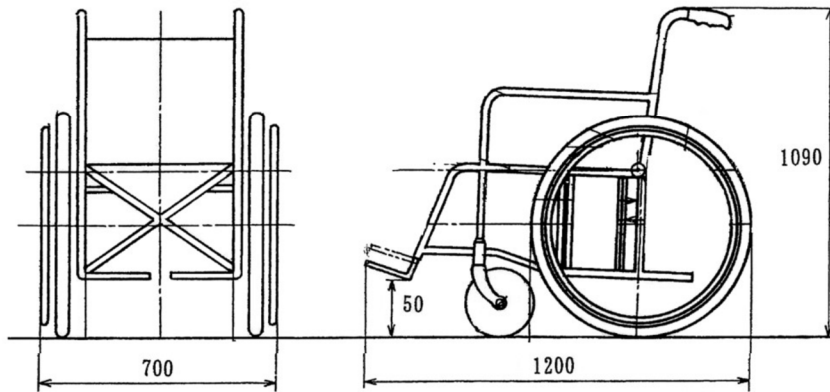
(令3規則101・全改、令5規則3・一部改正)

3. 車椅子使用者の基本寸法等

(1) 車椅子の使用者の寸法

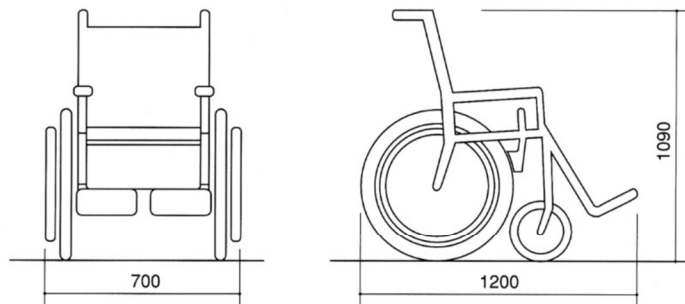
① 手動車椅子の寸法 (J I S T 9 2 0 1)

単位：mm



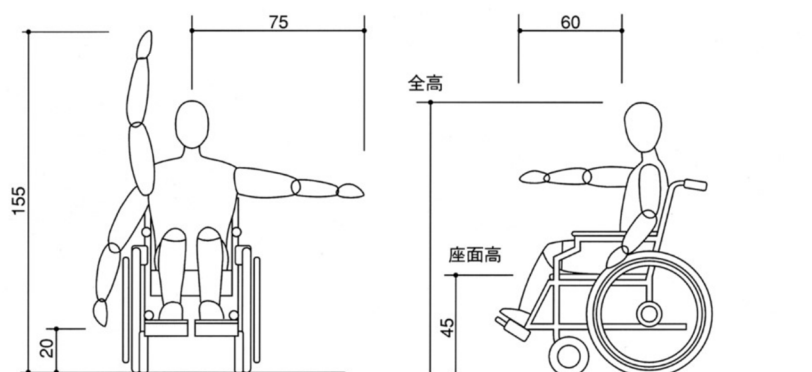
② 電動車椅子 (J I S T 9 2 0 3)

単位：mm



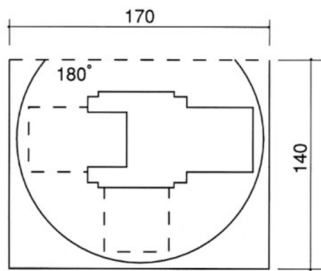
③ 人間工学的寸法

単位：cm

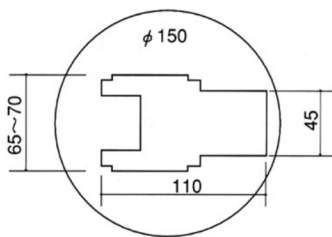


(2) 車椅子使用者の基本動作寸法

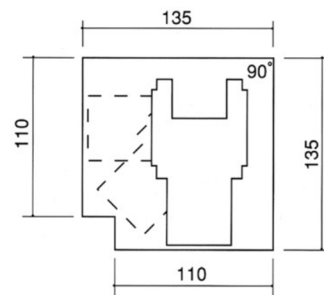
① 手動車椅子の最小動作空間
180° 回転 (車輪中央を中心)



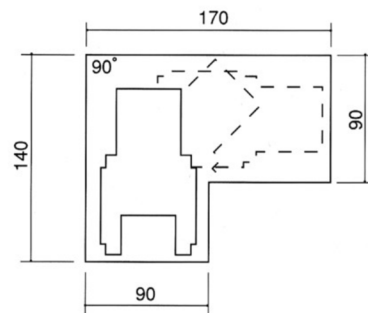
最小の回転円



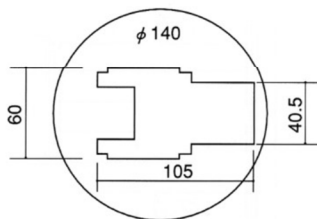
90° 回転 (車軸中央を中心)



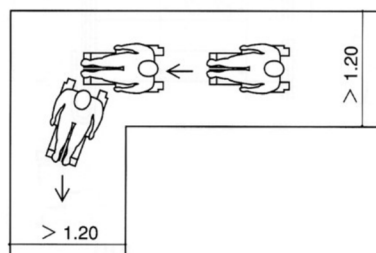
直角路の通過



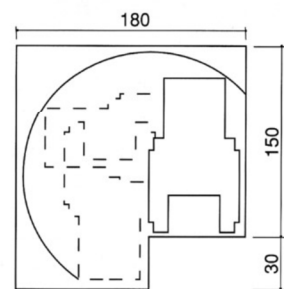
② 電動車椅子の最小動作空間
360° 回転 (車輪中央を中心)



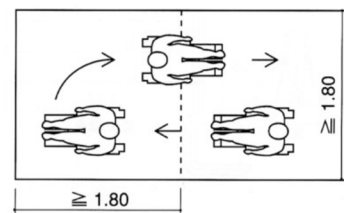
直角路の通過 (屋外用)



180° 回転 (車軸中央を中心)

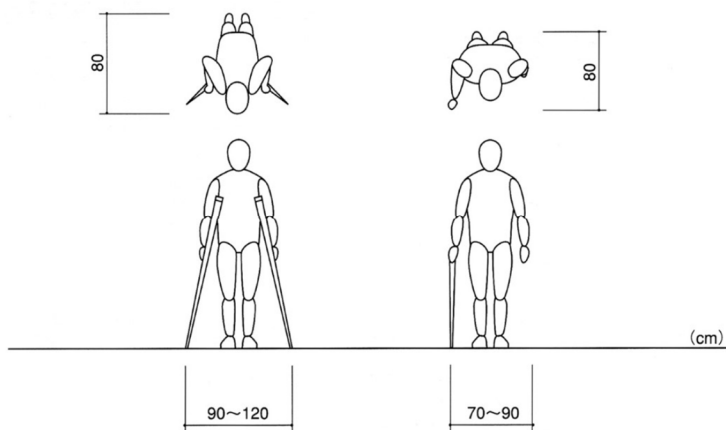


方向転換



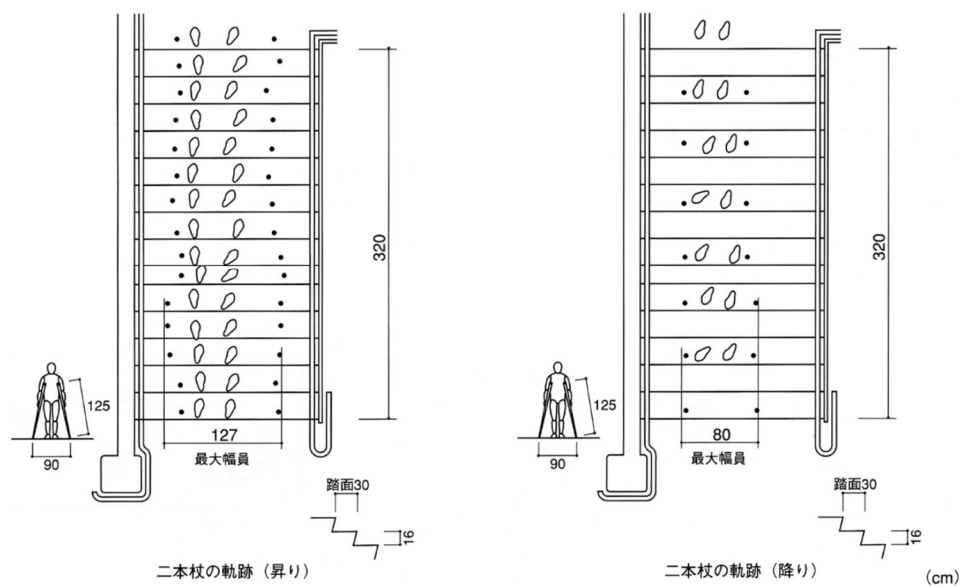
(3) 杖使用者の寸法

①人間工学的寸法



②計画上必要な動作空間

二本杖使用者の階段の昇降



4. 障害者のための国際シンボルマーク

(1) 国際シンボルマークの内容

国際シンボルマークは、障害者のリハビリテーション事業を実施している世界60数カ国以上の各国の団体及び国際団体から構成される国際障害者リハビリテーション協会により、障害者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルとして1969年に制定されたものである。



「国際シンボルマークを掲示するための最低基準」

○マークの基準

寸法 10cm角以上、45cm角以下が望ましい。

色調 原則として青地に白のマークあるいはその逆とし、対比の明確なものとする。

○マークの掲示を行なう場所の基準

玄関 地面と同じ高さにするか、階段のかわりに又は階段のほかに、傾斜路を設置する。

出入口 80cm以上開くものとする。回転ドアの場合は別の入口を併設する。

傾斜路 傾斜は1/12(勾配約4.7°)以下とする。室内外を問わず、階段のかわりに又は階段のほかに、傾斜路を設置する。

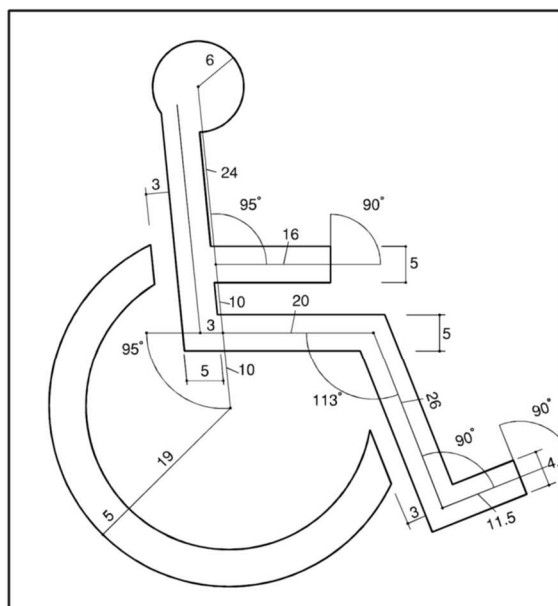
通路 130cm以上の幅とする。

トイレ 利用しやすい場所にあり、外開きドアで仕切り内部が広く、手すりがついたものとする。

エレベーター 入口幅は80cm以上とする。

(2) 国際シンボルマークの形状

国際シンボルマークの形状は下図のとおりである。



5. 標準案内用図記号

1 公共・一般施設 Public Facilities 49項目

推奨度 A												
	案内 Information	案内所 Question & answer	病院 Hospital	救護所 First aid	警察 Police	お手洗 Toilets	男女共用お手洗 All gender toilet	男性 Men	女性 Women	飲料水 Drinking water	喫煙所 Smoking area	(備考) 火気利用高例(例)で上記の図記号の 使用が規定されている場所には、上記 の図記号を使用する必要がある。
推奨度 B												
	チェックイン/受付 Check-in / Reception	忘れ物取返所 Lost and found	ホテル/宿泊施設 Hotel / Accommodation	きっぷ売り場/購票所 Tickets / Fare adjustment	手荷物一時預かり所 Baggage storage	コインロッカー Coin lockers	休憩所/待合室 Lounges / Waiting room	ミーティングポイント Meeting point	銀行・両替 Bank, money exchange [注] (通貨記号差し替え可)	キャッシュサービス Cash service [注] (通貨記号差し替え可)	海外旅行カード対応ATM ATM for overseas cards [注] (通貨記号差し替え可)	
	充電コーナー Charge point	郵便 Post	電話 Telephone	無線LAN Wireless LAN	ファックス Fax	カート Cart	エレベーター Elevator	エスカレーター Escalator	階段 Stairs	乳幼児用設備 Nursery	子どもお手洗 Children's toilet	
	おむつ交換台 Diaper changing table	ベビーチェア Baby chair	着替え台 Changing board	洋風便器 Sitting style toilet	和風便器 Squatting style toilet	温水洗浄便座 Spray seat	クローク Cloakroom	更衣室 Dressing room	更衣室(女性) Dressing room (women)	シャワー Shower	浴室 Bath	
	水飲み場 Water fountain	礼拝室 Prayer room	くず入れ Trash box	リサイクル品回収施設 Collection facility for the recycling products								
推奨度 C												
	自動販売機 Vending machine [注] (通貨記号差し替え可)											

2 交通施設 Transport Facilities 20項目

推奨度 B											
	航空機/空港 Aircraft / Airport	鉄道/鉄道駅 Railway / Railway station	船舶/フェリー/港 Ship / Ferry / Port	ヘリコプター/ヘリポート Helicopter / Heliport	バス/バスのりば Bus / Bus stop	タクシー/タクシーのりば Taxi / Taxi stop	レンタカー Rent a car	一般車 Car	自転車 Bicycle	レンタサイクル/ シェアサイクル Rental bicycle / Bicycle sharing	ロープウェイ Cable car
	ケーブル鉄道 Cable railway	駐車場 Parking	出発 Departures	到着 Arrivals	乗り継ぎ Connecting flights	手荷物受取所 Baggage claim	税関/荷物検査 Customs / Baggage check	出国手続/入国手続/ 検疫/留検審査 Immigration / Quarantine / Inspection	駅事務室/駅係員 Station office / Station staff		

3 商業施設 Commercial Facilities 11項目

推奨度 B						
	レストラン Restaurant	喫茶・軽食 Coffee shop	バー Bar	ガソリンスタンド Gasoline station	会計 Cashier [注] (通貨記号差し替え可)	
推奨度 C						
	店舗/売店 Shop	新聞・雑誌 Newspapers, magazines	薬局 Pharmacy	理容/美容 Barber / Beauty salon	手荷物託配 Baggage delivery service	コンビニエンスストア Convenience store

4 観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities 15項目

推奨度 B										
	展望地/展望地 View point	陸上競技場 Athletic stadium	サッカー競技場 Football stadium	野球場 Baseball stadium	テニスコート Tennis court	海水浴場/プール Swimming place	スキー場 Ski ground	キャンプ場 Camp site	イヤホンガイド Audio guide	温泉 Hot spring
推奨度 C										
	公園 Park	博物館/美術館 Museum	歴史的建造物 Historical monument	応用例 1 variant 1	応用例 2 variant 2				スポーツ活動 Sporting activities	懸掛式リフト Chairlift

5 安全 Safety

6項目

推奨度 A

					
消火器 Fire extinguisher	非常電話 Emergency telephone	非常ボタン Emergency call button	列車の非常停止ボタン Emergency train stop button	非常口 Emergency exit (備考) 消防法に基づく告知 (平成11年3月17日消防庁告示第2号)	広域避難場所 Safety evacuation area

6 禁止 Prohibition

23項目

推奨度 A

									
一般禁止 General prohibition	禁煙 No smoking	(備考) 火災予防条例(例)で 上記の図記号の使用が 規定されている場所には、 上記の図記号を使用 する必要がある。	火気厳禁 No open flame	進入禁止 No entry	駐車禁止 No parking	自転車乗り入れ禁止 No bicycles	立入禁止 No admittance	走るな/かけ込み禁止 Do not rush	ホームドア：たてかかない Do not lean objects on the platform door (注) (文字による補助表示が必要)
									
ホームドア：寄りかかない Do not lean over the platform door	さわらない Do not touch	捨てるな Do not throw rubbish	飲めない Not drinking water	携帯電話使用禁止 Do not use mobile phones	電子機器使用禁止 Do not use electronic devices (注) (文字による補助表示が必要)	撮影禁止 Do not take photographs	フラッシュ撮影禁止 Do not take flash photographs	着席禁止 Do not sit here	

推奨度 B

		
ベビーカー使用禁止 Do not use prams / strollers (注) (文字による補助表示が必要)	遊泳禁止 No swimming	キャンプ禁止 No camping

推奨度 C

	
飲食禁止 Do not eat or drink here	ペット持ち込み禁止 No uncaged animals

7 注意 Warning

9項目










推奨度 A

								
一般注意 General caution	障害物注意 Caution, obstacles (注) (文字による補助表示が必要)	上り段差注意 Caution, uneven access / up	下り段差注意 Caution, uneven access / down	滑面注意 Caution, slippery surface	転落注意 Caution, drop (注) (文字による補助表示が必要)	天井に注意 Caution, overhead	ホームドア： 手を挟まないよう注意 Caution, closing doors	感電注意 Caution, electricity (注) (文字による補助表示が必要)







8 指示 Mandatory

15項目 (矢印応用例は8種を1項目)

推奨度 A

									
一般指示 General mandatory	静かに Quiet please	シートベルトを締める Fasten seat belt	左側にお立ちください Please stand on the left (注) (文字による補助表示が必要)	右側にお立ちください Please stand on the right (注) (文字による補助表示が必要)	距離を保ってください Keep your physical distance (注) (文字による補助表示が必要)	マスクを着用してください Wear a facial mask	手を消毒してください Disinfect your hands	換気してください Please ventilate	(備考) 換気している状況を示す場合 換気しています Optimum air ventilation







推奨度 B











					
二列並び Line up in twos (注) (文字による補助表示が必要)	応用例 1 variant 1 一列並び (Line up in single file) (注) (文字による補助表示が必要)	応用例 2 variant 2 三列並び (Line up in threes) (注) (文字による補助表示が必要)	応用例 3 variant 3 四列並び (Line up in fours) (注) (文字による補助表示が必要)	矢印 Directional arrow	応用例 variants

9 アクセシビリティ Accessibility

17項目

推奨度 A

						
障害のある人が使える設備 Accessible facility	スロープ Slope	オストメイト用設備/ オストメイト Facilities for Ostomy / Ostomate	コミュニケーション Communication in the specified language (備考) 言語(ENGLISH)は、他の言語及び 図面に差し替え可	コミュニケーション：書誌対応 Communication: Writing	介助用ベッド Care bed	カムダウン・クールダウン Calm down, cool down (注) (文字による補助表示をつける場合は「カムダウン・クールダウン」とする) (備考) 「この設備は気持を落ち着かせるための部屋です」など、 運用に適した利用説明の表示をつけることが望ましい。

									
高齢者優先設備 Priority facilities for elderly people	障害のある人・ けが人優先設備 Priority facilities for injured people	内部障害のある人優 先設備 Priority facilities for people with internal disabilities, heart pacer, etc.	乳幼児連れ優先設備 Priority facilities for people accompanied with small children	妊産婦優先設備 Priority facilities for expecting mothers	高齢者優先席 Priority seats for elderly people	障害のある人・ けが人優先席 Priority seats for injured people	内部障害のある人優先席 Priority seats for people with internal disabilities, heart pacer, etc.	乳幼児連れ優先席 Priority seats for people accompanied with small children	妊産婦優先席 Priority seats for expecting mothers

6. 床仕上げ材料の滑り抵抗一覧

評価指標 : 床面の滑りにくさの指標として、J I S A 5 7 0 5 (ビニル系床材) 付属書に定める、「床材の滑り試験 (斜め引張型)」によって測定される、「滑り抵抗計数、(C. S. R. : Coefficient of Slip Resistance)」を用いる。

使用条件 : C. S. R. を規定する際には、床の使用条件を勘案して、以下のうちから当該部位において可能性のある表面状態を検討する。

- ①完全清掃の状態
- ②ほこり付着の状態
- ③水分付着の状態
- ④油付着の状態

材料・仕上 : 床の材料・仕上げは当該部位の使用条件を勘案したうえで、原則として C. S. R. が以下の値を満足する材料、仕上げとすること。

ただし、体育館の床など激しい運動動作を行う箇所についてはこの限りでない。

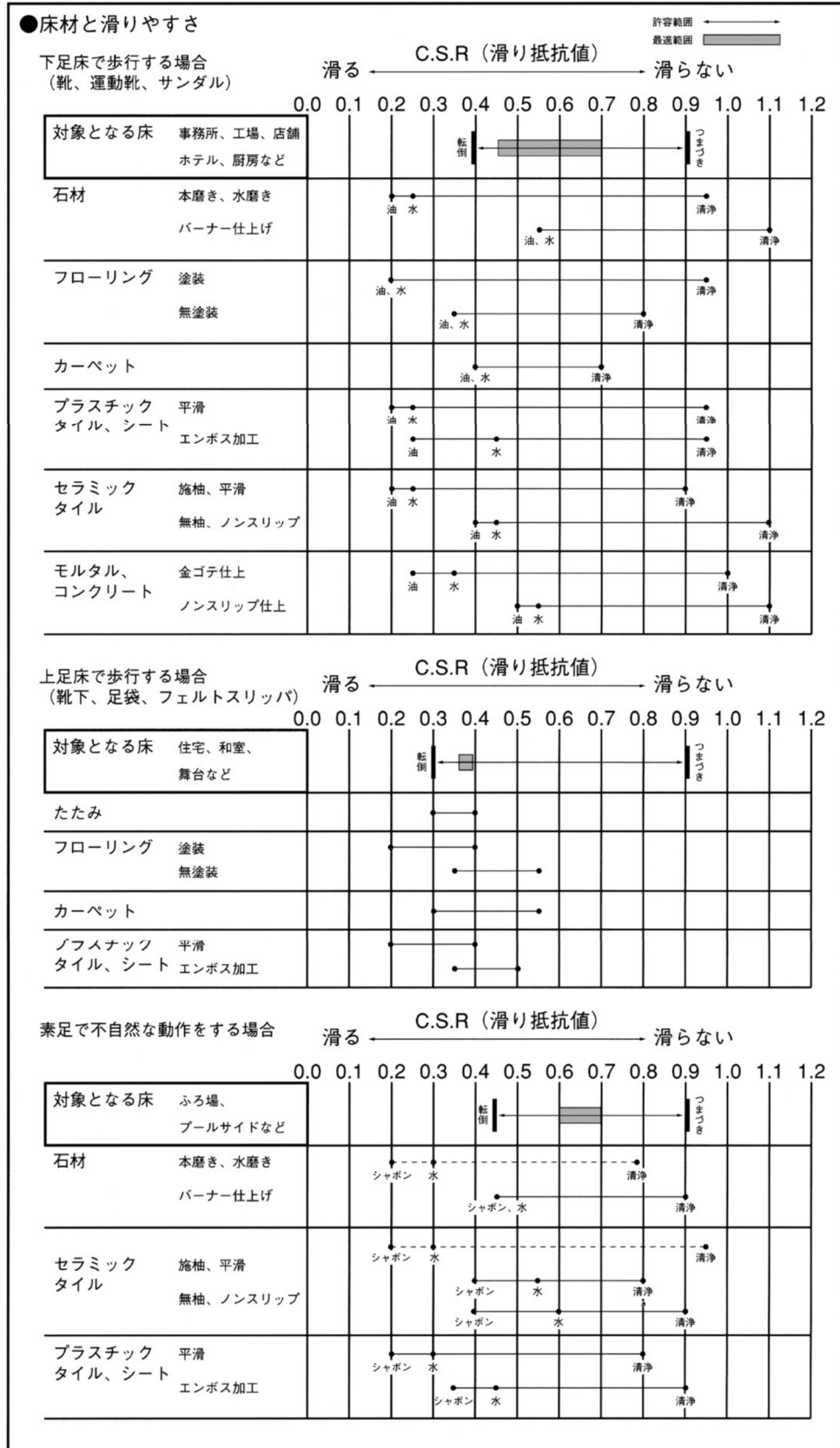
下足で歩行する部分	0. 4	～	0. 9
上足で歩行する部分	0. 3 5	～	0. 9
素足で歩行する部分	0. 4 5	～	0. 9
傾斜路部分	0. 5	～	0. 9

滑りの差 : 合一の床において、滑り抵抗に大きな差 (C. S. R. で 0. 2 以上) がある材料の複合使用は避ける。

※資料提供協力

東京工業大学名誉教授・東北工業大学工学部建築学科教授 小野英哲 氏

床材と滑りやすさ



参考文献一覧

文献名	編集・作成者	作成年月
高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省	令和3年3月
道路の移動円滑化整備ガイドライン	国土技術研究センター	令和4年6月
みんなのための公園づくり	日本公園緑地協会	平成29年3月
標準案内用図記号ガイドライン2021	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団	令和3年8月